

(案)

第5次 茨城県行財政改革大綱

平成21年2月策定
平成22年2月一部改定
平成23年2月一部改定

茨 城 県

県民サービス憲章

私たち県職員は、県民全体の奉仕者としての自覚と責任を持ち、最少の経費で最大の効果をめざし、県民本位のサービスに徹します。

また、絶えずサービスの改善に努めます。

- 1 迅速で的確なサービス
- 2 親切でわかりやすいサービス
- 3 公平・公正なサービス

(平成15年7月1日制定)

大綱の一部改定について

平成21年2月に策定した「第5次行財政改革大綱」及び同年3月に策定した「財政集中改革プラン」(推進期間：平成21～23年度)に基づき、全庁一丸となって行財政改革に取り組んでいるところでありますが、推進事項や数値目標については、その達成状況等を踏まえ、毎年度見直しを行うこととしております。

今回、茨城県行財政改革推進懇談会のご意見等をいただきながら、推進事項の追加及び内容修正等を行いました。下線部が修正箇所となっております。

(平成23年2月決定)

第5次茨城県行財政改革大綱の策定にあたって

本県においては、平成7年以降、4次にわたり行財政改革大綱を策定し、組織機構の簡素化、職員数の大幅な削減、事務事業の抜本的な見直し、職員の意識改革の徹底などさまざまな取り組みを行なってきました。

しかしながら、三位一体の改革による地方交付税の大幅かつ急激な削減に加え、米国発の世界的金融・経済危機が我国経済を直撃し、本県財政は、まさに未曾有の危機的状況に瀕しています。

さらに、今後も景気の先行きは不透明であり、県税収入の伸びが見込めない一方、医療・福祉関係経費や人件費（退職手当）の増嵩が見込まれ、巨額の財源不足が続くことが予想されます。

こうした状況の中、真の地方分権の実現に向け、自立した地方政府としての権限と責任に見合った地方税財源の充実・強化や地域間格差の是正に向けた取り組みを一層推進すると共に、持続可能な財政構造の確立に向け、更なる抜本的な改革に取り組み、ゆるぎない行財政基盤をつくりあげ、本県の新たな成長・発展を図っていくことが求められています。

そのため、今般、県議会財政再建等調査特別委員会の最終報告書や茨城県行財政改革推進懇談会、さらには県民の皆様の幅広いご意見等を踏まえ、平成21年度から平成23年度までを推進期間とする「第5次茨城県行財政改革大綱」を策定しました。

今後は、本大綱に基づき全庁一丸となって、県民の視点に立って行財政改革を一層徹底して推し進めつつ、地域全体で質の高い公共サービスを効率的に提供する自治体経営を進め、「人が輝く 元気で住みよい いばらき」の実現に向け全力で取り組んでまいりますので県議会をはじめ県民の皆様のご理解とご協力を何卒お願いいたします。

平成21年2月

茨城県知事 橋本 昌

目 次

第 1 さらなる改革の必要性和取り組みの基本方向

| | | |
|-----|----------------------------------|---|
| 1 | これまでの取り組みと成果 | 1 |
| 2 | さらなる改革の必要性 | 2 |
| (1) | 社会経済情勢の変化 | |
| ① | 第二期地方分権改革の推進，道州制の議論の活発化 | |
| ② | 三位一体の改革や世界的な景気後退等による地方財政への影響の深刻化 | |
| ③ | 地方公共団体財政健全化法等の施行 | |
| (2) | 未曾有の危機的状況に瀕している本県財政 | |
| 3 | 改革の基本理念と視点 | 3 |
| 4 | 3年間に『4つの改革プログラム』を進めます | 4 |
| 5 | 推進状況の公表及び点検等 | 4 |

第 2 改革のプログラム

1 財政構造改革

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| (1) | 財政健全化目標 | 5 |
| | ・「財政再生団体」に転落しかねない財政構造からの脱却 | |
| | ・県債管理基金からの繰替運用の削減 | |
| | ・県債残高の圧縮 | |
| | ・将来負担額の改善とプライマリーバランスの黒字化 | |
| (2) | 歳出改革 | |
| ア | 人件費の抑制 | 7 |
| ① | 職員数の削減 | |
| | ・各部門における職員数の削減 | |
| ② | 給与構造改革等 | |
| | ・職員給与等の適正化・見直し | |
| | ・能力・勤務実績に応じた給与処遇 | |
| イ | 県全体の公債費負担等の抑制（平準化） | 11 |
| | ・県債発行額の抑制 | |
| | ・金利負担の軽減 | |
| | ・全庁的な資金管理の徹底 | |
| | ・大好きいばらき県民債の発行 | |
| | ・償還期間の長期化 | |
| ウ | 公共投資の縮減・重点化等 | 13 |
| | ・公共投資の縮減・重点化等 | |
| | ・公共事業に係る各種評価の推進 | |
| | ・公共土木施設等の長寿命化の推進 | |
| エ | 大規模建設事業等の見直し | 15 |
| | ・大規模建設事業の見直し | |
| | ・大規模イベントの見直し | |
| オ | 事務事業の見直し | 15 |
| | ・事務事業再構築 | |
| | ・県単補助金の見直し | |
| | ・維持管理経費・内部管理経費の見直し | |
| カ | 公営企業会計・特別会計の見直し | 17 |
| | ・企業会計繰出金の抑制 | |
| | ・県立病院改革の取り組みの推進 | |
| | ・特別会計繰出金の抑制 | |
| | ・特別会計の見直し【一部再掲】 | |
| (3) | 歳入の確保 | 20 |
| | ・県税徴収率の向上・課税の適正化【一部再掲】 | |
| | ・課税自主権の活用 | |
| | ・受益者負担の適正化 | |
| | ・広告収入等の確保 | |
| | ・県等保有土地の処分推進 | |
| | ・県有財産の有効活用 | |
| | ・収入未済額の縮減 | |
| | ・基金の見直し | |
| (4) | 予算編成・予算執行の改革 | 24 |
| | ・生活大県いばらき特別枠等の設定 | |
| | ・政策評価等の有効な活用 | |
| | ・予算執行における節約の奨励 | |
| | ・財政状況の広報 | |

| | |
|-----------------------------------|----|
| (5) 新たな成長・発展のための取り組み | 25 |
| ・緊急経済・雇用対策の推進 | |
| ・県税の優遇措置等による企業立地の促進【一部再掲】 | |
| ・産学官の力を結集させた最先端科学技術拠点の形成 | |
| ・成長分野進出の促進 | |
| ・競争力のある商工業の育成 | |
| ・サービス産業の創出・育成 | |
| ・茨城農業改革等の推進 | |

2 出資団体改革

| | |
|----------------------------------|----|
| (1) 出資団体のあり方の抜本的見直し | 27 |
| ・出資団体のあり方の抜本的見直し | |
| ・県議会「県出資団体等調査特別委員会」の提言を受けた対応 | |
| (2) 経営の健全化 | 28 |
| ・経営改革の推進 | |
| ・経営責任の明確化 | |
| ・経営状況に応じた組織のスリム化等 | |
| (3) 県関与の見直し | 30 |
| ・人的関与の見直し | |
| ・財政的関与の見直し | |
| (4) 個別法人の推進事項 | 31 |

3 県庁改革

| | |
|------------------------------------|----|
| (1) 県民本位の行政サービス | |
| ア 満足度の高いサービス提供 | 35 |
| ・県民サービス向上運動の推進 | |
| ・クリーンオフィス運動の推進 | |
| ・昼休み時間の窓口開庁 | |
| ・ユニバーサルデザインの推進（高齢社会等に対応した生活環境等の整備） | |
| イ 情報発信と県民の声の県政への反映 | 36 |
| ・いばらきのイメージ向上 | |
| ・多様な広報媒体の活用と職員による情報発信の強化 | |
| ・県民と知事との対話の推進 | |
| ・県政への県民意見の反映の充実 | |
| ・県政出前講座の一層の充実 | |
| ・コスト情報の提供 | |
| ・警察活動に対する県民理解の醸成 | |
| ・災害情報の提供 | |
| ウ 規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化の推進 | 39 |
| ・県条例等に基づく規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化 | |
| ・事務処理期間の短縮 | |
| (2) 成果を重視した行政経営の推進 | |
| ア 民間経営手法の導入 | 40 |
| ・新たな人事評価制度の導入 | |
| ・成果重視の業務の推進 | |
| ・政策評価制度の推進 | |
| ・公共事業に係る各種評価の推進【再掲】 | |
| ・試験研究機関の機能強化 | |
| ・環境マネジメントの取り組みの推進 | |
| イ 民間活力の導入 | 42 |
| ・民間委託の推進【一部再掲】 | |
| ・指定管理者制度の活用拡大 | |
| ・競輪開催業務の見直し | |
| ・民間提案型業務委託手法の導入検討 | |
| ・PFI手法の活用 | |
| (3) 職員の意識改革、組織の活性化 | 43 |
| ・新たな人事評価制度の導入【再掲】 | |
| ・職員のやる気を高める仕組みの充実 | |
| ・職員の育成方法の見直し | |
| ・管理職のリーダーシップ・マネジメント能力の向上【一部再掲】 | |
| ・職員研修の充実 | |
| ・無駄排除に向けた仕事のやり方を見直し | |
| ・希望降任制度の適正な運用 | |
| ・女性職員が活躍できる環境の整備 | |
| ・職員が働きやすい職場環境の整備 | |

| | |
|---|-----|
| (4) 多様な人材確保 | 4 8 |
| ・多様な人材の確保 | |
| ・高齢職員の活用 | |
| (5) 政策課題に柔軟かつ的確に対応する体制整備 | 4 9 |
| ・県の重要な政策等に対する推進体制の整備 | |
| ・本庁と出先機関との役割分担 | |
| ・出先機関の見直し | |
| ・行政客体や事業動向に対応した組織の見直し | |
| ・公立小・中学校の規模の適正化 | |
| ・県立高等学校の再編整備 | |
| ・公立小・中学校教員の業務の軽量化 | |
| ・市町村職員の県職員併任 | |
| ・審議会・推進本部等の見直し | |
| (6) 県民の利便性の向上と業務の最適化を図る電子県庁の推進 | 5 4 |
| ・業務・システムの全体最適化（E A）の推進 | |
| ・I Tガバナンスの充実・強化 | |
| ・セキュリティの確保とI Tスキルの向上 | |
| ・県民の利便性を向上させる行政情報システムの充実 | |
| ・市町村や民間との連携推進 | |
| ・住民基本台帳カードの普及促進 | |
| (7) 県民・企業等との連携・協働による地域づくり | 5 7 |
| ・N P O等との連携・協働の推進 | |
| ・公共施設サポーター制度の拡充 | |
| ・民間企業等との連携・協働の推進 | |
| ・大学等との連携・協働の推進 | |
| ・審議会委員の公募・女性委員の積極的登用 | |
| (8) 透明性の向上・チェック体制の強化 | 5 9 |
| ・透明性の向上・チェック体制の強化推進【一部再掲】 | |
| ・情報公開の推進 | |
| ・適正な公金取扱いの徹底 | |

4 分権改革

| | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 地方分権改革の推進に向けた取り組み | 6 1 |
| ・「地方政府」の確立に向けた地方分権改革の推進 | |
| ・広域自治体である県の果たすべき役割・機能などの研究推進 | |
| ・広域連携の推進 | |
| (2) 市町村との連携・協力の推進 | 6 4 |
| ・市町村への権限移譲の推進 | |
| ・対等な人事交流の推進 | |
| ・政策形成能力等の向上に向けた研修の充実 | |
| ・市町村に対する県の関与の廃止・縮減 | |
| (3) 市町村合併の推進 | 6 6 |
| ・市町村合併の推進 | |
| ・旧法下での合併市町のまちづくり支援 | |
| ・主な数値目標に係る改革工程表 | 6 8 |

(参考資料編)

| | |
|--------------------------------|-----|
| ・本県財政の概況 | 7 3 |
| ・県政世論調査結果(行財政改革関係抜粋)の分析 | 7 4 |
| ・保有土地等に係る実質的な将来負担への対策(案) | 7 5 |
| ・大規模建設事業, 大規模イベント一覧 | 7 7 |
| ・県出資団体の概要 | 7 8 |
| ・廃止・緩和する規制, 簡素化する行政手続 | 8 1 |
| ・指定管理者施設一覧 | 8 3 |
| ・県出先機関の再編の概要 | 8 4 |
| ・県に事務局を置く任意団体の見直し | 8 5 |
| ・国に対し権限移譲を求める事務 | 8 6 |
| ・国に見直しを求める関与 | 8 7 |
| ・市町村へ権限を移譲する事務 | 8 9 |
| ・市町村への県の関与の廃止・縮減 | 9 3 |
| ・市町村の事務負担の軽減化 | 9 4 |

第1 さらなる改革の必要性と取り組みの基本方向

1 これまでの取り組みと成果

本県では、これまで社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズなどに対応し、質の高いサービスを最少の経費で提供できる簡素で効率的な行政システムを構築するため平成7年12月に「茨城県行政改革大綱」を策定して以来、平成10年3月に「茨城県行財政改革大綱」、平成15年3月「茨城県第三次行財政改革大綱」を、そして平成18年3月には「第4次茨城県行財政改革大綱」を策定し、全庁一丸となって「改革」を推進してきました。

この間、組織機構の簡素・効率化や職員数の削減に努め、全国でもトップクラスのスリムな体制を構築するとともに、事務事業の抜本的見直しや出資団体の経営健全化、さらには県税徴収率の向上に向けた取り組み、県有未利用地の売却促進など、歳入・歳出全般にわたるさまざまな改革に取り組んできました。

さらには、職員の意識改革の徹底を進めながら、常に県民の視点に立って仕事の進め方や業務の見直しを行うなど、単なる減量化だけの改革にとどまらない取り組みを進め、着実な成果をあげてきました。

※茨城県の行財政改革の主な取り組み状況（平成6年～20年）

| | |
|-------------------|---|
| 職員数の削減 | 一般行政部門：1,360人削減（▲20.0%） 教育部門：2,109人削減（▲8.3%） |
| 組織のスリム化 | 1部1局9課を削減 本庁組織：8部2局80課 → 7部1局71課 |
| 県税などの歳入対策 | 約708億円を確保 ・県税収入：約574億円 ・使用料手数料等：約66億円 ・県有未利用地売却収入：約68億円 |
| 事務事業の見直し | 約2,768億円を確保 ・一般行政施策の見直し、公共投資の縮減・重点化、 内部管理経費等の節減など |
| 出資団体の経営改善 | 単年度赤字団体数を13団体削減 ・25団体（7年度決算）→12団体（19年度決算） |
| 市町村への権限移譲 | 56法令710事務の権限移譲、平成14年度から「まちづくり特例市」制度導入 |
| 職員の意識改革や県民サービスの向上 | 県民サービス憲章制定（15年度） 目標チャレンジ、アイデアオリンピック実施（15年度～）、一職場一改善運動・あいさつ声かけ運動推進（15年度～）、新たな人事評価制度の試行（18年12月～） |

2 さらなる改革の必要性

しかしながら、本県の行財政を取りまく環境は、以下のとおり第4次大綱を策定した平成18年3月時点から大きく変化してきており、これらに対処し、改革戦略のさらなる深化を図ることが必要となっています。

(1) 社会経済情勢の変化

① 第二期地方分権改革の推進，道州制の議論の活発化

平成18年12月に制定された地方分権改革推進法に基づく第二期地方分権改革においては、政府の地方分権改革推進委員会が「地方が主役の国づくり」に向け、国の関与の廃止・縮小や権限移譲の推進、さらには地方税財政制度の充実・強化に向け精力的な議論を行い、平成20年5月の第1次勧告、同年12月の第2次勧告に続き、平成21年には第3次勧告が行われることとなっています。これらを受け、政府においては、地方分権改革推進計画を策定し、新地方分権一括法（仮称）の制定を目指しています。

また、こうした分権改革の流れの中で、現行の都道府県制を見直し、「道州制」の導入に向けた動きが活発化してきており、我が国の統治体制や広域自治体のあり方等についてさまざまな議論が繰り広げられています。

② 三位一体の改革や世界的な景気後退等による地方財政への影響の深刻化

平成16年度から平成18年度にかけて進められた三位一体の改革により、5.1兆円もの地方交付税が減額された影響は甚大であり、さらに少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増嵩等により、地方財政は危機的状況に瀕しています。

これまで、地方は国を上回る定員削減を行い、事務事業の大幅な見直し、公共投資の縮減など行革努力を重ねてきましたが、地方の自立どころか、地域間の税収等の格差が拡大し、このまま推移すれば住民サービスに深刻な影響を及ぼすことは必至の状況となっています。

さらに、世界的金融危機・景気後退が、我が国にも深刻な影響を及ぼし、雇用情勢や企業収益が急激に悪化しており、地方財政は、今後地方税の大幅減等により一層悪化する恐れがあります。

③ 地方公共団体財政健全化法等の施行

一般会計等だけではなく地方公営企業等を加えた連結実質赤字比率や、出資団体等までを含めたストック指標である将来負担比率などの新たな財政指標に基づき、財政の早期健全化又は再生を図る新たな制度として平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、平成19年度決算から適用されています。

また、公益法人制度については、従来の主務官庁による設立認可制度から民間有識者委員会の意見に基づき公益認定を行う制度に改正され、現行法人は、公益法人関連三法の施行（平成20年12月）後5年以内に認定を受け、公益社団・財団法人または、一般社団・財団法人へ移行することとなります。

(2) 未曾有の危機的状況に瀕している本県財政

本県の財政は、歳入面では、三位一体の改革により、地方交付税が平成15年度に比べて約1,000億円も減り、一般財源は単年度あたり約300億円も減少しています。加えて、世界的な景気後退等により、平成21年度の税収は過去最大規模で減少し、今後も不透明な見通しであるなど、深刻な財政状況にあります。

また、県債残高は、臨時財政対策債など特例的な県債の発行により、平成21年度末に約1兆8,000億円まで増加する一方、財源不足に充てられる一般財源基金は、ほぼ枯渇しています。このため、財源不足の解消に、緊急避難的な措置として、県債管理基金からの借入（繰替運用）を行わなければ当初予算を編成できない状況にあります。

加えて、平成21年度地方財政対策により、実質的な地方交付税の増額など地方一般財源総額は確保されたものの、臨時財政対策債の大幅な増発を伴うため、プライマリーバランスの均衡の確保は大きく損なわれるものとなっています。

さらに、歳出面では、人件費（退職手当）や社会保障関係経費の増嵩等により財政構造の硬直化が一段と進んでいます。また、将来負担比率は289.9%と全国でも高い水準にあり、県債残高の抑制や保有土地の早期処分等による計画的な改善が喫緊の課題となっています。

こうした現下の「財政再生団体」に転落しかねない財政危機を克服し、持続可能で健全な財政構造を早期に確立するため、これまで以上に徹底した行財政改革に取り組んでいく必要があります。

3 改革の基本理念と視点

《基本理念》

『いばらきの新たな成長・発展に向け、
県民の視点に立った、質が高く、効率的な県民サービスの提供』

《改革の視点》

基本理念に基づき、次の4つを基本的な視点としながら改革に取り組みます。

① 活力ある自立した「地方政府」の構築

自己決定・自己責任の原則のもと、地域のニーズに的確に応え、地域政策を総合的・創造的かつ強力に推進する「地方政府」の構築に向け、県庁全体が有機的かつ迅速・機敏に連携し合う活力と総合力のある組織としていくとともに、透明性の向上や説明責任の徹底を図っていきます。

② 行財政資源の徹底した活用

地域のニーズを十分考慮に入れながら、本格的な分権型社会において県の果たすべき役割を明確化し、「あれもこれも」から「あれかこれか」、すなわち地域経済、地域社会の活性化を図ることができ、本県の新たな成長

・発展につながるような施策を選択し，行財政資源を重点的・効果的に活用することを徹底し，常に最少の経費で最大の効果が挙げられるようPDCAサイクルの確立等により業務を推進していきます。

③多様な主体との連携・協働

地域における公共サービスは，「官」だけでなく，「民」が重要な担い手であるとの認識に立って，従来の官民の役割分担を見直し，民間活力を積極的に取り入れるほか，県民，NPO，団体，企業，大学など多様な主体と連携・協働した公共サービスを一層拡大していきます。

④グローバルな視点で，スピーディーかつ果敢に行動

改革の最前線に立つ県職員は，県民サービス憲章の精神にのっとり，県民・生活者の視点に立って，真に必要な行政サービスが何かを考え，無駄な仕事は徹底的に排除し，コスト意識・経営感覚を磨き，社会経済情勢の変化をグローバルな認識で捉え，スピーディーかつ果敢に行動していきます。

4 3年間に『4つの改革プログラム』を進めます

県財政は危機的状況に瀕しており，これをいかに克服していくかが県政の最重要課題であることに鑑み，「財政構造改革」を改革の柱のトップに据え，「出資団体改革」，「県庁改革」，「分権改革」の4つの改革プログラムに平成21年度から平成23年度までの3か年で取り組んでいきます。

総推進項目数：118件

総目標設定数：57件

5 推進状況の公表及び点検等

行財政改革の推進に当たっては，知事を先頭に全ての県職員一人ひとりが自らの問題とし，全庁一丸となって取り組みむことはもちろんですが，県民の皆様のご理解を得ながら，その参画と協働により改革を進めていくためにも，具体的な数値目標や改革工程などについてもできるだけ簡明にわかりやすくまとめていきます。

また，毎年度改革の推進状況などをわかりやすく公表し，県議会や県民の皆様からのご意見を頂きながら改革を着実に推進していきます。

なお，推進事項や数値目標等については，計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）（PDCAサイクル）に基づき，毎年度ローリングを行い不断の点検をしていきます。

（凡例）●：第5次大綱で新規に推進する取り組み及び第4次大綱の取り組みを拡充するもの

○：第4次大綱で上げた取り組みを引き続き推進するもの

下線部：平成23年2月改定箇所

数値目標：原則平成23年度までの3年間の目標

第2 改革のプログラム

1 財政構造改革

喫緊の課題である緊急経済・雇用対策に全力を挙げて取り組むこととするが、本県財政は依然として危機的な状況にあることから、これまで以上に徹底した改革を進め、平成23年度からスタートする「いきいきいばらき生活大県プラン」(新県総合計画)の推進を下支えできる、持続可能で健全な財政構造の確立を図ります。

(1) 財政健全化目標

- 「財政再生団体」へ転落しかねない財政構造を抜本的に改革します。
- 毎年度、当初予算における県債管理基金からの繰替運用を確実に減らしていくことを目指します。
- 県債残高(国の地方財政対策による特例的県債を除く)をさらに減少させることを目指します。
- 将来負担額の改善を図るとともに、平成23年度を目途にプライマリーバランスの黒字化を目指します。しかしながら、現在、経済情勢が極めて流動的・不透明な中では、景気回復を最優先とし、国と歩調を合わせて取り組む必要があり、その達成は困難と考えられますが、目標達成が遅れる場合であっても、財政規律の観点からできる限り早期の達成を目指します。

(推進事項)

「財政再生団体」に転落しかねない財政構造からの脱却

- 県財政は危機的な状況にあることから、当面はあらゆる手段を講じ、「財政再生団体」へ転落しかねない財政構造を抜本的に改革し、持続可能で健全な財政構造への転換を目指します。

(参考) 財政再生団体等への転落ライン

- ・ 本県の標準財政規模(H21年度決算): 約5,918億円
- ・ 財政再生団体への転落ライン(標準財政規模の5%) 実質赤字額: 約296億円
- ・ 早期健全化団体への転落ライン(標準財政規模の3.75%) 実質赤字額: 約222億円

- 計画的な改革の推進のため、大綱推進期間中の「財政収支見通し」を作成し、財政健全化の具体的方策とその目標額を掲げた新たな「財政集中改革プラン」を策定するとともに、県税収入の動向や地方税財政制度の改正の状況等を踏まえて、毎年度見直しを行います。(平成18年度から実施: 財政課)
- 財政運営・改革の状況について、地方公共団体財政健全化法に基づく将来負担比率等の指標を含めて、広報紙、インターネット等を通じて、わかりやすく公表します。(平成20年度から実施: 財政課)

県債管理基金からの繰替運用の削減

- 毎年度、当初予算における県債管理基金からの繰替運用(平成21年度 190億円)を確実に減らしていくとともに、概ね5年後を目途に繰替運用なしの予算編成を達成することを目指します。
ただし、三位一体の改革によりもたらされた現在の構造的な財政危機においては、県自らの改革努力のみでの達成は困難であることから、地方交付税の復元・充実、地方消費税の拡充など地方税財政制度の抜本的な見直しを国に対して引き続き強く要請していきます。
(制度改正要望は平成16年度から実施: 財政課)

| | |
|-----------|-------------------------------------|
| 目標 | 毎年度、当初予算における県債管理基金からの繰替運用を確実に減少させる。 |
|-----------|-------------------------------------|

【最近の取り組み】

繰替運用の推移 (単位：億円)

| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 県債管理基金の基金残高 | 242 | 213 | 257 | 259 | 347 | 336 | 290 | 379 |
| 繰替運用額 | 45 | 45 | 45 | 145 | 180 | 200 | 190 | 110 |

* H15からH21までの繰替運用は3月補正で解消

* 繰替運用：財源不足のため、緊急避難的措置として満期一括県債の将来の償還のために積立を行っている県債管理基金から一般会計が借り入れること。なお、これまで、繰替運用は最終補正で解消している。

県債残高の圧縮

- 中長期的に持続可能で健全な財政構造を確立するため、歳入・歳出両面にわたり徹底した改革を進めることで県債の新規発行額を抑制することにより、県債残高（国の地方財政対策による特例的県債を除く）をさらに減少させることを目指します。

| | |
|-----------|---|
| 目標 | 毎年度、県債残高（国の地方財政対策による特例的県債を除く）をさらに減少させる。 |
|-----------|---|

【最近の取り組み】

県債残高の推移 (単位：億円)

| | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 通常県債 | 14,288 | 14,189 | 14,015 | 14,107 | 14,246 |
| 特例的県債 | 2,799 | 2,979 | 3,393 | 4,272 | 5,280 |

* H18からH21までは決算額，H22は9月補正後予算額による。
 * H21の通常県債残高の増は、国の経済対策等に伴い公共投資に充てる県債が増加したことによる。
 * H22の通常県債残高の増は、茨城県住宅供給公社の解散に伴い第三セクター等改革推進債を発行したことによる。

* 特例的県債：地方交付税の代替財源として発行する臨時財政対策債や、調整債，減収補てん債（赤字債分），減税補てん債など，地方財政の収支不足等を補うために制度的に発行せざるを得ない県債

将来負担額の改善とプライマリーバランスの黒字化

- 将来の世代に過大な借金を負担させない財政運営を行う観点から、歳入・歳出両面にわたり徹底した財政構造の改革を実施することにより、将来負担額の改善を図っていきます。

* 将来負担額：地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定に用いる，全職員の退職手当支給予定額や借入金（県債）残高，地方公営企業や出資法人等の債務の残高など，一般会計等が将来負担する可能性のある実質的負債の合計額

- 保有土地等に係る将来負担額が1,890億円程度と大きくなっていることから、全庁あげて保有土地の早期処分に取り組みながら、今後20年程度をかけて、計画的に将来負担額の改善を図ります。

また、「保有土地に係る将来負担対策の全体スキーム」については、毎年度の土地処分の動向や地価変動等を的確に把握し、常にスキームの実現可能性をチェックしながら、財政負担を勘案しつつ、毎年度適切に対応していきます。

参考資料75頁「保有土地等に係る実質的な将来負担への対策（案）」

- 平成23年度を目途に一般財源基金からの繰入に頼らずにプライマリーバランスの黒字化を目指します。しかしながら、現在、経済情勢が極めて流動的・不透明な中では、景気回復を最優先とし、国と歩調を合わせて取り組む必要があります。その達成は困難と考えられますが、目標達成が遅れる場合であっても、財政規律の観点から、できる限り早期の達成を目指します。
また、地方財政対策による臨時財政対策債の急増など、県自らの努力のみでの達成は困難でもあることから、地方交付税の復元・充実、地方消費税の拡充など地方税財政制度の抜本的な見直しを国に対して引き続き強く要請していきます。

目標 平成23年度を目途にプライマリーバランスを黒字化させる。
目標達成が遅れる場合であっても、できる限り早期の達成を目指す。

【最近の取り組み】

プライマリーバランスの推移

(単位：億円)

| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|------------------------------|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-------|
| プライマリーバランス(A) | ▲454 | ▲84 | 127 | ▲192 | 109 | ▲19 | ▲721 | ▲956 |
| 臨時財政対策債(B) | 610 | 434 | 333 | 298 | 269 | 328 | 662 | 1,150 |
| 臨時財政対策債除く プライマリーバランス(A+B) | 156 | 350 | 460 | 106 | 378 | 309 | ▲59 | 194 |

*H15からH21までは決算額、H22は9月補正後予算額による。

(参考) プライマリーバランス：

過去の借金(県債)の元利償還金を除く歳出(現在の行政サービスに必要な歳出)が、県債を除いた県税収入などの歳入(現在の世代が負担している歳入)で賄えているかどうかを示す財政収支。

算式：プライマリーバランス＝

(県債除き歳入)-(一般財源基金繰入・繰替運用等の歳入)-(公債費除き歳出)

(2) 歳出改革

ア 人件費の抑制

- 基本方針
- 職員数の適正化や給与制度の見直しなどを進めることにより、人件費総額を抑制します。
 - 職員数の状況や職員の給与・勤務時間等について、毎年、定期的に関わりやすい方法で公表します。

(推進事項)

① 職員数の削減

各部門における職員数の削減

- 一般行政部門については、平成22年度末に退職者のピークを迎えることから、引き続きさらなる職員数の削減に努め、平成18年度から平成23年度の6年間で13%程度(757人)の職員数の削減を図ります。
(平成18年度から実施：人事課)
- 教職員については、児童・生徒数の減少や公立小・中学校や県立高等学校の統廃合の進捗を踏まえ、適正に配置します。
(平成18年度から実施：教育庁)

- 警察官については、治安情勢を踏まえ適正に配置します。
(平成18年度から実施：警察本部)
- 学校以外の教育部門、警察官以外の警察部門及び公営企業等の会計部門については、一般行政部門と同様、定員適正化の基本的な考え方にに基づき、職員数の削減を図ります。
(平成18年度から実施：人事課，企業局，教育庁，警察本部)

| 目 標 | (単位：人) | | |
|-----------|--------|--------|-----------------|
| | 平成17年度 | 平成23年度 | 増 減 |
| 一般行政部門 | 5,767 | 5,010 | ▲757人 (▲13.1%) |
| 教育部門 | 23,944 | 22,878 | ▲1,066人 (▲4.5%) |
| 学校 | 23,241 | 22,343 | ▲898人 (▲3.9%) |
| 学校以外 | 703 | 535 | ▲168人 (▲23.9%) |
| 警察部門 | 5,013 | 5,207 | +194人 (+3.9%) |
| 警察官 | 4,450 | 4,661 | +211人 (+4.7%) |
| 警察官以外 | 563 | 546 | ▲17人 (▲3.0%) |
| 公営企業等会計部門 | 1,502 | 1,454 | ▲48人 (▲3.2%) |
| 計 | 36,226 | 34,549 | ▲1,677人 (▲4.6%) |

* 教育部門の学校：教員，事務職員等の計
 * 教育部門の学校以外：教育庁，図書館，美術館，博物館の職員等の計
 * 公営企業等会計部門：病院，大学，企業局，特別会計の職員等の計

【改革工程表：68頁】

【最近の取り組み】

○ 一般行政部門：H6～H22までに1,652人 (▲24.3%) を削減
 職員削減率：全国第11位
 職員1人あたりの負担人口：579.7人，全国12位 (H22.4.1現在)
 (全国平均：525.6人)

目標に対する進捗状況 (単位：人)

| | 平成17年度 | 平成22年度 | 増 減 |
|-----------|--------|--------|----------------|
| 一般行政部門 | 5,767 | 5,139 | ▲628 (▲10.9%) |
| 教育部門 | 23,944 | 22,884 | ▲1,060 (▲4.4%) |
| 学校 | 23,241 | 22,352 | ▲889 (▲3.8%) |
| 学校以外 | 703 | 532 | ▲171 (▲24.3%) |
| 警察部門 | 5,013 | 5,237 | +224 (+4.5%) |
| 警察官 | 4,450 | 4,690 | +240 (+5.4%) |
| 警察官以外 | 563 | 547 | ▲16 (▲2.8%) |
| 公営企業等会計部門 | 1,502 | 1,507 | +5 (+0.3%) |
| 計 | 36,226 | 34,767 | ▲1,459 (▲4.0%) |

② 給与構造改革等

職員給与等の適正化・見直し

- 年功的な給与上昇の抑制，地域手当の導入など，職員の給与制度・構造の見直しを進めます。
(平成18年度から実施：人事課)
- * 給与構造改革：H18からH22年度まで逐次・段階的实施。①全給料表の水準引き下げ (平均約5%)，②地域手当新設 (全県一律3%を段階的支給。H18年度は約0.5%)，③在職中の貢献度をよりの確に反映した退職手当制度へ見直し (H18.4)

- 勤務の特殊性等に応じて支給している特殊勤務手当や給料の調整額等について、勤務内容・環境の変化や支給の妥当性など、総合的な点検を行い見直しを進めます。その他の手当についても、同様の観点から適宜見直しを行います。
(特殊勤務手当，給料の調整額については平成20年度から実施：人事課)

【最近の取り組み】

- 特殊勤務手当，給料の調整額の全体的見直し（平成21年度実施）
 - ・ 特殊勤務手当：手当の廃止・整理統合（25→21手当），手当額の見直し など
 - ・ 給料の調整額：支給対象業務，調整数の見直し など
 - ・ 平成22年度以降，約3億3000万円の削減

- 平成27年度まで特例的に認められている退職手当債の発行や，勸奨退職制度の活用により，退職手当の負担平準化を図ります。

(平成18年度から実施：財政課，人事課)

【最近の取り組み】

退職手当債発行額の推移 (単位：億円)

| | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 退職手当債 | 60 | 99 | 106 | 109 | 40 |

*H18からH21までは決算額，H22は当初予算額による。

- 現業職員の給与水準の見直しなど，給与制度の一層の適正化を進めます。
(平成17年度から検討：人事課)

- より旅行実態と費用負担に即した制度となるよう，併せて，事務処理の軽減効率化のため，旅費制度の見直しを進めます。

(平成18年度から実施：人事課)

【最近の取り組み】

- 直行・直帰時や赴任の際の旅費の取り扱い等の見直し（平成20年度実施）
- 旅行実態と費用負担に応じた旅費制度への見直し（平成21～23年度で実施）
 - ・ 旅費算定方式の見直し：
 - 起点・標準経路方式から，経済的かつ合理的な実経路・実費に見直し
 - ・ 日当の見直し：定額を縮減し，所要経費を雑費として支給する制度に見直し
 - ・ 総務事務の集約化と併せた事務処理システムの開発（平成23年度から運用開始）

- 行政委員の月額報酬について，一部の委員については勤務日数に応じて支給するよう，報酬を日額に見直します。

(平成22年度から実施：人事課)

【最近の取り組み】

- 収用委員会，海区漁業調整委員会，内水面漁場管理委員会の各委員の月額報酬を日額報酬に見直し（平成22年度実施）

能力・勤務実績に応じた給与処遇

- 昇給・昇格への勤務実績の反映，勤勉手当の成績率の活用など，能力，勤務実績に応じた給与処遇を進めます。
(平成18年度から実施：人事課)

【最近の取り組み】

- 人件費等の削減，給与制度の見直し等
 - 1 給料水準等の引下げ
 - 2 退職手当支給率等の引下げ
 - 3 その他改正事項：昇給，昇格，勤勉手当支給率などへの活用を前提とした新たな人事評価制度の試行（H19.10） など

*その他

- 厳しい財政状況に鑑み、特別職及び管理職員について、引き続き給与削減措置を実施し、平成21年度から23年度の3年間で約57億円を削減します。

さらに、行政委員の月額報酬について、減額措置を実施します。

(平成21年度から実施、行政委員の月額報酬減額措置は平成22年度から実施：人事課)

| 【これまでの給与削減措置の取り組み】 | |
|--------------------|--|
| H11. 10～H12. 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別職給料カット 知事10%，副知事5%等 ・県議会議員報酬カット 議長10%，副議長・議員5% |
| H12. 4～H13. 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別職給料カット 知事10%，副知事5%等 ・県議会議員報酬カット 議長10%，副議長・議員5% ・一般職員給料カット 管理職（本庁課長級以上）3.5%，その他2.5% |
| H13. 11～H19. 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別職給料カット 知事10%，副知事5%等 ・県議会議員報酬カット (H13. 11～H14. 12) 議長10%，副議長5%，議員3% (H15. 4～H18. 12) 議長10%，副議長5%，議員4% ・一般職員管理職手当カット 本庁課長級以上，学校長10% |
| H19. 4～H21. 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別職給料，期末手当カット 知事20%，副知事15%等 ・県議会議員報酬，期末手当カット 議長15%，副議長12%，議員10% ・一般職員給料，期末・勤勉手当カット 管理職4～5%，非管理職3.5% // 管理職手当カット 課長級以上，学校長20%，その他10% |
| H21. 4～H23. 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別職給料，期末手当カット 知事20%，副知事15%等 ・県議会議員報酬，期末手当カット (H21. 4～H22. 12) 議長15%，副議長12%，議員10% ・一般職員（管理職員）給料，期末・勤勉手当カット 3～5%， 管理職手当カット 本庁課長以上，学校長20%，その他10% |
| H22. 4～H23. 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤行政委員の報酬カット 月額報酬10% |

〈人件費の抑制〉

| | |
|-----------|---|
| 目標 | 職員定数削減，給与制度・構造の見直しにより人件費総額を100億円程度削減 【改革工程表：68頁】 |
|-----------|---|

イ 県全体の公債費負担等の抑制（平準化）

| | |
|------|--|
| 基本方針 | ○ 全庁的な資金管理を徹底し、金利負担の軽減や県債発行額の抑制などにより、公債費負担等の抑制に努めます。 |
|------|--|

（推進事項）

県債発行額の抑制

- 今後の公債費負担の抑制を図るとともに、県債残高の圧縮に向けて、次の目標のもとに、県債の新規発行額を抑制します。

| | |
|----|---|
| 目標 | ・ 公共投資に充てる県債の新規発行額を毎年度、前年度以下に抑制 ・ 行政改革推進債の新規発行額を抑制 |
|----|---|

【最近の取り組み】

行財政改革大綱策定（H10.3）以降、公共投資に充てるための県債の新規発行額は、前年度以下に抑制してきています。

公共投資に充てた県債の対前年度伸率の推移(当初予算) (単位：%)

| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|--------|------|-------|-------|------|------|------|-----------|-------|
| 対前年度伸率 | ▲2.6 | ▲10.7 | ▲14.0 | ▲7.0 | ▲6.6 | ▲8.0 | 5.5(▲0.4) | ▲19.2 |

* () 内は、震ヶ浦開発負担金繰上償還・道路特定財源一般財源化等の特殊要因を除く伸率

行政改革推進債の対前年度伸率の推移(当初予算) (単位：%)

| | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 対前年度伸率 | ▲18.8 | ▲14.8 | ▲10.2 | ▲61.8 | ▲29.2 |

金利負担の軽減

- これまで、金利負担及び将来の金利変動リスクの軽減を図る観点から、1：1の割合で発行してきた10年債及びより金利の低い5年債に加え、超長期債の発行や定時償還型の発行割合の増加など調達手法の多様化を図ります。
(平成15年度から実施：財政課)

【最近の取り組み】

5年債の発行実績（銀行等引受債（一般会計）に占める割合）

(単位：億円，%)

| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|
| 5年債発行額 | 466 | 603 | 451 | 440 | 436 | 372 | 656 |
| 割合 | 48.9 | 49.0 | 48.9 | 51.1 | 46.7 | 46.8 | 49.5 |

*各年とも決算額ベース

超長期債の発行 (単位：億円)

| 発行額 | H21 | H22 |
|------|-----|-----|
| 20年債 | 120 | 100 |

*H21は決算額，H22はH22.12.1現在の額

*超長期債：借入期間を20年以上とする県債（現行：民間金融機関から調達する県債は借入期間を5年又は10年とし、借換により30年間で償還）

- 本県の財政状況や行財政改革への取組状況等について市場関係者を対象とした説明会を開催し、本県債の市場での評価を高めることにより、資金調達コストの軽減を図ります。
(平成15年度から実施：財政課)

【最近の取り組み】

I R説明会の実施

H16.3.23（水戸），H16.10.22（東京），H17.10.25（東京），H18.10.30（東京），
H19.10.29（東京），H20.10.30（東京），H21.10.29（東京），H22.10.25（東京）

* I R（「Investor Relations」の略）

資金調達のために，県債等の発行体が銀行・証券会社等機関投資家に対して行う
広報活動

- 公的資金補償金免除繰上償還制度を積極的に活用し，高金利の県債を低金利にすべく借換を図ります。

併せて，金利負担の軽減を図るため，民間資金の繰上償還等を積極的に行えるよう，基金等の活用を含め，県債等借入金の管理方法を検討します。

（平成19年度から実施：財政課）

【最近の取り組み】

公的資金補償金免除繰上償還実施状況

（単位：億円）

| | 一般 会計 | 特別会計・企業会計 | | | | | 計 |
|-----|----------|-----------|-------|-------|----|----|-----|
| | | 上水道 | 工業用水道 | 流域下水道 | 病院 | | |
| H19 | 15 | 99 | 48 | 29 | 14 | 8 | 114 |
| H20 | 76 | 197 | 122 | 53 | 14 | 8 | 273 |
| H21 | 8 | 45 | 29 | 16 | — | — | 53 |
| 計 | 99 | 341 | 199 | 98 | 28 | 16 | 440 |

民間資金の繰上償還実施状況

平成20年度末 100億円（公債管理特別会計）

* 公的資金補償金免除繰上償還制度：行財政改革を行う地方公共団体を対象に，H19～H21に総額5兆円程度，H22～H24に総額1.1兆円規模の公的資金の補償金免除繰上償還を行い，高金利の地方債の公債費負担を軽減する制度

全庁的な資金管理の徹底

- 出資法人等を含めた県全体の金利負担を抑制するため，資金管理委員会等において，全庁的資金需要をきめ細かく把握し，歳出管理を徹底しながら，一時借入金の抑制も含め，資金調達コストを一層削減します。

（平成21年度から実施：財政課，会計第一課）

- 資金の調達・運用には専門的な知識・経験が必要とされるため，金融機関の勤務経験者を資金管理官として採用し，資金管理を総合的に行うことで，リスク管理とコスト削減を徹底します。

（平成21年度から実施：財政課，会計第一課）

【最近の取り組み】

（H22.12.10現在）

| | 効果額 (万円) |
|---------------------------|-------------|
| 一時借入事務の高度化（基金の活用等） | 1,191 |
| 歳計現金等運用の高度化（国庫短期証券運用の活用等） | 563 |
| 超長期県債の活用 | — |
| 計 | 1,754 |

* 効果額：資金管理上，従来の方法と比べて，上乗せ（削減）された額

大好きいばらき県民債の発行

- 県民の行政への参加意欲を高め、地方債の個人消化を通じた資金調達手法の多様化を進める観点から、債券市場の動向等を勘案しながら、大好きいばらき県民債の発行額の増額、購入機会の拡大に努めます。
(平成14年度から実施：財政課)

| | |
|----------------|---|
| 目 標 | 毎年度50億円程度発行 →目標値を最大100億円程度に拡充（平成22年2月） |
|----------------|---|

【最近の取り組み】

大好きいばらき県民債の発行実績

- ・ H14年度より、年2回（11月と4月）毎年度50億円程度発行
- ・ 年1回分は、市町村との共同発行

大好きいばらき県民債発行状況

（単位：億円）

| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 発行実績 | 40 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 86 |

償還期間の長期化

- 世代間の負担の適正化及び公債費負担の平準化を図るため、公共施設の耐用年数に応じて、一部の地方債について最大60年までの償還期間の設定を検討します。
(平成18年度から検討：財政課)

ウ 公共投資の縮減・重点化等

| | |
|-------------|--|
| 基本方針 | ○ 地域経済の動向や国における公共投資の状況等を踏まえ、公共投資の縮減・重点化等に努めます。 |
|-------------|--|

(推進事項)

公共投資の縮減・重点化等

- 公共投資については、県債残高（国の地方財政対策による特例的な県債を除く）の削減目標を踏まえて、その縮減・重点化を図ることを基本としますが、当面、現在の経済情勢を踏まえ、県民生活・経済を守る観点から、国の公共投資予算や地方財政計画の状況を勘案しながら、機動的・弾力的に対応します。
(平成18年度から実施：財政課)

| | |
|----------------|---|
| 目 標 | 公共投資の縮減・重点化により3年間で10%以上削減することを基本としつつ、経済情勢を踏まえ機動的・弾力的に対応 [H20公共投資額：1,486億円] |
|----------------|---|

- 平成17年3月に策定した「茨城県公共事業コスト構造改革プログラム」（平成16～20年度）及び平成22年3月に策定した「茨城県公共事業コスト構造改善プログラム」（平成21～25年度）に基づき総合的なコスト削減を図ります。
(平成16年度から実施：検査指導課)

【最近の取り組み】
 公共工事のコスト縮減
 (H14年度の標準的な公共工事コストに対し)
 ・H18年度：6.2%(約55億円)の縮減効果, H19年度：10.0%(約78億円)の縮減効果
 ・H20年度：14.2%(約118億円)の縮減効果
 (H20年度の標準的な公共工事コストに対し)
 ・H21年度：7.3%(約67億円)の縮減効果

- 入札・契約制度については、公共工事の品質の確保及び総合的なコストの縮減を図るため総合評価方式の拡大に努めるとともに、競争性・透明性の更なる向上を図るため条件付き一般競争入札の拡大や談合等を防止するための入札手続きの改善に努めます。(平成18年度から実施：監理課, 関係課)

【最近の取り組み】
 ・条件付一般競争入札の拡大(1億円以上→4,500万円以上)(H19年度)
 (4,500万円以上→3,000万円以上)(H22年度)
 ・総合評価方式の試行拡大 H19年度：48件, H20年度：136件, H21年度：180件

- 直轄事業負担金制度については、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止するなど、一定の前進がみられるものの、平成25年度までとされる負担金制度廃止の明確な時期が示されていないことから、制度廃止に向けた具体的な手順などを示すとともに、制度自体を早急に廃止することを引き続き要望していきます。
 (平成15年度から実施：政策審議室, 行財政改革・地方分権推進室, 財政課)

公共事業に係る各種評価の推進

- 「公共事業等事前評価」により、事業採択前の段階で、その必要性や効果等を的確に把握評価し、政策の適切な選択を進めるとともに、行政の透明性の確保や説明責任の向上を図ります。(平成15年度から実施：政策審議室)

【最近の取り組み】
 公共事業等事前評価の実施状況
 ・県が事業主体となる総事業費10億円以上の事業が対象
 ・H19年度：2事業, H20年度：2事業, H21年度：4事業

- 「公共事業再評価」により、一定期間を経過した事業を対象に社会情勢の変化等を踏まえた評価を実施し、休止又は中止を含めた見直しを行います。
 (平成10年度から実施：政策審議室)

【最近の取り組み】
 公共事業再評価の実施状況
 ・291事業を対象に実施(H10年度～H22年度), 9事業を中止(緒川総合開発事業, 大谷原川総合開発事業等), 1事業を休止, 18事業で事業内容等を見直し。

- 公共事業の一層の有効性を高めるため、事業完了後の効果等を評価する「事後評価制度」について検討を進めます。(平成18年度から検討：政策審議室)

公共土木施設等の長寿命化の推進

- 橋梁や下水道等の公共土木施設や県有建築物等の長寿命化を図るため、維持管理・更新等のあり方を幅広く検討することにより、効率的・計画的な公共土木施設等の維持管理・更新等の推進を図る取り組みを進めます。
 (平成19年度から実施：検査指導課, 所管課)

| | |
|--|--|
| 目 標 | <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化修繕計画策定施設数 橋 梁：橋長15m以上の837橋 港 湾 施 設：56施設 下 水 道 施 設：8施設 公 園 施 設：9公園 河川管理施設：6施設 |
|--|--|

エ 大規模建設事業等の見直し

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">○ 大規模建設事業については、施設規模の縮小などによる事業費の節約、構想中事業の計画期間内の新規着工の原則凍結等を行います。○ 大規模イベントについては、計画期間内は新規誘致・引受を抑制するとともに、開催決定のものは、事業費の抑制・コストの縮減を図ります。 |
|------|---|

(推進事項)

大規模建設事業の見直し

- 総事業費5億円以上の大規模建設事業については、緊急性及び事業効果等を十分検討し、既に事業に着手している施設については、施設規模の縮小を検討するなど、事業費の節約を図ります。また、構想中の事業については、原則として本計画期間中は新規着工を凍結するとともに、廃止を含めあり方を見直します。(平成15年度から実施：財政課、所管課)

【対象事業】

総事業費5億円以上の大規模建設事業
* 参考資料77頁「大規模建設事業一覧」

【最近の取り組み】

大規模建設事業に係る歳出の削減額（当初予算ベース）
・ H20年度：約99百万円， H21年度：約39百万円， H22年度：約902百万円

大規模イベントの見直し

- 開催事業費1億円以上の大規模イベントを対象に、計画期間中は新規誘致・引受を抑制するとともに、先催都道府県の実施内容にとらわれることなく、事業費の抑制を図ります。(平成15年度から実施：財政課)
- イベントの計画立案段階において、費用対効果の検証を徹底するとともに、関係団体などとの協力体制を検討するなど、徹底したコスト縮減に努めます。(平成15年度から実施：財政課)

【対象事業】

総事業費1億円以上の大規模イベント事業
* 参考資料77頁「大規模イベント一覧」

【最近の取り組み】

大規模イベントに係る歳出の削減額（当初予算ベース）
・ H20年度：約265百万円， H21年度：約15百万円， H22年度：対象なし

オ 事務事業の見直し

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">○ すべての事務事業について、聖域を設けず抜本的な見直しを行い、歳出の削減に努めます。 |
|------|---|

(推進事項)

事務事業再構築

- 全ての事業について、ゼロベースの視点に立った見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図る観点から、事務事業再構築を推進します。見直しに当たっては、歳出の削減、施策の重点化、施策効果の最大化につながるような実質的な見直しを行ないます。

- 財源不足の解消を図るため、今後の税収や地方交付税改革の動向等を踏まえて、毎年度、厳しいシーリングの設定を行います。

(平成18年度から実施：財政課)

【最近の取り組み】

H23年度予算要求における事務事業再構築の考え方

見直し削減率（シーリング）

- ・一般行政費及び公共以外の投資的経費：平均で▲5%（特に経常的な経費▲20%）
- ・公共事業：▲8%（直轄維持管理負担金分を除く）

県単補助金の見直し

- 市町村合併の進展による市町村の財政基盤の安定などを考慮し、市町村に対する県単補助金については、終期の設定など、必要な見直しを行います。

(平成18年度から実施：財政課)

- 個人県民税徴収率が全国最下位レベルに低迷している現状に鑑み、市町村の徴税努力を促すとともに、県民の税に対する理解を深めてもらうため、徴収率により県単補助金を減額する制度を実施します。

(平成21年度から実施：市町村課，財政課，税務課，所管課)

- 市町村以外に対する県単補助金についても、過去の経緯にとらわれることなく、県民ニーズに適合しなくなってきたものについては休・廃止するとともに、それ以外のものについても補助対象経費，補助率の見直しなどを行います。

(平成18年度から実施：財政課，所管課)

目標

県単補助金を3年間で10%以上削減

[H20県単補助金総額：432億円]

【最近の取り組み】

- ・補助金の削減額 H20年度：約22億円，H21年度：約14億円，H22年度：約16億円

- 予算額が百万円以下の零細補助金については、県の役割分担や支援の必要性等の検証を特に厳しく行い、件数，補助金額を大幅に削減します。

(平成20年度から実施：財政課，所管課)

- 福利厚生事業，特に職員の互助団体に対する援助に当たっては、県民の理解が得られるものとなるよう事業内容を精査し、適切に実施します。

(平成18年度から実施：財政課，職員課)

【最近の取り組み】

職員互助会に対する補助金額(当初予算ベース)

- ・H19年度：76,155千円（▲1.2%），H20年度：61,135千円（▲19.7%）
- ・H21年度：事業廃止

維持管理経費・内部管理経費の見直し

- 総務事務については、人員削減効果を考慮し、全庁的な集中処理を可能とするシステムを導入するとともに、総務事務センターを設置します。

なお、総務事務センターにおいては、障害者を積極的に雇用するとともに、外部委託等を導入します。

(平成18年度から検討：人事課)

*総務事務の集約化：給与，旅費等の庶務事務を一元管理すること

目標

総務事務の集約化を平成23年4月に全面導入

- 県有施設の維持管理経費については、指定管理者制度の導入など民間ノウハウの積極的な活用を図り、削減に努めます。

| | |
|-----------|---|
| 目標 | 施設の維持管理費を3年間で10%以上削減 [H20維持管理費：195億円] |
|-----------|---|

| | |
|---|--|
| — 【最近の取り組み】 — | |
| 維持管理費の削減額（当初予算ベース） ・ H20年度：約9億円，H21年度：約8億円，H22年度：約7億円 指定管理者制度の導入（H18），ESCO事業の導入（県立医療大学及び付属病院で導入） 県有施設への消費電力監視システムの導入 | |

- 老朽化の進む一般職員住宅及び教職員住宅を計画的に再編（廃止）して、維持管理経費を節減するとともに、職員住宅跡地の処分により歳入増を図ります。
（平成16年度から実施：財政課，職員課，平成17年度から実施：福利厚生課）

| | |
|-----------|--|
| 目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般職員住宅を4棟58戸廃止 * 第二次職員住宅再編計画に基づく ・ 教職員住宅を24棟97戸廃止 * 教職員住宅再編計画に基づく →目標値を34棟137戸に拡大（平成23年2月） |
|-----------|--|

| | |
|---------------|---|
| — 【最近の取り組み】 — | |
| 一般職員住宅 | H20年度：7棟(42戸)，H21年度：2棟(26戸)，H22年度：1棟(16戸)廃止 |
| 教職員住宅 | H20年度：4棟(30戸)，H21年度：10棟(48戸)，H22年度：13棟(51戸)廃止 |

- 庁舎の管理に係る委託基準の統一、複数施設の一括発注、委託業務の統合、長期継続契約の一層の推進など、全体を見渡し、より効率的な委託業務発注方式の検討を行い、経費削減を図ります。（平成20年度から検討：管財課，所管課）
- 省エネルギーを推進するため、各施設の主要設備改修を専門的知識を持った部署で企画立案，実行することにより，計画的・効果的に設備更新を行います。
（平成20年度から検討：管財課）

カ 公営企業会計・特別会計の見直し

| | |
|-------------|---|
| 基本方針 | ○ 企業会計及び特別会計で実施している地方公営企業等については、独立採算性の確保の観点から、経営健全化計画等に基づく事業の効率化や経費の徹底した見直し、受益者負担の適正化などを行うことにより、一般会計からの繰出金を抑制します。 |
|-------------|---|

(推進事項)

企業会計繰出金の抑制

- 病院会計については、地方公営企業法の全部を適用し、病院事業管理者のもと、抜本的な経営改善に努め、政策医療を担いつつ、一般会計からの繰出金を抑制します。
（平成18年度から実施：病院局）
- 水道用水供給事業，工業用水道事業及び地域振興事業における経営の健全化，効率化を進めていくため，中長期的な視点に立った中期経営計画（第2期：平成17年度～21年度，第3期：平成22年度～26年度）に基づき，より一層計画性，透明性の高い企業経営を推進し，一般会計からの繰出金を抑制します。
（平成15年度から実施：財政課，企業局）

- 流域下水道事業特別会計については、平成23年度から地方公営企業法の財務規定を適用した企業的経営により、事業の効率化や費用負担の明確化を推進します。

また、受益者負担の適正化の観点から、市町村の理解を得つつ資本費に係る負担を求めるほか、借入金償還の平準化のため、下水道事業債の元金償還について県債の活用を図ります。(平成15年度から実施：財政課、下水道課)

【最近の取り組み】

- ・繰出金の抑制
- ・企業会計の導入

県立病院改革の取り組みの推進

- 「県立病院の運営とあり方に関する検討会報告書」の提言等を踏まえて、合理的・効率的な病院経営のもとで、県立病院として果たすべき役割を着実に実践するとともに、県民に信頼される安全・安心な医療提供に努めます。(平成20年度から実施：病院局)

- 平成22年度からの4年間を第二期改革とし、県立病院の健全経営のため、退職給与引当金など必要な経費を計上した上で、病床利用率の向上や徹底した経費削減等により、単年度資金収支の均衡を図るよう努め、平成25年度に経常収支比率や職員給与比率等の経営目標の達成を図ります。

また、経営改善状況の検証を踏まえ、地方公営企業法全部適用、地方独立行政法人化、公設民営化、民間移譲など経営改革を進めるのに相応しい経営形態の選択について平成24年度を目途に検討を進めます。

(平成22年度から実施：病院局)

【最近の取り組み】

- ・診療報酬加算の積極的取得
- ・医療機器取得経費の縮減 等

特別会計繰出金の抑制

- 港湾事業特別会計の機能施設整備事業については、ポートセールスや企業誘致により寄港船舶等を増加させ、港湾施設使用料の増収を図ります。

また、整備事業の重点化を図り、新たな起債を抑制するとともに、資本費平準化債等を活用することにより、一般会計からの繰出金を抑制します。

臨海土地造成事業については、繰出金の将来的な負担増を招かないよう、造成用地の早期売却等を進めます。(平成18年度から実施：財政課、港湾課)

【最近の取り組み】

H23年度に全面開通する北関東自動車道沿線のポートセールスを重点的に実施
保有地等の処分推進 4.3ha(H22.4~H22.12) (H22目標：13.6ha)

目標

企業会計・特別会計繰出金を3年間で10%以上縮減

[H20繰出金総額：174億円]

【最近の取り組み】

企業会計・特別会計繰出金の削減額(当初予算ベース)
・H20年度：約15億円、H21年度：約2億円、H22年度：約5億円

特別会計の見直し

【一部再掲】

- 所期の目的が薄れたものや、一般会計での取り扱いが可能な会計については、廃止又は休止を検討します。(平成21年度から実施：財政課、所管課)

【最近の取り組み】

- ・H20廃止特別会計：1会計(県有林事業特別会計)
- ・H21廃止特別会計：1会計(育英奨学資金特別会計)

- 精査会計，準精査会計については，今後の事業のあり方や新たな課題等への対応を検討し，改革を確実に進めます。

(平成21年度から実施：財政課)

*精査会計，準精査会計：平成21年設置の県議会出資団体等調査特別委員会において，県財政に与える影響が大きい会計として選定された都市計画事業・土地地区画整理事業特別会計など6会計

〈精査会計〉

(鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計)

- ・ 事業の進捗状況や保有土地の処分状況等を踏まえ，また，開発の経緯に鑑み地元市等の意見を十分に聞きながら，収束に向けた検討を行います。

(事業推進課)

【最近の取り組み】

- ・ 工業用地等の処分促進 0.6ha (H22.4～H22.12) (H22目標：5.8ha)
- ・ 代替地の処分促進 65.8ha (H22.4～H22.9) (H22目標：65.8ha) 等

(都市計画事業土地地区画整理事業特別会計(TX沿線開発，阿見吉原地区))

- ・ 整備計画の見直しなどによる事業費総額の縮減及び事業用定期借地権制度の活用や民間事業者との共同分譲などによる保有土地の早期処分に取り組みとともに，金利負担相当額を一般会計から繰り入れるなどの将来負担対策を計画的に講じ，会計の健全化を図ります。

(つくば地域振興課，都市整備課)

【最近の取り組み】

(TX沿線開発)

- ・ 保有土地の処分促進 2.0ha (H22.4～H22.12) (H22目標：5.3ha)
- ・ 将来負担への対応 (関連公共施設整備負担：658百万円 (H22当初)，金利負担：1,916百万円 (H22.9月補正))

(阿見吉原地区)

- ・ 西南工区事業認可取得 (H22.9.30)
- ・ 保有土地の処分促進 1.5ha (事業用定期借地 H22.12.27) (H22目標：2.3ha)
- ・ 将来負担への対応 (関連公共施設整備負担：145百万円 (H22.9月補正))

(病院事業会計)

- 病院会計については，地方公営企業法の全部を適用し，病院事業管理者のもと，抜本的な経営改善に努め，政策医療を担いつつ，一般会計からの繰出金を抑制します。

(平成18年度から実施：病院局)

- 「県立病院の運営とあり方に関する検討会報告書」の提言等を踏まえて，合理的・効率的な病院経営のもとで，県立病院として果たすべき役割を着実に実践するとともに，県民に信頼される安全・安心な医療提供に努めます。

(平成20年度から実施：病院局)

- 平成22年度からの4年間を第二期改革とし，県立病院の健全経営のため，退職給与引当金など必要な経費を計上した上で，病床利用率の向上や徹底した経費削減等により，単年度資金収支の均衡を図るよう努め，平成25年度に経常収支比率や職員給与比率等の経営目標の達成を図ります。

また，経営改善状況の検証を踏まえ，地方公営企業法全部適用，地方独立行政法人化，公設民営化，民間移譲など経営改革を進めるのに相応しい経営形態の選択について平成24年度を目途に検討を進めます。

(平成22年度から実施：病院局)

〈準精査会計〉

(県立医療大学附属病院特別会計)

- 病床利用率の向上やリハビリテーション医療の充実等により収入を確保するとともに、医療経営、医事事務専門家の導入の検討や、後発医薬品等の採用、委託業務等のさらなる見直しにより支出の削減を図ります。

(厚生総務課)

【最近の取り組み】

- 病床利用率の向上（空床情報の提供等）

(流域下水道事業特別会計)

- 流域下水道事業特別会計については、平成23年度から地方公営企業法の財務規定を適用した企業的経営により、事業の効率化や費用負担の明確化を推進します。

また、受益者負担の適正化の観点から、市町村の理解を得つつ資本費に係る負担を求めるほか、借入金償還の平準化のため、下水道事業債の元金償還について県債の活用を図ります。（平成15年度から実施：財政課、下水道課）

(港湾事業特別会計)

- 港湾事業特別会計の機能施設整備事業については、ポートセールスや企業誘致により寄港船舶等を増加させ、港湾施設使用料の増収を図ります。

また、整備事業の重点化を図り、新たな起債を抑制するとともに、資本費平準化債等を活用することにより、一般会計からの繰出金を抑制します。

臨海土地造成事業については、繰出金の将来的な負担増を招かないよう、造成用地の早期売却等を進めます。（平成18年度から実施：財政課、港湾課）

(3) 歳入の確保

基本方針

- 税負担の公平性はもとより、税源移譲の実効性を一層高めるため、県税徴収率の向上や課税の適正化に努めるとともに、課税自主権の活用などを図ります。
- 行政財産などを活用し、一層の自主財源確保に努めます。

県税徴収率の向上・課税の適正化

【一部再掲】

- 県税収入の確保を図るため、現在、全国下位に低迷する徴収率を全国上位水準に引き上げるため、税目ごとの対策を強化します。

(平成21年度から実施：税務課)

徴収率の推移

| 年度 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 茨城県 | 95.4% | 95.4% | 94.6% | 94.9% | 95.4% | 95.8% | 96.3% | 96.4% | 96.1% | 95.3% |
| 全国平均 | 96.2% | 96.2% | 95.9% | 96.1% | 96.5% | 96.9% | 97.2% | 97.2% | 96.9% | 96.1% |

- 県税滞納額の8割以上を占める個人県民税、自動車税及び軽油引取税などについて、税目ごとの特性に応じた対策を実施し、滞納整理・脱税対策を強力に推進します。

- 個人県民税については、県税務職員の市町村への派遣や市町村職員との相互交流の継続、茨城租税債権管理機構のさらなる有効活用、県と市町村が共同して行う特別共同滞納整理の強化、特別徴収義務のある事業所に対する特別徴収の要請などに取り組みます。

(特別徴収の要請は平成20年度から実施：市町村課、税務課)

*特別徴収：事業主（給与支払者）が毎月の給与を従業員に支払う際に、個人住民税（市町村民税＋県民税）を給与から天引きして納入する制度

- 自動車税については、タイヤロック方式による自動車の差押の強化、全所体制による滞納整理の拡充などを行います。また、軽油引取税については、徹底した財産調査・差押、徴収不能案件の迅速な執行停止、脱税行為の取締り強化を通じた不正軽油対策などを行います。
(タイヤロック方式による自動車の差押は平成18年度から実施：税務課)
- 全税目に共通する対策としては、搜索等による財産調査の徹底、現年課税分の滞納整理の早期着手、インターネット公売による換価処分の促進、徴収強化対策室での大口滞納事案処理の拡充などを行います。
(徴収強化対策室での大口滞納事案処理の拡充は平成21年度から実施：税務課)
- 電子納税やコンビニ納税の普及を推進するとともに、納期内納付の促進や納税意識の高揚に向けたPRを実施するなど、自主納税の促進に取り組み、徴収率の向上を図ります。(電子納税・コンビニ納税は平成18年度から実施：税務課)
- 個人県民税徴収率が全国最下位レベルに低迷している現状に鑑み、市町村の徴税努力を促すとともに、県民の税に対する理解を深めてもらうため、徴収率により県単補助金を減額する制度を実施します。
(平成21年度から実施：市町村課、財政課、税務課、所管課)

| | |
|----------------|---|
| 目 標 | 県税徴収率を全国上位水準まで引き上げる (平成19年度の本県徴収率96.4%を全国上位水準97.5%(地方法人特別税分を除いた場合97.2%)に引き上げ) 【改革工程表：69頁】 |
|----------------|---|

* 地方法人特別税：平成20年度税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、創設された国の税金

課税自主権の活用

- 森林湖沼環境税により、森林や湖沼・河川等の保全のための施策を重点的に推進するとともに、充当事業の実施状況や成果等についてわかりやすく公表していきます。
(平成20年度から実施：税務課、環境対策課、林政課)
- 核燃料等取扱税について、税率を上げるとともに、課税客体を追加した上で、更に5年間課税します。
(平成21年度から実施：税務課)
- 法人県民税で実施している超過課税について、その税収を活用している産業・教育・福祉・医療等の重要施策を今後も推進する必要があることから、適用期間を5年間延長します。
(平成22年度から実施：税務課)
- 行政課題に対応した本県に相応しい独自課税の可能性について、研究を進めていきます。

受益者負担の適正化

- 使用料・手数料については、近県の単価水準を参考にした上で、コスト計算の見直しなどを行い、適正な水準に見直します。
(平成20年度から実施：財政課、所管課)

【最近の取り組み】

- ・ 有料の県立施設について、H15年度から高齢者に係る減免対象年齢を段階的に引上げ
- ・ 産業技術専門学院及び農業大学校の授業料等の徴収
入学試験手数料 (H15.4.1～)、入学料 (H16.4.1～)、授業料 (H16.4.1～)
- ・ 県立看護専門学校 入学料 5,650円 (H20.4.1～)
- ・ 自動車保管場所証明申請に係る手数料の引上げ (H20.4.1～)

- 国補公共事業において、国の基準以上に県が補助・負担している事業について、事業本来の負担割合や当該事業による受益の程度を踏まえて、見直します。
(平成21年度から実施：財政課，所管課)

広告収入等の確保

- 平成14年度から県広報紙（ひばり，フォトいばらき）における有料広告に加え，平成19年度から県及び県教育委員会ホームページにバナー広告を導入するなど，有料広告の積極的な導入に努め，広告収入等を確保します。
(平成14年度から実施：広報広聴課，教育庁総務課)

【最近の取り組み】

- ・ 県広報紙有料広告掲載
H20年度：14,150千円，H21年度：14,125千円，H22年度：8,260千円（H22.12末）
- ・ ホームページバナー広告
H20年度：（県HP）7,770千円，（県教委HP）2,520千円
H21年度：（県HP）6,035千円，（県教委HP）1,386千円
H22年度：（県HP）3,990千円，（県教委HP）630千円（H23.1末）

- 庁舎内の壁面等や給与支給通知書裏面における有料広告など，新たな収入源を確保します。
(平成20年度から実施：管財課，会計第二課，所管課)
- 県有施設への自動販売機の設置について，利用形態等を勘案のうえ，入札制度の導入を進めます。
(平成22年度から実施：管財課，所管課)
- 本県出身の県外在住者などから寄附を通じて本県が行っている施策を応援していただけるよう，「大好きいばらき応援寄附金」（ふるさと納税）の広報・募集活動を推進します。
(平成20年度から実施：税務課)

県等保有土地の処分推進

- 県の工業団地の分譲価格の引き下げを行うとともに，工業団地に立地する企業の用地取得費などに対する補助制度（期間限定）などを活用し，処分推進を図ります。
(平成21年度から実施：事業推進課，政策審議室)
- 将来負担額の圧縮や金利負担の抑制のため保有土地の処分を急ぐ必要があることから，例えば，市場価格が原価を下回る場合は市場動向を踏まえて価格を設定する（いわゆる「損切り」）など弾力的な処分価格の設定等も含め，「県有地等処分・管理対策本部」において一元的かつ迅速に意思決定し，その早期処分を進めます。
(平成21年度から実施：財政課，管財課，所管課)
- また，「県有地等処分・管理対策本部」において，改革工程表に基づく保有土地処分実績等の進行管理の徹底を図るとともに，県のホームページ等を活用して情報提供していきます。
(平成23年度から実施：管財課)
- 県が保有する未利用地を的確に把握し，その処分を全庁的に推進するとともに，インターネット入札等を活用しながら売却を進めていきます。
(平成10年度から実施：管財課)

目標

県有未利用地売却で10億円程度を確保

【最近の取り組み】

- ・ 県有未利用地の売却実績
H20年度：20件，約3.6億円 H21年度：10件，約4.1億円
H22年度：13件，約2.9億円（H23.1末）

県有財産の有効活用

- 庁舎・施設の空きスペースの利用など行政財産を含めて、県有財産の有効活用を推進します。
(平成20年度から検討：管財課)
- 知的財産権の取得推進と、PR等による権利の利活用の促進を図るとともに、維持コストを踏まえた知的財産権の総合的な管理・活用のあり方を検討します。
(平成21年度から実施：科学技術振興課，所管課)

【最近の取り組み】

- ・ 県立試験研究機関等における県有知的財産の活用等に関する基本方針を策定 (H21)
- ・ 県立試験研究機関等の特許等について、一括して県ホームページに掲載 (H22)

収入未済額の縮減

- 公平な負担と財源確保を図る観点から、収入未済額の縮減とその発生防止に向け、未収債権対策連絡会議を中心とした全庁を挙げた取り組みを推進します。
(平成18年度から実施：行財政改革・地方分権推進室，財政課，所管課)

目標

過年度分の税外収入未済金を10億円程度回収

【最近の取り組み】

- ・ 過年度分税外収入未済額の推移 (年度当初) (単位：億円)

| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 税外未収金 | 44 | 47 | 51 | 55 | 55 | 48 | 53 |

- ・ 全庁的な取組推進のため「未収債権対策連絡会議」を設置 (H19年3月)
- ・ 担当職員の一層のスキルアップを図るため、研究会を実施 (H20年度～)

- 未収債権回収のため、悪質な滞納者に対する法的措置を含めた強硬手段を辞さない態度での回収を進めるとともに、支払督促制度、債権回収業者の活用など効果的・効率的な回収方策の実施をより一層推進します。
(平成19年度から実施：行財政改革・地方分権推進室，所管課)

【最近の取り組み】

- ・ 支払督促制度の活用：県立高校授業料 (H19)，個人医業未収金 (H21)
- ・ 債権回収会社への一部業務委託：県営住宅使用料回収業務 (H20)，
母子・寡婦福祉貸付金 (H21)，
県立医療大学付属病院入院使用料等 (H21)

基金の見直し

- 残高が僅少なもののや、設置当初に比して基金設置の必要性が少なくなった基金については廃止を含めた見直しを行いません。
特定目的基金については積極的な活用を図るとともに、基金の運用を含め、有効利用します。
(平成19年度から実施：財政課，所管課)

【最近の取り組み】

H19廃止基金：5基金 (宝くじ収益金による基金，霞ヶ浦対策基金，県北・鹿行地域整備基金，常磐新線・グレーターつくば整備資金，県有林事業基金)
H21廃止基金：1基金 (土地開発基金)

(4) 予算編成・予算執行の改革

基本方針

- 新たな県民ニーズに的確に対応し、重要な政策課題に取り組むため、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、限られた財源の重点配分ができるよう、予算編成面、予算執行面での改革を進めます。

(推進事項)

生活大県いばらき特別枠等の設定

- 予算要求におけるシーリングの設定を引き続き厳しく行うとともに、「生活大県いばらき特別枠」及び「再構築枠」等の活用により、限られた財源の重点配分を行い、施策の重点化を目指します。(平成18年度から実施：財政課)

【最近の取り組み】

生活大県いばらき特別枠(改革いばらき特別枠)

- ・総額 H20年度：40億円、H21年度：30億円、H22年度：20億円、H23年度：30億円

政策評価等の有効な活用

- 政策評価や出資団体等の経営評価、公共事業の事前評価、発生主義会計手法などを有効に活用して、事業の費用対効果の検証を行います。

- 政策評価等の結果をより一層予算編成に反映させていきます。

(平成18年度から実施：財政課)

【最近の取り組み】

- ・H19年度から、新たな評価制度を実施

(新総合計画の重点戦略に掲げた40の施策及び562事業の評価)

予算執行における節約の奨励

- 職員のコスト意識を高めるため、創意工夫により予算執行額を節約した場合には、節約額のうちの一定額を翌年度に活用できるような、節約奨励の仕組みを取り入れます。

(平成17年度から実施：財政課)

財政状況の広報

- 発生主義を活用した基準設定と複式簿記の考え方を導入した財政状況を公表するため、財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)を整備し、毎年度公表します。

(平成21年度から実施：財政課)

- 一般会計の決算を家計簿に例えるなど、財政状況のよりわかりやすい広報を行います。

(平成20年度から実施：財政課)

(5) 新たな成長・発展のための取り組み

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 世界的な景気後退を背景に、本県においても、企業の収支の悪化や期間工、派遣労働者等の解雇など、経済情勢は急激に厳しさを増しており、これらに対処するため、経済・雇用対策を最重要課題として取り組んでいきます。 ○ 最先端の科学技術やものづくり技術など、本県の強みを活かし、新産業や成長産業の創出・育成を進めるとともに、県独自の政策的な税の優遇措置や新規立地企業に対する工業用水道料金の軽減措置等を講じ企業誘致を促進します。さらには、茨城農業改革等を進め、元気な農林水産業の確立を図ります。 こうした本県の豊富な地域資源を活かした取り組みを通じて、県内経済を活性化し、新たな成長に導き税源の涵養を図るとともに、雇用の場の確保につなげていきます。 |
|------|---|

(推進事項)

緊急経済・雇用対策の推進

- 経済・雇用情勢の急激な悪化に対応するため、正規雇用につながる雇用創出対策、中小企業融資、公共事業などに積極的に取り組むなど、緊急の経済対策、雇用対策、生活者対策を全庁挙げて推進します。

(平成20年度から実施：政策審議室、関係課)

【最近の取り組み】

経済対策：金融（経営）特別相談、緊急経済対策融資の創設・拡充など
雇用対策：離職者等の雇用創出、研修・雇用一体型事業の推進など
生活者対策：離職者の居住確保のための県営住宅提供、生活福祉資金貸付特別相談など
その他：いばらき就職・生活総合支援センターの設置

県税の優遇措置等による企業立地の促進

【一部再掲】

- 県税の課税免除や工業用水道料金の軽減などの優遇措置を講ずるとともに、県等保有土地の新たな分譲手法の検討を行います。また、県の工業団地の分譲価格の引き下げを行うとともに、工業団地に立地する企業の用地取得費などに対する補助制度（期間限定）などを活用することにより企業立地を促進し、税源の涵養を図ります。

(平成15年度から実施、分譲価格の見直し、企業への補助制度については平成21年度から拡充：政策審議室、税務課、企業局、事業推進課、関係課)

- 庁内関係課との連携を徹底し、企業対応窓口の集約化を図るなどして、企業ニーズに迅速・的確に対応します。(平成20年度から実施：政策審議室、関係課)

【最近の取り組み】

| | |
|--------|---------------------------------------|
| H20年 | 工場立地面積：121ha（全国第5位）、工場立地件数：79件（全国第5位） |
| H21年 | 工場立地面積：71ha（全国第4位）、工場立地件数：50件（全国第3位） |
| H22年上期 | 工場立地面積：86ha（全国第1位）、工場立地件数：19件（全国第5位） |

産学官の力を結集させた最先端科学技術拠点の形成

- 「つくば・東海・日立地域」を中心に、研究機関の横の連携や国内外の研究者の交流を促進し、多様な新産業を創出する最先端科学技術拠点を形成します。

特に大強度陽子加速器（J-PARC）の中性子やつくばの放射光の産業利用を積極的に推進することにより、新材料や医薬品の開発などに係る先端産業の創出、集積を図ります。

(平成16年度から実施：企画部、商工労働部)

【最近の取り組み】

- ・ 県中性子ビームラインの課題採択状況
H20年度：32件，H21年度：63件，H22年度：88件
- ・ いばらき量子ビーム研究センターの入居状況
H20年度(開設時)：6機関 入居率66%，H22年度：12機関 入居率79%

成長分野進出の促進

- 今後需要拡大が期待される，次世代自動車，環境・新エネルギー，健康・医療機器，食品といった成長分野への県内中小企業の進出を促進するため，各分野において研究会を設置し，国・業界・研究機関等からの情報提供や中小企業と大手企業等との交流促進などを行います。

(平成22年度から実施：産業政策課)

【最近の取り組み】

- ・ 成長分野に関する情報提供の回数 H22年度：8回(H22. 12)
- ・ 交流を行った大手企業等 H22年度：10社(H22. 12)

競争力のある商工業の育成

- 金融支援の充実・強化を図るとともに，本県の豊かな地域資源や科学技術，ものづくり技術の集積を活用した新製品や新サービスの開発，販路開拓等への支援を通じて，中小企業の新事業展開の促進やベンチャー企業の創出を図ります。

(平成16年度から実施：産業政策課，産業技術課)

【最近の取り組み】

専門家派遣による技術指導

- ・ H20年度：74社，延べ583日，H21年度：83社，延べ543日
 - ・ H22年度：83社，延べ656日(H22. 12末)
- いばらき産業大県創造基金の創設(H20. 10. 24，基金規模：75億円)
- ・ H20年度事業採択：37件，46,427千円
 - ・ H21年度事業採択(第1次公募～第4次公募)：45件，68,144千円
 - ・ H22年度事業採択(第1次公募～第2次公募)：42件，78,760千円

サービス産業の創出・育成

- 育児，家事代行，健康づくり等の生活支援サービス，財務，デザイン等の企業向けのビジネス支援サービスなど，今後成長が見込まれ，かつ雇用創出効果も高いサービス産業の創出・育成に努めます。

(平成16年度から実施：中小企業課)

【最近の取り組み】

サービス産業の育成を目的としたセミナー等の開催

- ・ 参加者数 H19年度：121人，H20年度：78人，H21年度：73人

茨城農業改革等の推進

- 茨城農業改革を進め，農産物の品質向上や生産性の向上等を図るとともに，「エコ農業茨城」などを展開し，農業・農村・農産物のイメージアップとブランド化等により販売促進を図ります。

また，林業・木材産業や水産業の振興にも取り組み，本県農林水産業の活性化を図ります。

(平成15年度から実施：農林水産部)

【最近の取り組み】

東京都中央卸売市場における県産の青果物(県別販売金額)シェア

- ・ H20年：10.3%，H21年：10.4%，H22年：10.5% (7年連続1位)
- 常陸牛出荷頭数：2,220頭(H15) → 4,844頭(H21)
- 間伐を中心とした森林整備の推進 間伐面積：1,202ha(H15) → 2,612ha(H21)
- 種苗放流実績 アワビ：272千個(H22)，ヒラメ：820千尾(H22)

2 出資団体改革

県財政に大きな影響を与える出資団体については、経営の健全化や団体の再編・統合などに全力を挙げて取り組んでいます。公益法人制度改革や地方公共団体財政健全化法の施行等により、出資団体のあり方や県の関わり方については、一段と厳しい対応が求められています。

特に、住宅供給公社や開発公社等が保有する土地については、地価の下落傾向等による影響や金利負担など、将来負担を含めて、県財政に大きな影響を与えかねないものであることから、早期の処分による経営の健全化が喫緊の最重要課題になっています。

県財政が未曾有の危機的な状況にある中、出資団体のあり方などについて抜本的な見直しを行うとともに、これまでも増して経営健全化に向けた取り組みを徹底していくなど、出資団体改革が確実なものとなるよう取り組んでいきます。

また、県議会「県出資団体等調査特別委員会」の提言を受け止め、スピード感を持って改革に取り組んでいきます。

* 出資団体：県が出資している法人及び出資していないが県が人的・財政的援助を継続的に行っている法人。参考資料78頁「出資団体の概要」

(1) 出資団体のあり方の抜本的見直し

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">○ 出資団体を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中で、法人の役割や必要性を改めて問い直し、法人のあり方を抜本的に見直します。○ 見直しに基づいた経営改革が確実なものとなるよう目標期限等を明確にし改革を進めます。 |
|------|---|

(推進事項)

出資団体のあり方の抜本的見直し

- 法人の将来方向について、事業の必要性、効率性、県関与の必要性等を検証のうえ、「廃止」「統合」「自立化・民営化」「存続」の視点で改めて分類し見直しを進めます。
(平成21年度から実施：出資団体指導室)
 - ・ 設立目的が希薄化しており、社会的・公益的要請が薄れている法人等については、廃止を進めていきます。
 - ・ 類似団体との統合等により効率的な運営を図ることができる法人等については、統合や管理部門の一体化などを進めていきます。
 - ・ 現公益法人については、公益法人制度改革において、公益事業比率が低く公益社団・財団法人への移行が困難と思われる法人、また、指定管理者制度導入等により、民間事業者と競合している法人等に対して、重点的に人的・財政的関与の必要性を検証し、自立化を図っていきます。
 - ・ 会社法人については、県施策推進上の公益的な役割を検証し、出資の必要性、効果等を考慮のうえ、出資引き揚げ等により民営化を図っていきます。
- 法人の将来方向に基づき、経営改革内容や目標期限を定めた実行計画を作成するとともに、経営評価や経営改善専門委員会において、その取組状況を検証し、確実な見直しを進めます。
(平成21年度から実施：出資団体指導室)

* 公益法人制度改革：従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度（一般法人）を創設。その内の公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者の意見に基づき公益法人に認定されることとなった。

県議会「県出資団体等調査特別委員会」の提言を受けた対応

- 県議会県出資団体等調査特別委員会の提言にある出資団体数、県派遣職員数、補助金・委託料等の削減目標の実現に向け、改革を進めていきます。

(平成22年度から実施：出資団体指導室，人事課，財政課，所管課)

- * 県出資団体等調査特別委員会：社会経済情勢の急激な変化の中で、出資団体の経営状況の悪化や自立的経営が十分なされていないなど、多くの問題が顕在化しており、県出資団体の経営健全化を図るための諸方策について県議会において委員会を組織し調査
(期間：平成21年5月～平成22年9月)

県出資団体等調査特別委員会の提言における削減目標

| 項目 | 平成21年度 | 目標 | |
|--------------------------|--------|----------------------------|-----------------|
| | | 平成25年度 | 平成29年度 |
| 県出資団体数 | 55団体 | 40団体程度 (▲15) | 30団体程度 (▲10) |
| 県派遣職員数 | 261人 | 平成25年度 130人程度 (▲131) | |
| 補助金・委託料・貸付金合計額（公社対策分を除く） | 約300億円 | 150億円程度 (▲150) | |

(2) 経営の健全化

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己決定・自己責任を基本にガバナンス（管理運営のあり方）の強化や経営責任の明確化を図るとともに、経営の効率化を進めて黒字基調の健全な経営の確立を促進します。 ○ 経営に課題のある法人については、改革工程表の進行管理を徹底し、確実な経営改善を進めます。 ○ 特に、経営の悪化が著しい法人等については、課題への対応を先送りすることなく徹底した経営改革に取り組みます。 |
|------|---|

- * 改革工程表：経営改善のため取り組むべき項目やその期限等を年度別に目標を設定したもので、経営上課題のある法人が作成

(推進事項)

経営改革の推進

- 「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」に基づき、法人事業実施の成果、法人運営、財務の状況などについて、「経営評価システム」により引き続き効率的な事業運営を指導し、経営の健全化を推進します。
(平成15年度から実施：出資団体指導室)

- * 経営評価システム：法人の自己評価、所管部局による検証、公認会計士等で構成する「経営評価チーム」による統一的な経営評価の3段階の手順で、事業成果、財務状況等について点検評価。また、必要に応じ外部有識者で組織する「出資団体等経営改善専門委員会」から意見を聴取

| | |
|----|---|
| 目標 | 経営評価「概ね良好」法人比率を5%増 [H20年度：27%] 【改革工程表：69頁】 |
|----|---|

- 経営評価の結果などから経営に課題のある法人については、改革工程表に基づき経営改善が確実なものとなるよう、進行管理を徹底するとともに、中長期的な視点に立った「収支見込計画書」を策定し、計画に基づいた実行、評価、検証により経営改善を推進していきます。

(平成21年度から実施：出資団体指導室)

- 精査団体、準精査団体については、今後の団体のあり方や新たな課題等への対応等の視点から改革工程表を見直し、改革を確実に進めます。

(平成21年度から実施：出資団体指導室)

* 精査団体、準精査団体：平成21年設置の県議会出資団体等調査特別委員会において、県財政に与える影響が大きい団体等として選定された住宅供給公社や開発公社など16団体

- 県財政への影響が大きい「重点的な取り組みを行う法人」(31頁に記載)については、県の将来負担等を念頭におきながら徹底した経営改革を進め、また、低価法の導入等により発生が予想される損失に対しては、先送りすることなく適切に処理していきます。

(平成21年度から実施：出資団体指導室)

* 低価法：資産の取得原価と時価を比較して、いずれか低い方の価格を期末資産の評価額とする資産評価の方法で、毎期の棚卸資産評価に損失が発生する場合は、特別損失として計上。

- 経営悪化が著しい開発公社については、資産査定等専門家などをメンバーとする「経営検討特別委員会」での審議、意見を踏まえて、経営改革に関する方針を定めた改革プランを策定し、抜本的な対策を講じます。

また、その取組状況については、同委員会が確認し確実な改革を進めます。

(平成20年度から実施：出資団体指導室、所管課)

- 出資団体が保有する土地については、「県有地等処分・管理対策本部」が意思決定した弾力的な価格設定のあり方に基づき早期処分を推進するとともに、その処分状況等を公表します。

(平成21年度から実施：出資団体指導室、財政課、管財課、所管課)

経営責任の明確化

- 法人は、独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行するものであることから、経営者の職務権限や責任について明確にしていきます。

(平成21年度から実施：出資団体指導室)

- 精査団体及び準精査団体については、改革工程表に「改革遂行責任者」を明記し、改革を実現する責任体制を明確にします。

(平成18年度から実施、平成21年度に拡充：出資団体指導室)

- 代表者が非常勤の法人については、事業内容等を踏まえながら、可能な限り代表者の常勤化を図り、意思決定の自律化や迅速化を図ります。

(平成18年度から実施：出資団体指導室)

【最近の取り組み】

| | | |
|----------------------|--------------|-----|
| ・(株) いばらき森林サービス代表取締役 | (H20. 5. 30) | 常勤化 |
| ・(社福) 茨城県社会福祉事業団理事長 | (H21. 4. 1) | 常勤化 |
| ・鹿島埠頭(株)代表取締役社長 | (H21. 6. 26) | 常勤化 |
| ・(財) 茨城県農林振興公社理事長 | (H22. 4. 1) | 常勤化 |

- 出資団体等の適切な業務執行や内部統制を確保するため、経営の意思決定と業務執行機能を分離するなど役割と責任の明確化を図れるよう指導します。

(平成18年度から実施：出資団体指導室)

- 経営責任の明確化やより効率的な事業推進を図るため、法人自らが設定した経営目標及びその達成度について経営評価に組み入れ、ホームページ等で公表します。
(平成18年度から実施：出資団体指導室)

経営状況に応じた組織のスリム化等

- 職員数の縮減に努めるとともに、新たな業務への対応については、既存事業の見直しや事務処理方法の改善及び嘱託職員等の活用などにより、新規増員を抑制します。
また、今後、組織の活性化を図るため、経営状況や職員の業績が適正に反映されるよう給与体系のあり方について、見直しを図ります。
(平成15年度から実施：人事課，出資団体指導室)
- 「公の施設」の指定管理者となっている法人については、法人の特性を活かしながら、管理コストの低減や組織のスリム化、さらには企画力やサービスの質の向上など民間に負けない経営体質改善に努めるよう指導します。
(平成18年度から実施：出資団体指導室)
- 民間の経営ノウハウを積極的に活用して組織の活性化を図る観点から、業務に精通した有能な民間人を登用するよう努めます。
(平成15年度から実施：出資団体指導室)

(3) 県関与の見直し

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県の人的・財政的関与や支援の範囲を明確にするとともに、法人の将来方向に基づき県の関与の適正化を図ります。 ○ 新規の出資団体の設立については、当面、原則的に凍結することとし、新規の行政ニーズへの対応が生じた場合には、需要調査等を厳しく吟味するとともに、類似の業務を行う既存の法人の活用を図ることを基本とします。 |
|------|--|

(推進事項)

人的関与の見直し

- 自立的で責任ある経営体制の確立を図る観点から、知事・副知事の法人代表兼職については、可能な限り廃止します。
(平成14年度から実施：出資団体指導室)

| | |
|-----------|---|
| 目標 | 知事・副知事の法人代表兼職法人数を約30%（3法人程度）削減 【改革工程表：69頁】 |
|-----------|---|

| |
|---|
| <p>— 【最近の取り組み】 —</p> <p>知事・副知事の法人代表兼職法人数 ・ H14年度：24法人 ⇒ H22年度：5法人（H22.7月）</p> |
|---|

- 県退職者の常勤役員への就任については、法人の要請を踏まえつつ、その知識や経験が業務遂行上特に必要とされる場合に限りませす。
(平成15年度から実施：人事課)

| |
|---|
| <p>— 【最近の取り組み】 —</p> <p>県退職者派遣数 H14年度：75人 ⇒ H22年度：48人（H22.7月）</p> |
|---|

- 県職員の派遣については、県と法人との役割分担及び法人の自立的経営を促進する観点から縮減を進めます。
(平成15年度から実施：人事課)

| | | |
|----------------|------------------------|--------------------|
| 目 標 | 県職員派遣数を約10% (30人程度) 削減 | 【改革工程表：69頁】 |
|----------------|------------------------|--------------------|

| |
|---|
| — 【最近の取り組み】 — |
| 県職員派遣数 H14年度：426人 ⇒ H22年度：240人 (H22.7月) |

財政的関与の見直し

- 補助金等については、事業の必要性、妥当性及び効果等の観点から抜本的な見直しを行い、限られた財源の効果的な配分を進めるとともに、県の財政負担の縮減を図ります。
(平成15年度から実施：財政課)

| | | |
|----------------|---|--------------------|
| 目 標 | 補助金等を10%以上削減 (公社対策及び保有土地の処分推進に係る経費を除く) | 【改革工程表：69頁】 |
|----------------|---|--------------------|

| |
|--|
| — 【最近の取り組み】 — |
| 補助金等の削減 (当初予算ベース) H14年度：約358億円 ⇒ H22年度：約193億円 (住宅供給公社，土地開発公社，開発公社への経営支援策490億円を除く) |

- 損失補償等限度額については、毎年度できる限り切り下げるとともに、今後の損失補償等については、必要性・補償額・割合等を個別事業毎に精査し、真に必要なものに限定していきます。
(平成18年度から実施：財政課)
- 経営が安定し、公益的役割の観点から出資の意義や必要性が薄れている法人については、出資の引き揚げを検討します。
(平成21年度から実施：出資団体指導室)

(4) 個別法人の推進事項

重点的な取り組みを行う法人 (精査団体)

| 法人名 | 推進内容 |
|-----------------------|---|
| (財)茨城県開発公社 (事業推進課) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公社の最大限の自助努力を前提に、安定的で自立した経営継続のための総合的な支援策を県の財政状況を勘案のうえ、実施します。 ○ プロパー工業団地のうち分譲中の団地については、毎年度6haを目標に分譲し、10年間で完売します。未造成の工業団地等については、県が事業継承し、地元市町村等とも協議しながら利活用方策を検討します。 ○ 福祉施設のうち公社による経営が困難と判断されたものについては、民間譲渡や施設の廃止を検討します。 ○ 茨城空港ターミナルビルの運営については、公社の健全経営のため、県が支援及び協力を実施するとともに、3年を目途に民間等への譲渡も含めた経営のあり方を検討します。 ○ ビル・駐車場事業等については、当面、貴重な収入源として事業を継続していきますが、テナントの入居状況などを考慮し、平成25年度を目途に売却等も含む経営の見直しを行います。 |

| | |
|--|---|
| <p>茨城県住宅供給公社 (住宅課)</p> | <p><u>(解散に至る経緯)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年9月28日に、公社は理事会で破産手続開始の申立てを決議し、同日、水戸地方裁判所に申立てを行いました。 ・ 10月8日には破産手続開始決定がなされ、これをもって、公社は地方住宅供給公社法の規定により、解散となりました。 ・ なお、解散にあたり、公社の借入金については、第三セクター等改革推進債381億円を活用し、整理を行いました。 <p><u>(解散後の対応)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 解散後は、破産管財人により、公社資産の管理・処分が行われます。 ○ 県としては、土地の売却促進など、破産管財人による破産管財業務にできる限り協力するとともに、相談窓口を設置し、団地住民の不安解消に努めるなど、関係者への影響をできる限り小さくできるように努めていきます。 |
| <p>茨城県土地開発公社 (都市計画課)(つくば地域振興課)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度を目途とする保有土地処分にスピード感を持って取り組むとともに、県の経営支援により債務超過の解消を図ります。 ○ <u>公有地の拡大の推進に関する法律に基づく用地の先行取得事業は真に緊急性、必要性のある事業に限定するとともに、公社の役割を踏まえた将来的なあり方について検討していきます。</u> ○ 保有土地の約9割を占めるひたちなか地区については、市場価格を反映した適正な売却価格等の設定、企業ニーズを踏まえた事業用定期借地や区画の分割等の公募条件の柔軟な見直しなど様々な手段で積極的に売却等を進めるとともに、売却までの間暫定的に賃貸を行うなど土地の有効利用を図ります。 ○ 平成21年度決算から適用した低価法により公社の財務状況を明らかにしていくとともに、地価下落により保有土地に損失が発生し、県の対策が必要な場合には適切な対応に努めていきます。 ○ 平成27年度に全額償還が必要となる県の借入分(土地開発公社経営健全化債226億円(H18～H27))について、土地売却の進捗を踏まえつつ、計画的な償還を実施します。 |
| <p>鹿島都市開発(株) (事業推進課)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営改善計画に基づき、部門別に原価・収益管理を徹底し、合理的かつ効率的な経営管理に努めるなど、債務超過となっている財務体質の着実な改善を図り、引き続き、賑わいづくりの拠点としての施設運営に努めます。 ○ 全社一丸となった広告宣伝活動の展開や多様化するニーズに対応したきめ細やかな商品開発等に努めるなど、ホテル部門の経営改善に努めます。 ○ 導入した月次決算に基づき、営業推進本部、経営改革推進会議において、各部門の経営状況について検討を行い、速やかに改善策を講じるとともに、社会ニーズにあった即応性のある対応をまいります。 ○ 県貸付金の償還額の増加は、今後の資金収支の支障となるおそれがあることから、貸付元の鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の収支見通しを踏まえ、償還計画を見直します。 |

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>(社福)茨城県社会福祉事業団 (障害福祉課)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期経営計画（平成19年度～平成23年度）に基づき、人件費の削減等による県費負担の削減を図ります。 ○ 県立あすなろの郷については、<u>施設のコンパクト化や施設管理の見直し等について検討を行うとともに、経営の効率化を図り、自主・自立した運営に努めます。また、民間施設では支援が難しい障害者への支援などの役割を果たしていきます。</u> |
| <p>(財)茨城県教育財団 (教育庁総務課)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>自立的な団体運営が可能な組織・事業体制へ移行するため、専門的な知識や経験を有する高年齢者等の人材を活用するなどして、必要最低限の県派遣職員数にするとともに、事務の効率化を図り経費削減に努めます。</u> ○ 生涯学習センターや青少年教育施設の指定管理者の選定に際しては、施設の設置目的に沿った運営能力を有する民間団体の参入を促進します。 ○ 埋蔵文化財事業については、調査の質の確保に留意しつつ、財団の調査体制に組み込む形態で更なる民間事業者の活用を図ります。 |
| <p>(財)グリーンふるさと振興機構 (地域計画課)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県北地域の振興を県政の最重要課題と捉え、<u>その振興策を強化する観点から、平成27年度末を目途に、地元市町が主体となった広域的事業等に取り組む新たな体制を確立し、その上で発展的に廃止します。</u> 具体的な時期については、中間年での改革効果の検証を踏まえ、圏域の市町長、県議会議員をはじめとする関係者の意見や新たな体制の立ち上げの状況等にも十分配慮して決定していきます。 |

再編統合等の見直しを行う法人（準精査団体）

| 法人名 | 推進内容 |
|--|--|
| <p>(財)茨城県農林振興公社 (農政企画課) (社)茨城県穀物改良協会 (農産課) (社)園芸いばらき振興協会 (園芸流通課)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林振興公社の分収造林事業の県への移管及び知事の理事長兼職や損失補償限度額などの人的・財政的関与の見直しを進め、平成25年度を目途に3団体の再編・統合を行います。 |
| <p>茨城県道路公社 (道路建設課) (財)茨城県建設技術公社 (検査指導課)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 収益性の低い5路線が残り経営改善が急務となっている道路公社と組織のスリム化と効率的な運営を図る必要がある建設技術公社について、経営の合理化、安定化を図るため、平成23年4月を目途に総務経理部門の統合を進めます。 |
| <p>(財)茨城県青少年協会 (女性青少年課)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年から若者まで切れ目なく一体的に育成支援ができるよう、<u>青少年育成事業の重要性に配慮したうえで、類似団体との統合について、関係団体や統合の相手となる類似団体の意見を聞きながら、平成24年度を目途に統合できるよう検討していきます。</u> |

| | |
|--------------------------------------|--|
| <p>(財)茨城県環境保全事業団 (廃棄物対策課)</p> | <p>○ 廃棄物受入量が当初計画を下回っており厳しい経営状況にあることから、<u>地元地区及び笠間市の理解を得て、県外廃棄物の受入等の増加策を講じ、売上の増加を図るとともに、金利等を考慮した最も有利な条件により金融機関等から資金調達を図り、自立的かつ安定的な経営を進めます。</u></p> |
| <p>(財)茨城県看護教育財団 (医療対策課)</p> | <p>○ 運営改善アクションプラン（平成19年度～23年度）に基づき、引き続き運営の改善に取り組むとともに、民間移譲については、運営改善の成果等をみताうえで改めて検討します。</p> <p>○ <u>本県の人口比看護職員数は低位にあることから、地域に貢献できる質の高い看護師の養成に努めます。</u></p> <p>○ <u>定員や授業料等の見直しの検証や卒業後の県内定着状況の調査を行います。</u></p> |
| <p>(株)いばらきIT人材開発センター (産業技術課)</p> | <p>○ <u>専門的なIT研修は、小規模で採算性が低いことから、損益分岐点の管理などを徹底し効率的な経営に努め、累積損失の早期縮減を図るとともに、県等からの委託に依存しない経営に努めます。</u></p> <p>○ <u>県が筆頭出資者ではなく、経営改革を主導的に行えないため、最大株主である(独)情報処理推進機構や地元古河市などと自立化に向けた協議を進めます。</u></p> |

3 県庁改革

危機的な財政状況や市町村合併の進展，さらには第二期地方分権改革や公務員制度改革の進展など県行政を取り巻く状況変化に機敏に対応し，複雑・多様化する行政ニーズに的確に対処していくためには，これまで以上に簡素で効率的な行政運営を進めるとともに，職員の意識改革を図り，組織の活力を高めることが重要になっております。このため，職員一人ひとりが県民全体の奉仕者であるという原点に立ち戻って，「県民サービス憲章」に掲げる精神にのっとり，県民が利用しやすく満足度の高いサービスを効率的に提供できるよう，さらなる改革を進めていきます。また，不適正な経理処理の事実を重く受け止め，改めて公金意識，法令遵守意識の徹底や組織としての管理・チェック体制の改善を図ります。

(1) 県民本位の行政サービス

ア 満足度の高いサービス提供

基本方針

- 県民に満足していただける質の高いサービスを提供するため，職員の意識改革を図りながら，全庁的なサービス向上運動に引き続き取り組みます。

(推進事項)

県民サービス向上運動の推進

- 前例踏襲や先送り体質からの脱却を図るために，各職場での対話を通じた職員の気づきによる意識改革を進めるとともに，コスト意識の徹底を図りながら，県民の視点に立って行政サービス活動全般について常に点検・評価し，県民本位の良質なサービスを提供していくため「県民サービス向上運動」を進めます。

(平成15年度から実施：行財政改革・地方分権推進室)

【主な取り組み】

- ①ホスピタリティ（応対，接遇）の向上
窓口・電話での応対の改善，記名票の着用，庁内案内表示の改善など
- ②「あいさつ・声かけ運動」の実施
「あいさつ，声かけ」を通じた県民サービスの向上，職員間の連携強化
- ③県民が利用しやすいサービスの提供
県民の視点に立つことを心がけ，一層県民が利用快適なサービスの提供
- ④「県民ご意見ボックス」によるサービス改善の徹底
県民からの評価，意見を職員が共有し，サービスを継続して改善
- ⑤職員間の情報の共有
各職場での優れた取り組み事例や意識改革に関する事例などの情報を共有

- 県民視点に立ったより一層のサービス向上を図るため，外部の目による評価を取り入れます。

(平成23年度から実施：行財政改革・地方分権推進室)

クリーンオフィス運動の推進

- 県庁をはじめとした県の機関を県民の方々に安心・快適に利用していただくとともに、事務効率を上げるため全庁でクリーンオフィス運動を推進します。
(平成20年度から実施：管財課，全課所)

昼休み時間の窓口開庁

- 昼休み時間でも相談業務や許認可事務などに対応できるよう，全庁的な窓口開設を進めます。
(平成18年度から実施：人事課，相談業務等を行う全課所)

【最近の取り組み】

- ・文化・体育施設の開園日の増，開園時間の延長
自然博物館，近代美術館，図書館，笠松運動公園など
- ・県パスポートセンター（三の丸庁舎内）での休日窓口開庁
日曜日にも旅券の交付を実施
- ・いばらき就職支援センター（水戸）での休日等窓口開庁
平日は夜間まで，土曜日・日曜日にも開庁

ユニバーサルデザインの推進(高齢社会等に対応した生活環境等の整備)

- 急速に進む高齢化，国際化などの社会変化にあわせ，高齢者・障害者など多様な人に対応したサービスの向上等を進めるため「いばらきユニバーサルデザイン推進指針」をもとに県の施策全体を見直していきます。
(平成18年度から実施：厚生総務課，全課所)

イ 情報発信と県民の声の県政への反映

基本方針

- 本県の魅力を統一的かつ戦略的に発信し，本県のイメージ向上を進めます。
- 県民の県政への関心を高めるために，県民に分かりやすい県政情報の発信に努めるとともに，より県民の意見が県政に反映される仕組みを充実していきます。

(推進事項)

いばらきのイメージ向上

- 本県の豊かな地域資源や科学技術の集積など幅広い魅力を県内外に効果的に発信するため，専門的知識・ノウハウを有した民間人を**広報監に起用するとともに**，**広報戦略室を設置し，戦略的な広報体制の整備を図ります。**
- 部局横断的な情報発信を展開するとともに，パブリシティ活動の強化によるマスコミへの露出機会の拡大を図り，併せて県民総参加による**茨城の魅力発信を行い，県のイメージアップに努めていきます。**

(平成17年度から実施，広報体制強化は平成22年度から実施：広報広聴課，企画部，商工労働部，農林水産部)

【最近の取り組み】

- ・テレビを活用した情報発信(観光・農産物情報番組放映)
- ・新聞・ラジオやインターネットブログやツイッター等を活用した情報発信，プレゼントパブリシティを利用した農産物PR，観光キャンペーンの実施，マスコットキャラクター(ハッスル黄門)を活用した情報発信 など
- ・メディア訪問によるパブリシティの実施

- トップセールス，在京メディアへの売り込み，首都圏における情報発信拠点である「いばらき情報ステーション」や市販情報誌，ブログなどWebの活用，フィルムコミッションの推進など様々な手段を活用した県外向けの情報発信に取り組みます。（平成17年度から実施：広報広聴課，所管課）

| |
|---|
| <p>【最近の取り組み】</p> <p>県内でのロケーション実施状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H20年度：作品数：357，撮影日数：1,119日 ・H21年度：作品数：378，撮影日数：1,203日 ・H22年度：作品数：243，撮影日数：730日（H22.11末） |
|---|

多様な広報媒体の活用と職員による情報発信の強化

- 広報紙，新聞，テレビ，ラジオ，インターネットなど，各種広報媒体を活用するほか，NHK県域デジタルテレビ放送をはじめ，新聞折り込みの情報誌やタウン誌など，各種メディアへのパブリシティ活動を一層強化し，積極的に県民への情報提供を進めていきます。
- 職員一人ひとりが広報マンとしての自覚を持ち，名刺や電子メール等に，ロゴマークや県政情報などを表示して「いばらき情報」をPRするとともに，部局間連携を強化しながら県として一体的な広報活動を展開し，県政情報の迅速かつ確実な伝達を進めます。（平成17年度から実施：広報広聴課，所管課）
- 他自治体の全戸配付広報誌との紙面交換による茨城空港や観光のPRなど広域連携による広報活動を行います。（平成22年度から実施：広報広聴課）

| |
|--|
| <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県サイトへのアクセス件数：年間5,100万件 ・メルマガいばらきの登録読者数：5,300人 |
|--|

| |
|---|
| <p>【最近の取り組み】</p> <p>県サイトへのアクセス数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H21年度：5,384万件，H22年度：3,896万件（H22.12末） <p>インターネットメールマガジン「メルマガいばらき」登録読者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H20年度：4,713人，H21年度：5,067人，H22年度：5,194人（H22.12末） |
|---|

県民と知事との対話の推進

- 「明日の地域づくり委員会」や「明日の茨城を考える女性フォーラム」の委員会活動，「県政モニター通信」，「知事への手紙（住民提案）」の活性化を図るとともに，県民と知事との対話集会や「いばらき創り1000人委員会提言集会」を開催するなど，多様な広聴事業を実施し，県民との対話を一層推進します。（平成21年度から拡充して実施：広報広聴課）

| |
|---|
| <p>【最近の取り組み】</p> <p>知事への手紙（住民提案）の提案方法の拡充：</p> <ul style="list-style-type: none"> 携帯サイト利用，県関係庁舎「県民ご意見ボックス」への投函（H21年度） <p>明日の地域づくり委員会（第10期）：200名（H21年度委嘱）</p> <p>明日の茨城を考える女性フォーラム（第11期）：50名（H22年度委嘱）</p> <p>県政モニター：170名（H21,H22年度委嘱）</p> <p>知事と語ろう「明日の茨城」の開催：4会場489名参加（H22年度）</p> <p>いばらき創り1000人委員会提言集会の開催：266名参加（H22年度）</p> |
|---|

県政への県民意見の反映の充実

- 県の主要な事業計画等について，インターネット等を通じて計画作成時から情報を公表し，県民からの意見を県の意思決定に反映させるよう継続して進めます。（平成14年度から実施：広報広聴課，所管課）

【最近の取り組み】

県民意見の募集状況

- ・H20年度：第5次行財政改革大綱「中間とりまとめ」等7件
- ・H21年度：大好きいばらき新エンゼルプラン2 1 後期計画等7件
- ・H22年度：新しい県総合計画「中間とりまとめ」等19件（H22.12末）

- 「明日の茨城を考える女性フォーラム」，「明日の地域づくり委員会」の委員による政策提言や県政モニター，住民提案に対する行政施策への反映状況，県民と知事との対話集会の実施状況について，インターネット等を通じて広く県民に公開します。（平成21年度から拡充して実施：広報広聴課）

県政出前講座の一層の充実

- 新規の施策や社会的に関心が高まっているテーマなど，既存のメニュー以外でも積極的に対応するとともに，受講者に対するアンケートなどにより，希望テーマの追加や講座運営の改善を図ります。

- 各講座で使用する資料はホームページから事前に関覧できるようにしたり，テーマに関係する機関等のホームページへのリンクを設定します。（平成17年度から実施：政策審議室）

目標

県政出前講座実施件数：年間330件

【最近の取り組み】

県政出前講座のテーマ数及び年度別実施件数

- ・H20年度：209テーマ，442件
- ・H21年度：214テーマ，465件
- ・H22年度：212テーマ，483件（H22.12末）

コスト情報の提供

- 行政活動に係るコストについて，県民にわかりやすく周知するため，県全体の行政活動に要する経費や会館など主要な公共施設ごとの運営経費などを示した行政コスト計算書を作成，公表します。また，各公共施設のコストについては，窓口においても公表します。（平成18年度から実施：財政課，所管課）

【最近の取り組み】

行政コスト計算書を公表した公共施設（自然博物館，カシマサッカースタジアム等）数

- ・H19年度：40施設，H20年度：40施設，H21年度：39施設

警察活動に対する県民理解の醸成

- ホームページ，防犯メールの活用，警察署協議会の活性化，自警団への支援などにより，警察活動に関する県民理解への醸成を図ります。

（防犯メールは平成18年度から実施：警察本部）

【最近の取り組み】

県警ホームページアクセス状況

- ・H20年度：6,564,925件，H21年度：6,607,456件
- ・H22年度：4,883,689件（H22.12末）

ひばりくん防犯メール（H19.5～）

- ・登録者数：40,645人（H22.12末）

市町村における自警団等防犯ボランティア結成状況

- ・H20年度：894団体 約63,500人，H21年度：935団体 約67,180人
- ・H22年度：945団体 約67,610人（H22.12末）

災害情報の提供

- 防災・危機管理ポータルサイトへの地震・津波，気象，河川水位などの情報，統合型GISによる避難所情報等の搭載，携帯メールによる気象情報，避難情報の配信により，災害情報を県民へ提供していきます。

（ポータルサイトは平成17年度から，統合型GIS，携帯メールによる情報提供は平成21年度から実施：消防防災課）

【最近の取り組み】

防災・危機管理ポータルサイトアクセス状況

・H19年度：30,592件，H20年度：51,298件，H21年度：29,673件

消防防災課ホームページアクセス状況

・H19年度：36,685件，H20年度：37,609件，H21年度：37,489件

ウ 規制の廃止・緩和，行政手続の簡素化の推進

基本方針

- 県民の利便性の向上や手続の簡素化，事業活動の活性化を図るため，規制緩和，行政手続の簡素化を進めます。

（推進事項）

県条例等に基づく規制の廃止・緩和，行政手続の簡素化

- 県条例等に基づく規制や手続を総点検し，各種規制の廃止・緩和，申請書類の記入項目や添付書類の削減，押印の見直し，申請・届出の郵送受付などを進めます。

（平成14年度から実施：総務課，行財政改革・地方分権推進室，所管課）

目 3条例等7事務について規制を廃止・緩和
→7条例等18事務について規制を廃止・緩和（平成23年2月）

標 1規則等1事務について行政手続を簡素化（平成20年度末以降）

* 参考資料81頁「廃止・緩和する規制及び簡素化する行政手続」

【最近の取り組み】

・規制の廃止・緩和：60条例等140事務で実施（H15～H23.1末）

・行政手続の簡素化：57規則等83事務で実施（H15～H23.1末）

- 住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより，行政手続の際の住民票の写しの添付が不要となる事務や，住民の所在確認等を行う事務について，利用件数の増加を図ります。（平成14年度から実施：市町村課，所管課）

目
標

住民基本台帳ネットワークシステム利用件数：年間225千件

| |
|---|
| <p>【最近の取り組み】</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステム利用件数 ・H20年度：224,659件，H21年度：337,377件，H22年度：230,114件（H22.12末）</p> <p>■法に基づく事務（H20年：57,603件，H21年：44,042件，H22年：12,841件（H22.12末））</p> <p>①恩給に関する事務 ②旅券事務（新規発給など） ③第1種フロン類回収業者の登録・更新事務 ④電気工事士免状交付事務 ⑤危険物取扱者・消防設備士免状交付事務，試験の実施 等12事務で利用</p> <p>■県条例に基づく事務（H20年：167,056件，H21年：293,335件，H22年：217,273件（H22.12末））</p> <p>①県税の賦課徴収事務 ②県税に関する犯則事件の調査事務 ③介護支援専門員の登録事務 ④鳥獣の捕獲等の許可等事務 ⑤高等学校等奨学資金の返還事務 等38事務で利用（H22.4.1から新たに32事務を追加）</p> |
|---|

事務処理期間の短縮

- 法令，条例等に基づく許認可等の手続を点検し，標準事務処理期間の短縮を進めます。（平成17年度から実施：総務課，行財政改革・地方分権推進室，所管課）

（2）成果を重視した行政経営の推進

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的・効率的な業務を推進し，より質の高い行政サービスを提供するため，計画の策定（PLAN）・実施（DO）・評価（CHECK）・行動修正（ACTION）といったマネジメントサイクルを徹底し，成果重視の行政経営を進めます。 ○ 民間の主体性や民間が有するノウハウ等の活用により，効果的・効率的な公共サービスの提供が図れるよう民間活力を積極的に活用します。 |
|------|---|

（推進事項）

ア 民間経営手法の導入

新たな人事評価制度の導入

- 業務の遂行過程で発揮された能力や，業務の成果として顕れた業績を評価する新たな人事評価制度を導入します。
 また，試行中の新人事評価制度について，職員のやる気を引き出す制度となるよう，毎年度必要に応じて改善を図ります。
- 管理職に対する新たな人事評価を先行し，管理職の評価項目については，活気ある職場づくりの取り組みや人材育成，県民サービスの向上などの観点を取り入れます。
- 評価に当たっては，本人の自己評価に加え，評価者との面談を実施し，評価の効果を高めるとともに，職員からの苦情相談を受ける窓口を設置します。

| |
|--|
| <p>【最近の取り組み】</p> <p>・H19年10月から管理職・非管理職において試行を実施。（部長級・技能労務職を除く） ・H21年10月から全ての職員で全面的に試行実施。</p> |
|--|

- 管理職の意識改革を図るため，管理職研修の充実を図り，部下の人材育成方法（職員の褒め方・叱り方など）の徹底を含め，組織の責任者としての役割と責務を再認識させます。（平成21年度から検討：人事課）

成果重視の業務の推進

- 各部局・課所において毎年度重点的に取り組む目標を明確に掲げ、組織が一丸となって目標達成に向けて業務を効果的・効率的に遂行し、成果をあげられるよう「目標チャレンジ制度」に取り組みます。

(平成15年度から実施：行財政改革・地方分権推進室)

* 目標チャレンジ制度：各所属のグループ運動として年度当初、①施策推進の目標②県民サービス・事務改善の目標を設置し、P D C Aサイクルで業務を推進

【最近の取り組み】

- ・ H19年度：郵便料金の削減等（部局重点目標36）
- ・ H20年度：浄化槽補助制度を活用した生活排水対策の推進等（部局重点目標35）
- ・ H21年度：中性子の産業利用の促進等（部局重点目標35）

政策評価制度の推進

- 県政運営の透明性の確保、説明責任の向上に加え、事業の効果的な執行を図るため、県が行っている事業の成果等を適切に把握・評価し、その情報を積極的に県民に公開した上で、事業の見直しを進め次年度の予算に反映します。

(平成13年度から実施：政策審議室)

- 県総合計画などに掲げる総合的な施策の推進や県民ニーズに応えた施策の実現などを図るため、政策評価制度を推進します。また、評価手法の改善、わかりやすい公表、評価事務の負担軽減等を図りつつ、評価の実効性を高めるよう、効率的な制度運営に努めます。

(平成19年度から実施：政策審議室)

【最近の取り組み】

- ・ H19年度から、新たな評価制度を実施（H21年度評価：新総合計画の重点戦略に掲げた40の施策及び356事業の評価）

公共事業に係る各種評価の推進

【再掲】

- 公共事業採択前の段階での必要性等の評価（公共事業等事前評価制度）、一定期間を経過した事業の休止、中止を含めた再評価（公共事業再評価制度）を進め、公共事業の効率化や行政の透明性の確保、説明責任の向上を図ります。また、完了した事業の効果等を評価する制度（公共事業事後評価制度）の検討を進めます。

(平成10年度から実施：政策審議室)

試験研究機関の機能強化

- 産業界や県民のニーズの的確な把握とともに、全県的・総合的視点に立った総合調整機能の整備等により、適切な研究課題を選定し、より効果的・効率的な研究活動を推進します。また、研究成果を速やかに情報提供する体制の強化に取り組みます。

(平成20年度から検討：科学技術振興課、所管課)

- 研究開発予算の効果的・効率的な執行を図るため、国等の競争的資金の獲得に努めるとともに、県民ニーズ、政策課題を踏まえた研究開発の重点化、分野横断的な連携を促進する仕組みや、期限付成果主義の導入を検討します。

(平成20年度から検討：科学技術振興課、所管課)

* 期限付成果主義：一定期間研究して成果が上がらないものは、適切な評価を行ったうえで、研究を中止する。

- 県内の試験研究機関同士の連携強化をはじめ、他県の試験研究機関や、国、民間の研究機関、大学などとの共同研究などによる連携を進めます。

(平成21年度から実施：科学技術振興課、所管課)

【最近の取り組み】

- ・ 県立試験研究機関等機能強化に向けた検討会最終取りまとめ (H19.2)
- ・ 試験研究機関の機能強化に向けた調整を担う茨城県科学技術戦略本部を設置 (H20.12)
- ・ 県立試験研究機関の機能強化に係る施策として、中期運営計画(計画期間H23～H27)の策定及び機関評価の実施を決定(H21)

環境マネジメントの取り組みの推進

- 温室効果ガスの排出抑制など環境への負荷を低減するため、県が自ら行う事務・事業に係る環境負荷を定期的に把握して、省エネ・省資源・リサイクル等を図るとともに、県が関係する施設・団体等についても、その事務・事業に関し環境への負荷を低減する行動を進めて、茨城県環境保全率先実行計画の取り組みを推進します。(平成18年度から実施：環境政策課、全課所)

| | |
|----------------|--|
| 目 標 | 県庁全体における環境マネジメント(平成24年度までの) 【省エネルギー】電気使用量：庁舎用15%削減、事業用エネルギー消費原単位を毎年1%削減、公用車燃料使用量：8%削減、燃料使用量：庁舎用15%削減、事業用エネルギー消費原単位を毎年1%削減 【省資源】用紙類：15%削減、水道使用量：15%削減 【ゼロエミッション】可燃廃棄物量：15%削減、可燃廃棄物リサイクル率：70%以上、建設副産物リサイクル率：95%以上 【グリーン購入】購入額ベースで80%以上 【温室効果ガス】排出量：年間196,000tにとどめる * 第3期環境保全率先実行計画(H18～24年度)に基づく |
|----------------|--|

【主な取り組み】

- ・ 省エネルギーの推進：電気使用量の削減
 - ・ 消費電力監視装置の適切な運用
 - ・ 定時退庁日の徹底(強化月間における追加日の設定)
 - ・ 事務機器(I T機器等)の適切な導入と運用
 - ・ 再生可能エネルギーを活用した発電設備等の導入 など
- ・ 省資源等の推進：用紙類使用量・水道使用量の削減、可燃廃棄物量の削減
- ・ グリーン購入の推進(環境配慮型製品の使用促進)

イ 民間活力の導入

民間委託の推進

【一部再掲】

- 「民間活力の導入に関する基本指針」(平成19年4月策定)に基づき、「民間にできることは民間に」の考えのもと、民間委託をより一層推進します。(平成18年度から実施：人事課)

【最近の取り組み】

- 県職員の直接執行を外部委託とした主なもの
- ・ 霞ヶ浦環境科学センター交流サロン運営業務(H18年度～)
 - ・ 精神科救急における措置患者移送業務(H19年度～)
 - ・ 特定計量器に係る定期検査業務(指定検査機関の導入)(H21年度～)
 - ・ 本庁の電話交換業務の全面委託化(H21年度～)
 - ・ 土浦合同庁舎の守衛業務の全面委託化(H22年度～)

- 総務事務については、人員削減効果を考慮し、全庁的な集中処理を可能とするシステムを導入するとともに、総務事務センターを設置します。
 なお、総務事務センターにおいては、障害者を積極的に雇用するとともに、外部委託等を導入します。(平成18年度から検討：人事課)

指定管理者制度の活用拡大

- 県の公の施設については、法令等の制約や、業務の専門性・特殊性から県が直接管理運営を行わなければならない特別な理由がある場合を除いて、指定管理者制度を導入していきます。
(平成17年度から実施：人事課)
- 新たに、指定管理者に対して施設利用に関する利用者の評価（満足度）のモニタリングを義務付けるとともに、毎年度の業務終了後に、施設の利用状況等の管理運営の実態について厳格な評価を行います。
(平成21年度から実施：人事課、所管課)

【最近の取り組み】
指定管理者制度の導入状況
・H17年度：1施設、H18年度：59施設、H19年度：2施設 合計62施設
*参考資料83頁「指定管理者施設一覧」

競輪開催業務の見直し

- 民間の持つノウハウを積極的に活用することにより効率的な事業運営を行い、安定した収益の確保を図るため、取手競輪場の競輪開催業務の包括外部委託に向けた検討を行います。
(平成20年度から検討：総務課)

民間提案型業務委託手法の導入検討

- 「公共サービス改革法」に基づく市場化テストに加え、提案公募などの方法により、民間事業者の創意工夫を反映させる本県独自の民間提案型業務委託手法の導入についても検討します。
(平成17年度から検討：人事課)

P F I 手法の活用

- 公共施設等の建設にあたっては、民間の資金、経営能力、技術能力を活用できるP F I (Private Finance Initiative)手法の活用に努めます。
(平成12年度から実施：行財政改革・地方分権推進室)

【最近の取り組み】
・P F I 導入ガイドライン策定 (H15年度)
・県庁立体駐車場整備事業の施設整備及び維持管理に導入 (H19年度)

(3) 職員の意識改革，組織の活性化

- | | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">○ グローバルな認識の下、コスト意識やスピード感をもって、積極果敢に仕事に取り組むよう職員の意識改革の徹底を図っていきます。○ 職場が常に明るく、自由闊達で、職員が生き生きと仕事に取り組めるよう組織の活性化を図っていきます。 |
|------|---|

(推進事項)

新たな人事評価制度の導入

【再掲】

- 業務の遂行過程で発揮された能力や、業務の成果として顕れた業績を評価する新たな人事評価制度を導入します。
また、試行中の新人事評価制度について、職員のやる気を引き出す制度となるよう、毎年度必要に応じて改善を図ります。

- 管理職に対する新たな人事評価を先行し、管理職の評価項目については、活気ある職場づくりの取り組みや人材育成、県民サービスの向上などの観点を取り入れます。
- 評価に当たっては、本人の自己評価に加え、評価者との面談を実施し、評価の効果を高めるとともに、職員からの苦情相談を受ける窓口を設置します。
- 管理職の意識改革を図るため、管理職研修の充実を図り、部下の人材育成方法（職員の褒め方・叱り方など）の徹底を含め、組織の責任者としての役割と責務を再認識させます。
(平成21年度から検討：人事課)

職員のやる気を高める仕組みの充実

- 職員が業務に意欲的に取り組むよう職員提案制度を継続して実施し、優れた施策提案については予算化を図り、提案者については担当課所へ優先配置します。
また、特定のテーマを設定して県政の重要課題への提案を促進するなど、職員の業務意欲を一層喚起するよう、制度の改善を図っていきます。
(平成15年度から実施：行財政改革・地方分権推進室、人事課、財政課)
- | |
|--|
| <p>【最近の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H20年度：提案件数97件， H21年度：提案件数99件， H22年度：提案件数116件 |
|--|
- 課所・業務を特定するだけでなく、土地関連、企業会計、税務など専門性を有するいくつかの行政分野についても、希望する職員が従事できるようにするなど、引き続き庁内公募の拡充を図ります。
(平成8年度から実施：人事課)

目標

業務提示型庁内公募対象業務数：毎年度25業務程度

【最近の取り組み】

- ・庁内公募対象業務数 H20年度：28業務 ⇒ H21年度：30業務 ⇒ H22年度：27業務
- ・対象者の範囲拡大 (H17年度)：係長級 ⇒ 課長補佐級以下
- ・職員提案型の導入 (H17年度)：H20年度：3件， H21年度：9件， H22年度：3件

- 職員がこれまで以上に様々な機会を捉えて、いろいろな場に足を運び、自分で見て、聞いて、体験することなどを通じ、視野を広げ、新たな発想で意欲的に仕事に取り組めるよう、環境整備に努めます。
(平成22年度から検討：人事課、行財政改革・地方分権推進室)
- 職員の上司からの「指示待ち」姿勢を改め、自ら課題を見つけ、積極果敢に仕事に取り組む風土を醸成します。
(平成20年度から検討：人事課)
- 職員が生き生きと仕事に取り組めるよう、仕事に関する満足度調査を行い、活気ある職場づくりの実現を目指します。
(平成20年度から検討：人事課)
- 学校現場において、児童生徒のために学習指導や生徒指導等の教育分野のうち特定の分野において創意にあふれ特色ある指導を実践し、顕著な教育効果をあげている者で、人格・見識ともに優れた教員の模範となる個人に対して「ティーチャー オブ ティーチャーズ」の称号を与えて表彰するとともに、当該優秀教員の適切な活用を図ることにより、教員全体の意欲や資質の向上に努めます。
(平成17年度から実施：教育庁)

職員の育成方法の見直し

- 職員のキャリア形成方針の策定や、本庁・出先の人事ローテーション、職員の在課年数の長期化など、人事異動のあり方を見直しを通じ、次代を担う職員の育成に取り組みます。
(平成21年度から実施：人事課)

*キャリア形成方針：職員に人事異動の考え方や各種研修制度等を示すことにより、職員の主体的なキャリア形成を支援する指針

- 専門的知識・経験等を備えた人材を配置する必要がある行政分野の検討を行い、キャリア形成方針の策定などを踏まえ、スペシャリストの育成のためのジョブローテーションを実施します。
(平成21年度から検討：人事課)
- 主要プロジェクトやイベントなどに携わる職員については、通常の人事異動のサイクルにとらわれることなく、計画から実施段階まで同じ業務に配置することにも努めていきます。
(平成17年度から実施：人事課)
- 勤務実績が良好でない職員への対応プログラムについて検証を行い、今後の指導方法や研修方法の改善を図ります。
(平成19年度から実施：人事課)

【最近の取り組み】

・「勤務実績が良好でない職員への対応プログラム」を策定（H20年1月）

管理職のリーダーシップ・マネジメント能力の向上

【一部再掲】

- 管理職は取り組むべき課題解決への対応を先送りすることなく、「自分たちが県政を担っている」という意識をより強く持って自ら考え行動し、課題解決に当たります。
(平成21年度から実施：人事課，行財政改革・地方分権推進室)
- 管理職は、明確かつ的確な目標を設定し、部下に伝え、職場が一体となって仕事に取り組む環境整備を行い、活気ある職場づくりの実現を目指します。
- 管理職に対する新たな人事評価を先行し、管理職の評価項目については、活気ある職場づくりの取り組みや人材育成、県民サービスの向上などの観点を取り入れます。
- 管理職の意識改革を図るため、管理職研修の充実を図り、部下の人材育成方法（職員の褒め方・叱り方など）の徹底を含め、組織の責任者としての役割と責務を再認識させます。
(平成21年度から検討：人事課)

職員研修の充実

- 職員自身のキャリア形成を考えさせる研修を行うとともに、その意向を人事異動に反映します。
(平成21年度から検討：人事課)

【最近の取り組み】

- 職員研修（階層別・特別）
 - ・階層別：行政課題研究，政策法務，目標による管理等
 - ・特別：キャリアデザイン講座，政策研究講座，民法講座等
- 「行政品質向上」研修
 - ・趣旨：職員の意識改革，組織風土の改革
 - ・対象者等
 - H20年度 希望者 約20名×4回
 - H21年度 新任総括補佐級 約90名×2回
 - H22年度 新任総括補佐級 約80名×2回

- 職員のコスト意識や専門性の向上，組織の活性化につながるよう，民間企業等への派遣研修内容の充実や派遣方法を検討するなどして，より効果的な派遣研修を実施します。
(平成21年度から検討：人事課)

| | |
|----------------|-----------------------------|
| 目 標 | 民間企業等への派遣者数：毎年度40人程度 |
|----------------|-----------------------------|

| | |
|---|---|
| 【最近の取り組み】 | |
| 民間企業，他の行政機関等への派遣研修 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ H20年度派遣者数 45名 ・ H21年度派遣者数 41名 ・ H22年度派遣者数 39名 | } |
| <ul style="list-style-type: none"> 民間企業：7名，大学院：1名，自治大学校：6名 国：15名，他県：3名，市町村：13名 民間企業：7名，大学院：1名，自治大学校：6名 国：13名，他県：3名，市町村：11名 民間企業：7名，大学院：1名，自治大学校：7名 国：9名，他県：2名，市町村：13名 | |

無駄排除に向けた仕事のやり方の見直し

- 職員全員が，「一円たりとも無駄にしない」，「役に立たない仕事はやらない」といったコスト意識を持って，前例や慣習等にとらわれず新たな視点から日々無駄の排除に向け，業務の徹底した見直しを実行します。
(平成20年度から実施：全課所)

| | |
|---|--|
| 【全庁共通の主な取組事例】 | |
| ○内部管理的な業務等の見直し | |
| 1) 公印省略による文書事務量の削減 許可等に関する文書を除き公印を省略 など | |
| 2) 印刷製本費の削減 事業概要を紹介する冊子等の電子化，カラーコピーの原則禁止， 2アップ印刷や両面印刷の徹底 など | |
| 3) 会議の実施方法等の見直し 会議時間の制限や資料の事前配布等による効率化，省資料運動の実施 など | |
| 4) 市町村照会・通知等の効率化 電子メール等の利活用，市町村担当者会議の統合 など | |
| 5) 出先機関への意見照会方法等の見直し 電子データ化による事務の効率化， 出先機関を対象とする会議の最小限化 など | |
| 6) 行政情報ネットワーク等の活用 電子決裁率向上，回覧書類の電子化，データ共有化の推進 など | |
| 7) 事務用品の使用に関する節約の徹底 事務用品の集中管理の徹底 など | |

- 管理職は「無駄を省く」という意識を常に持ち，県が行うべき仕事の厳選，重点化を図ったうえで，職員が勤務時間内に業務を効率的に進め，定時に退庁できるよう管理を徹底します。
(平成12年度から実施：人事課，全課所)
- 人事異動に伴う事務引継ぎが的確に行われるよう，懸案や特に注意を要する事項などの引継ぎを上司が確認し，後任者が迅速かつ確実に業務を遂行できるよう徹底します。
(平成20年度から実施：全課所)

| | |
|--|--|
| 【最近の取り組み】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ ムダ排除・時間外勤務縮減推進月間の設定・実施(H22～ 毎年7・8・12月) ・ 時短に係る次長等会議の開催，庁内放送の実施(毎週水・金曜日) ・ 時間外勤務命令簿の改定(H19) | |

希望降任制度の適正な運用

- 職員の家庭事情や自身の健康上の問題等により、現在の階級等において職務に精励することが困難である等の事情を有し、職員自らが任用されている階級等を下げることが願い出る希望降任制度の適正な運用を図ります。

(平成15年度から実施：教育庁，平成17年度から実施：警察本部，平成19年度から導入：人事課)

女性職員が活躍できる環境の整備

- 女性職員の持つ能力を十分に発揮できるように、政策形成能力向上のための研修や他の機関等への派遣の拡大を進めます。
- 女性職員について、キャリア形成方針の策定を踏まえ、様々な業務・分野を経験させるような人事異動により、人材の育成を図ります。
- 女性職員の意欲と能力を引き出し、能力主義、適材適所の基本方針に基づき管理職への登用を図り、政策決定過程への参画の拡大に取り組みます。
- 育児休業・育児短時間勤務制度の利用促進や代替職員の確保、男性職員の育児参加休暇の取得促進など、女性職員が安心して働き続けられるような環境の整備に努めます。

【最近の取り組み】

- ・ 育児休業取得者への昇給の配慮 (H11.4 県独自の上積措置，H19.8 完全復元)
- ・ 部分休業の対象年齢の引上げ (H19.8)
3歳未満→小学校就学の始期に達するまで
- ・ 休憩時間の特例措置 (H20.1)
- ・ 育児短時間勤務制度の導入 (H20.4)

職員が働きやすい職場環境の整備

- 職員のメンタル疾患について、原因の把握や対策の充実により、心の健康問題の早期発見、早期対応を図り、働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

また、職員が心の悩みを気軽に相談できるよう臨床心理士等を配置し、相談体制の充実を図ります。

(平成17年度から実施：職員課，平成21年度から検討：人事課)

【最近の取り組み】

- ・ 特定年齢 (45歳) 心とからだの健康診断，電子メール相談，精神保健相談の医療機関数の拡充 (H18～)
- ・ 嘱託精神科医の本庁配置，嘱託保健師 (メンタル担当) の配置，職場復帰支援制度の実施 (H19～)，精神保健相談員の配置 (H22～)

- 育児，介護，自己啓発，ボランティア等のための休暇・休業の利用促進や代替職員の確保など、職員が安心して働き続けられるような環境の整備に努めます。

(育児休業は昭和51年度，介護休暇は昭和55年度，自己啓発休業は平成19年度から実施：人事課)

【最近の取り組み】

- ・ 部分休業の対象年齢の引上げ (H19.8)
3歳未満→小学校就学の始期に達するまで

(4) 多様な人材確保

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的な知識経験を有する人材を必要とする課所や試験研究機関に任期付職員（研究員）を確保し、県の組織や研究活動の活性化を図ります。 ○ いわゆる「団塊の世代」職員の大量退職時代を迎えることから、行政に関する豊富な知識や経験を有する定年退職者等を、その能力に応じて有効に活用します。 |
|------|--|

(推進事項)

多様な人材の確保

- 次代を担う優秀な職員を確保するため、将来の進路を決めていない大学低年次の学生等を対象とした就職ガイダンス活動を推進します。
(平成20年度から実施：人事委員会事務局)
- 宅地販売など専門知識等を有する人材を確保・育成するため、中途採用など採用のあり方を検討します。
(平成21年度から検討：人事課)
- 地方行政の高度化・専門化に対応するため、公務内では得ることが難しい専門的な知識経験や優れた識見を有する人材を任期付職員として確保します。
(平成16年度から実施：人事課)
- 県の政策課題との関連性を注視しつつ、成果重視の観点から任期付研究員採用制度を活用するなどして、試験研究機関における研究活動の活性化を図ります。
(平成15年度から実施：人事課)

目標

任期付職員・研究員の採用数：10人程度

【最近の取り組み】

- 任期付職員の採用状況
 - ・ H20年度：一般任期付職員（1名）、特定任期付職員（1名）
 - ・ H21年度：一般任期付職員（5名）、特定任期付職員（3名）
 - ・ H22年度：一般任期付職員（6名）、特定任期付職員（3名）
 - ・ 累計（H15～）：一般任期付職員（19名）、特定任期付職員（16名）、合計35名
 - * 特定任期付職員：高度の専門知識又は優れた識見を有する者
 - * 一般任期付職員：職員の育成に期間を要するため等内部で確保し難い者
 - * 採用分野：戦略広報、資金管理、IT化推進、中性子利用推進、医事事務等
- 任期付研究員の採用状況
 - ・ H20年度：2名（生物工学研究所・工業技術センター）
 - ・ H21年度：1名（園芸研究所）
 - ・ H22年度：3名（霞ヶ浦環境科学センター・農業総合センター農業研究所）
 - ・ 累計（H15～）：18名
- 県職員採用ガイダンス
 - ・ H20年度：[実施職種] 事務（知事等）、事務（警察）、電気、機械、土木、建築、化学、農業、農業土木、畜産、水産
[参加者] 109名
 - ・ H21年度：[実施職種] 事務（知事等）、事務（警察）、電気、機械、土木、建築、化学、薬剤師、農業、農業土木、林業、獣医師、福祉
[参加者] 217名
 - ・ H22年度：[実施内容] 県の概要等説明、部局別説明（ブース形式）、個別相談
[参加者] 162名

高齢職員の活用

- 定年退職者等のうち、引き続き公務内で働く意欲と能力のある職員については、再任用制度により能力・知識経験等を活用します。
(平成14年度から実施：人事課)

- 職員の大量退職者の時期が続き、再任用の希望者の増加が見込めることから、再任用のあり方について検討します。(平成21年度から検討：人事課)

- また、特に優れたリーダーシップや経営感覚を有する職員については、県の出資団体等からの要請に基づき、その能力を有効に活用します。さらに、再就職の公平性・透明性をより一層確保するための仕組みづくりについて検討します。(平成21年度から：検討：人事課)

| |
|---|
| <p>【最近の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再任用者数 H20年度：55名，H21年度：69名，H22年度：75名 ・再就職者数 H20年度：35名，H21年度：31名，H22年度：29名 <p>*当該年度に新たに採用（再就職）した人数</p> |
|---|

(5) 政策課題に柔軟かつ的確に対応する体制整備

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県の重要な政策や新たな行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できる組織体制を整備していくとともに、簡素で効率的な行政運営体制を確立するため、スクラップ・アンド・ビルドを基本に組織機構を再構築していきます。 ○ 住民生活に身近な事務は基礎自治体である市町村が担い、市町村では対応できない広域性・先導性・専門性を有する事務は県が担います。 |
|------|--|

(推進事項)

県の重要な政策等に対する推進体制の整備

- 地方総合事務所を廃止することに伴い、本庁における市町村等に対する支援と地域課題に適切に対応する体制を整備します。

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・総務部に「市町村課」及び「県民センター総室」で構成する「地域支援局（部内局）」を設置、理事兼地域支援局長を配置（平成21年4月） |
|---|

- J-PARCの産業利用の促進やつくば・東海・日立・ひたちなか・鹿島地域の産業集積等を活かした科学技術創造立県づくりを推進するため、科学技術振興体制を整備します。

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・企画部に「科学技術振興課」（課内室から課に格上げ）を設置、理事兼科学技術振興監を配置（平成21年4月） |
|--|

- 本県の魅力を統一的・効果的に広報していく体制の充実強化を図るため、戦略的広報体制を整備します。

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・知事直轄に「広報監」及び広報広聴課に「広報戦略室」を設置（平成22年4月） |
|--|

- 総合的な医師確保対策を強力に進めるため、医師確保推進体制を整備します。

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・医療対策課に「医師確保対策室」を設置（平成22年4月） |
|--|

- 茨城空港の開港を契機に、外国人観光客誘致により一層強力に取り組むため、国際観光推進体制を整備します。

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・観光物産課に「国際観光推進室」を設置（平成22年4月） |
|--|

- 県の保有土地（主に工業団地以外）の早期処分を推進するため、保有土地処分体制を強化します。

・総務部に「土地販売推進本部」を設置（平成23年4月）

- 食料・農業・農村を取り巻く新たな課題に柔軟かつ機動的に対応するため、農業改革推進体制を整備します。

・農林水産部の農業関係課を再編（「農業政策課」「産地振興課」「販売流通課」「農業経営課」を設置、産地振興課に「エコ農業推進室」及び販売流通課に「アグリビジネス推進室」を設置）（平成23年4月）

本庁と出先機関との役割分担

- IT環境の進展，道路交通網の整備などを踏まえ，集約化するほうが効率的な業務や専門性の高い業務は本庁に集約します。
一方で，一般県民が直接来所してサービスを楽しんでいる業務や現地性の高い業務は，出先機関で業務が完結するよう組織体制を整備します。

出先機関の見直し

（地方総合事務所）

- 総合出先機関としての地方総合事務所は廃止し，県民サービスや現地性の高い業務を中心に行う県民センターに再編します。

（農林関係出先機関）

- 地方総合事務所の農林関係部門，地域農業改良普及センター，土地改良事務所を統合し，農林関係出先機関が一体となって地域の農林業を振興する農林事務所に再編します。
現地性の高い業務について，県民サービスの低下を招かないよう，5農林事務所の下部組織として7地域農業改良普及センター，3土地改良事務所を設置します。

（県税事務所）

- 8県税事務所を再編統合し，県税の賦課徴収全般を取り扱う5事務所と窓口収納・納税証明書発行等の住民サービス及び賦課業務の一部を行う3支所に再編します。

（保健所）

- 直接県民サービスに影響がない総務事務等を一部の特定保健所（水戸，潮来，土浦，筑西）に集約します。

（土木事務所）

- 土木事務所は，総務，検査，管理部門などを集約化し，効率的な組織体制に再編します。また，工事事務所・工務所においては，入札，経理，占用許可，境界確認など現地性の高い業務を行います。

（平成21年度から実施：人事課，総務課，税務課，厚生総務課，農政企画課，農村計画課，監理課，所管課 参考資料84頁「県出先機関の再編の概要」）

（港湾事務所）

- 日立，常陸那珂及び大洗の3港湾事務所を再編統合し，総務部門などを集約した茨城港湾事務所と，維持管理部門など現地性の高い業務を行う2支所に再編します。
（平成22年度から実施：人事課，監理課）

(下水道事務所)

- 地方公営企業法の財務規定等の適用に合わせ、那珂久慈・霞ヶ浦・利根・
県西の4流域下水道事務所の水質管理部門を集約し、流域下水道水質管理セ
ンターを設置するとともに、利根流域下水道事務所を霞ヶ浦流域下水道事務
所の支所に再編します。 (平成23年度から実施：人事課、監理課)

(教育事務所等)

- 市町村教育行政の体制強化等を踏まえ、教育事務所の指導部門を縮小するとともに、総務部門を一部の教育事務所(水戸、県南、県西)に集約します。教育研修センターについては、研修内容を整理・削減することにより、効果的・機能的な組織体制に見直します。

【最近の取り組み】

| | H7年度 | H22年度 | 削減数 |
|------|----------|---------|--------|
| 本庁組織 | 8部2局79課 | 7部1局73課 | 1部1局6課 |
| 出先機関 | 140所41支所 | 97所36支所 | 43所5支所 |

行政客体や事業動向に対応した組織の見直し

- 食品表示に関する監視・指導等の業務を保健福祉部生活衛生課「食の安全対策室」に一元化(農林水産部園芸流通課からJAS法に基づく事務を移管)し、食の安全・安心に関する体制を充実します。(平成21年4月)

- 入所児童が減少傾向にあることから、「県立暁寮(ろうあ児施設)」を廃止します。(平成21年4月)

(消費生活センター)

- 消費者安全法の施行により県と市町村の役割が明確化されるとともに、市町村の相談窓口が整備されてきたことから、消費生活センター分室を廃止し、相談や市町村支援機能を本センター(水戸)に集約します。(平成22年4月)

(ダム建設事務所)

- 藤井川ダム再開発事業の収束に伴い、那珂水系ダム建設事務所の業務がダム整備からダム管理に移ることから、ダム建設事務所を廃止し、ダム管理部門を水戸土木事務所に統合します。(平成22年4月)

(総務事務センター)

- 簡素で効率的な事務処理を推進するため、給与、旅費、福利厚生等の総務
事務を集約し、総務事務センターを設置するとともに、これに伴い、会計第
一課と会計第二課を「会計管理課」とし、職員課を廃止します。

(平成23年4月)

(つくばまちづくりセンター)

- TX沿線開発事業の効率化と経費削減を図るため、つくばまちづくりセン
ターの総務部門などを土浦土木事務所に集約し、区画整理と土地販売部門を
当該事務所の支所にします。 (平成23年4月)

- 事件事故の夜間発生傾向に対応するとともに、駐在所の建て替え経費を削減するため、交番・駐在所の再編を進めます。(平成20年度から実施：警察本部)

【最近の取り組み】

交番・駐在所数(各年度4月1日現在)

- ・ H20年度：交番78所 駐在所243所, H21年度：交番86所 駐在所216所
- ・ H22年度：交番91所 駐在所185所

公立小・中学校の規模の適正化

- 児童生徒数の減少が進む中で、学校の活性化，指導体制の充実，教育水準の維持向上を図る観点から，市町村が取り組む公立小・中学校の規模の適正化を促進し，教育環境の充実を図ります。（平成19年度から実施：義務教育課）

【最近の取り組み】

- ・小・中学校適正規模検討委員会の設置（H19）
- ・公立小・中学校の適正規模について（指針）策定（H20）
- ・新しい学校づくり支援事業の実施（H21年度～）

県立高等学校の再編整備

- 中学校卒業生数の減少や生徒の多様化などに適切に対応するため，茨城県高等学校審議会答申に基づき，第1次県立高等学校再編整備（平成15年度～22年度）に続く第2次県立高等学校再編整備（平成23年度～32年度）を着実に進め，活力と魅力ある県立高等学校づくりに努めます。

【県立高等学校再編整備の概要】

| 項目 | 年度 | H14年度 再編整備前年度 | 第1次再編整備 完成年度 | 第2次再編整備 前期実施計画 完成年度 |
|------------------|-----------------------|------------------|-----------------|---------------------------|
| | 全 県 立 高 等 学 校 数 | | 111校 | 99校 |
| 上 記 の ち | 中 高 一 貫 教 育 校 | — | 2校 | 4校 |
| | 全 日 制 課 程 の 単 位 制 高 校 | 2校 | 18校 | 19校 |
| | ア ク テ ィ ブ ス ク ー ル | — | — | 1校 |
| | フ レ ッ ク ス ス ク ー ル | 1校 | 3校 | 4校 |

※第2次再編整備前期実施計画：H23年度～25年度，学校数は生徒募集を行う学校の数（分校含まない。）

【最近の取り組み】

- ・茨城県高等学校審議会答申（H20.12）
- ・第2次県立高等学校再編整備の基本計画（H23～H32）の策定（H21.7）
- ・前期実施計画（H23～H25）の策定（H22.1） *学校再編についてはH22.5公表
- ※中期実施計画（H26～H28），後期実施計画（H29～H32）

公立小・中学校教員の業務の軽量化

- 教員の多忙化を解消し，教員が児童生徒と向き合う時間を確保することにより，教育活動をより充実させるため，公立小・中学校教員の業務の軽量化を図ります。（平成20年度から実施：義務教育課）

| | |
|------------|---|
| 目 標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会や市町村教育委員会が学校に依頼する調査照会・報告業務を2割縮減 ・ 県教育委員会や市町村教育委員会等が主催する会議を3割縮減 |
|------------|---|

【最近の取り組み】

- ・「教員の業務の軽量化検討会議」（各機関・団体の代表者会議）及び「教員の業務の軽量化に関する専門部会」（県教委と市町村教育長協議会が共同して取り組み）を設置（H20年度）
- ・「小中学校教員の業務の軽量化に向けた改善策」策定（H20年度）
- ・「教員の業務の軽量化推進会議」（各機関・団体の代表者会議）を設置し進行管理を実施（H21年度～）

市町村職員の県職員併任

- 産業廃棄物の不法投棄等に早期に対応するため市町村職員に県職員への併任発令を行い、市町村も投棄現場等へ立入検査できるようにします。

(平成17年度から実施：廃棄物対策課)

【最近の取り組み】

- ・ 併任発令数 H20年度：36市町村(210人), H21年度：37市町村(204人)
H22年度：39市町村(233人)

審議会・推進本部等の見直し

- すべての審議会・懇談会等について、設置の必要性、運営の実態等を検証し、廃止及び統合等の見直しを実施します。

さらに、見直しの結果、存続する審議会・懇談会等については、委員数の削減や開催回数の減等運営方法の改善を行います。

(平成19年度から実施：人事課, 所管課)

| | |
|----------------|--------------|
| 目 標 | 概ね150機関程度に削減 |
|----------------|--------------|

【最近の取り組み】

- ・ 203の審議会・懇談会等について検証を実施中 (H19年度～)

- 複数の部局等に関わる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、関係部局を横断した推進本部等を積極的に活用し、業務の効率化を図るとともに、適宜庁議をもって代えるなどの見直しや、必要に応じ、多数ある推進本部間の連携を図ります。

(平成17年度から実施：政策審議室)

【最近の取り組み】

- ・ 36の推進本部を対象にあり方を検討中 (H22年度～)

- 県に事務局を置き、県職員が役員や職員を兼務している協議会や研究会等の各種団体の役割やあり方について、県が事務を行う合理性などの観点から、総点検し、廃止・統合・事務局移管等の見直しを行います。

(平成17年度から実施：行財政改革・地方分権推進室, 所管課)

| | |
|----------------|---|
| 目 標 | 10の任意団体について、廃止・統合などの見直しを実施 * 参考資料85頁「県に事務局を置く任意団体の見直し」 |
|----------------|---|

【最近の取り組み】

- 県に事務局を置く129団体を対象に点検を実施 (H22年度)
・ 見直し(廃止・事務局移管等) 団体数：46団体(H16～)

(6) 県民の利便性の向上と業務の最適化を図る電子県庁の推進

| | |
|------|--|
| 基本方針 | ○ 簡素・効率的な行政運営を実現できるよう電子県庁を推進するとともに、県民の利便性を向上させる行政情報システムの充実を図ります。 |
|------|--|

(推進事項)

業務・システムの全体最適化（EA）の推進

- 行政情報システム全体最適化計画に位置づけた情報システムについて、システムごとに見直しの時期・内容等を整理した実施計画を策定し、業務プロセスの見直しと併せた情報システムのあり方の見直しを計画的に進めます。
(平成18年度から実施：情報政策課)

*行政情報システム全体最適化：ITを最大限に活用し簡素で効率的な行政運営と県民サービスの両立を図るため、全庁的視点から業務・システムのあり方を見直しながら情報システムの構築・再構築をすすめること

| | |
|----|------------------------------|
| 目標 | 全体最適化実施計画に位置付ける情報システム：31システム |
|----|------------------------------|

【最近の取り組み】

- ・全体最適化実施計画に位置付ける情報システム
平成22年度：4システム（H22.11）

- 行政情報ネットワーク共通基盤システムの構築・運用を進め、各所属が個別に構築・運用してきた情報システムについて、共通基盤システムとの連携を進めます。
(平成21年度から実施：情報政策課)

*行政情報ネットワーク共通基盤システム：職員認証や決裁、セキュリティなど各システムに共通する機能を一元化した、庁内情報システムの基盤となるシステム

| | |
|----|---|
| 目標 | 共通基盤システムとの連携を図る情報システム数：5システム →目標値を11システムに拡大（平成23年2月） |
|----|---|

【最近の取り組み】

- ・共通基盤システムとの連携を図る情報システム数
平成22年度：10システム（H23.1）

- 大型汎用コンピュータで処理を行っている38業務のうち、引き続きコンピュータ処理が必要な業務について、小型コンピュータ（サーバ、PC等）への移行を進めます。
(平成20年度から実施：情報政策課)

| | |
|----|--|
| 目標 | 汎用コンピュータから小型コンピュータへの移行する業務数：24業務（平成22年度までに） → 目標達成 |
|----|--|

*上記の共通基盤システムの構築と、汎用コンピュータから小型コンピュータへの移行を併せて進めることにより、システム運用経費を年間約3.8億円削減できる見込み。

【最近の取り組み】

- ・目標の24業務を小型コンピュータへ移行し、平成22年7月16日に汎用コンピュータを廃止。

I Tガバナンスの充実・強化

- 業務・システムの全体最適化を推進するため、情報化統括監(C I O)を中心としたI Tガバナンス体制(I Tの利活用を組織的に統制すること)のもと、引き続き情報システム調達適正化を推進します。

(平成18年度から実施：情報政策課)

【最近の取り組み】

次年度当初予算要求に係るC I Oの技術的評価によるI T関連経費の削減額

- ・H20年度：約6億円(対象：50件，新規構築・更新に係る事業の評価を実施)
- ・H21年度：約23億円(対象：44件，新規構築・更新に係る事業の評価を実施)
- ・H22年度：約3億円(対象：31件，新規構築・更新に係る事業の評価を実施)

- 調達した情報システムについて、その成果について事後評価を実施し、システムの企画から構築，運用，再構築(廃棄)に至るまでのライフサイクル全般にわたって継続的に最適化を進めることを可能とする体制を整備します。

(平成20年度から検討：情報政策課)

【最近の取り組み】

- ・企画部に情報化統括監を設置(H18.4)，情報システム等の整備等に関する規程(共同訓令)の制定(H19.3)，情報システム構築・運用ガイドラインの整備(H19.3)

セキュリティの確保とI Tスキルの向上

- 業務・システムの全体最適化と一体となった情報セキュリティポリシーの運用，情報セキュリティ監査・研修を実施し，情報セキュリティを確保するとともに，I T版Q Cサークル活動による成果を普及し，I Tスキルの向上に努めます。

(平成18年度から実施：情報政策課)

【最近の取り組み】

- ・職員向け情報セキュリティメールマガジンの発行(H18.6～)，I T版Q Cサークル活動の実施(H19～)，情報セキュリティポリシーの全面改定(H19.7)

県民の利便性を向上させる行政情報システムの充実

◇電子申請・届出システム◇

- 県民・企業へのサービス向上及び行政事務の効率化の観点から，県民や企業の利用頻度の高い手続を選定し，重点的に利用促進を図ります。

(平成20年度から実施：情報政策課，所管課)

| | |
|------------|-----------------------|
| 目 標 | 利用促進対象手続のオンライン利用率：50% |
|------------|-----------------------|

【改革工程表：70頁】

*利用促進対象手続：住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いとして国が選定した21手続中で，県がオンライン化している「公共施設等の利用予約」，「地方税申告手続」，「研修・講習・各種イベントの申込」，「職員採用試験申込」などの12手続

【最近の取り組み】

- ・対象手続のオンライン利用率 H22年度：32%(H22.9)

◇統合型G I S (地理情報システム) ◇

- 県民・企業・行政が同じ「デジタル地図」上で様々な情報を取得・共有・発信でき，行政事務の効率化のみならず，地域のコミュニティや産業活動の活性化のための共通情報基盤となる「統合型G I S」(愛称：いばらきデジタルまっぷ)の利活用を促進します。

(平成20年度から実施：情報政策課，所管課)

| | |
|------------|-------------------|
| 目 標 | 地図情報の利用件数：年間120万件 |
|------------|-------------------|

| |
|---|
| <p>【最近の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「茨城地域統合型GIS」（いばらきデジタルまっぷ）運用開始（H20.10） ・地図情報の利用件数（H20.10～） H20年度：55,869件，H21年度：203,279件， H22年度：493,632件（H22.4～H22.11） |
|---|

◇公共施設予約システム◇

- システムで利用可能な施設に公民館等の文化施設を含めることで、利用者の利便性向上を図ります。（平成21年度から実施：情報政策課）

| | |
|----------------|---------------------------|
| 目 標 | 公共施設予約システム利用可能文化施設数：100施設 |
|----------------|---------------------------|

| |
|---|
| <p>【最近の取り組み】</p> <p>「いばらきスポーツ施設予約システム」運用開始（H15.10） 公民館等文化施設も含め「いばらき公共施設予約システム」に更新（H21.10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット予約件数 H21年度：107,827件，H22年度：61,757件（H22.4～H22.9） ・公共施設予約システム利用可能文化施設：24施設（H22.9） |
|---|

◇建設CALS／EC（公共事業支援統合情報システム）◇

- 公共事業の設計，入札等各プロセスで発生する情報を電子化し，関係者間での情報の交換・共有などを行います。（平成16年度から実施：検査指導課）

*建設CALS／EC：公共事業の設計，入札等各プロセスで発生する情報を電子化し，関係者間で情報の交換・共有など行うシステム

| | |
|----------------|--|
| 目 標 | <p>予定価格250万円を超える請負工事を電子入札で実施 （平成22年度までに） *建設CALS／ECアクションプランに基づく → 目標達成</p> |
|----------------|--|

| |
|--|
| <p>【最近の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2億円以上の請負工事で運用開始（H16.1），5千万円以上の請負工事，500万円以上の業務委託に拡大（H16年度），3千万円以上の請負工事，100万円を超える業務委託に拡大（H17年度），1千万円以上の請負工事に拡大（H18年度），請負工事・業務委託とも随意契約を除くすべての入札で実施（H22年度） |
|--|

| | |
|----------------|-----------------------------|
| 目 標 | 電子入札システムの市町村との共同利用を22市町村に拡大 |
|----------------|-----------------------------|

| |
|---|
| <p>【最近の取り組み】</p> <p>H20年度：2自治体，H21年度：1自治体，H22年度：3自治体（累計17市町村）</p> |
|---|

◇電子調達システム◇

- 入札等の実施，入札情報公表等の一連のプロセスを電子的に処理し，競争性の確保，業務の効率化を図ります。（平成20年度から検討：会計第二課）

| | |
|----------------|--------------------|
| 目 標 | 電子調達システムを23年度に本格稼働 |
|----------------|--------------------|

◇その他◇

- インターネットにより，法人県民税・法人事業税の申告や自動車税など12税目の納税，行政財産使用料や各種手数料の公金納付等が可能など

市町村や民間との連携推進

- 県と市町村が共同でサービス提供を行う情報システムの開発を推進することにより，県民に身近な市町村の電子自治体化を促進し，県民の利便性の向上を図ります。（平成18年度から実施：情報政策課）

住民基本台帳カードの普及促進

- 電子県庁における電子申請・届出システムなどに使われる電子証明書の格納媒体となる住民基本台帳カードの普及を一層図ります。

(平成15年度から実施：市町村課)

(7) 県民・企業等との連携・協働による地域づくり

基本方針

- 行政と民間企業やNPO，地域コミュニティ団体など連携・協働をより一層推進し，増大する県民のニーズに，行政だけでなく社会全体で公共サービスに対応していくことのできる仕組みを整えていきます。

(推進事項)

NPO等との連携・協働の推進

- 公益的な活動に県民がより主体的に取り組んでいけるよう「大好き いばらき 県民運動」や「ご近所の底力総合対策事業」をさらに進めます。

(平成16年度から実施：県民運動推進室)

【最近の取り組み】

ご近所の底力活性化推進事業の助成応募団体数

・H20年度：59団体，H21年度：42団体

ご近所の底力総合対策事業（H22年度～）

・ご近所の底力バンク登録数：88団体（H23.1末）

- NPOの運営力や資質向上を図る各種セミナー等を充実させ，NPO活動全体の底上げを図ります。

(平成16年度から実施：県民運動推進室)

- NPOなどが活動する場の提供や，交流サークルニュースで助成金・活動状況などの情報提供を行う「交流サークルいばらき」の機能を充実させ，NPOなどの活動を支援します。

(平成16年度から実施：県民運動推進室)

- 「茨城県におけるNPOとの連携・協働の推進について（平成13年12月策定）」の指針に基づき作成した「NPOと行政との事業実践マニュアル（平成20年3月発行）」を活用し，福祉，青少年の健全育成など様々な分野で活動するNPO等との連携・協働を引き続き進め，パートナーシップの形成を図ります。

(平成20年度から実施：県民運動推進室)

目標

連携協働事業実施件数：135件に拡大

【最近の取り組み】

連携協働事業実施件数（業務委託，事業協力等）

・H19年度：70件，H20年度：103件，H21年度：112件

公共施設サポーター制度の拡充

- 地域住民やボランティア等が，道路，公園，河川などの環境美化活動などを行う「公共施設サポーター制度」を充実し，参加団体等の拡大を図ります。

(平成15年度から実施：道路維持課，公園街路課，河川課)

| | |
|----------------|--|
| 目 標 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路ボランティア認証団体：80団体に拡充 →目標値を90団体に拡大（平成23年2月） ・公園サポーター：15団体に拡大 ・河川愛護活動への年間の参加人数：50,000人程度に拡大 |
|----------------|--|

| | |
|------------------|--|
| 【最近の取り組み】 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路：道路ボランティア活動団体として82団体を認証。県管理道路128km（48路線）で環境美化活動を実施（H22.11末） ・県営公園：洞峰公園，偕楽園等8公園で14団体が活動（H22.11末） ・河川：45,932人が県管理の216河川中82河川で清掃活動を実施（H21年度） |
|------------------|--|

民間企業等との連携・協働の推進

- 県産品の消費拡大や防災，環境，産業振興などのさまざまな分野における行政と民間企業等との連携を一層推進し，民間企業等の特色を活用しながら，県民サービスの向上を図ります。（平成19年度から実施：政策審議室，所管課）

| | |
|------------------|---|
| 【最近の取り組み】 | <ul style="list-style-type: none"> ・茨城空港の利用促進等に関する（株）フットボールクラブ水戸ホーリーホック，（株）鹿島アントラーズ・エフ・シーとの包括的連携協力協定（H19年度） ・（株）セブソールブソン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定（H20年度） ・東日本高速道路（株）との包括連携協定（H22年度） |
|------------------|---|

- 社会全体で子育てを支援する機運を醸成するため，協賛企業と連携し「子育て家庭優待制度」を進めます。（平成19年度から実施：子ども家庭課）

| | |
|------------------|--|
| 【最近の取り組み】 | <ul style="list-style-type: none"> ・いばらきKids Clubカードの発行（H19.10～） *妊娠中の方や18歳未満の子どもがいる家庭に配布。協賛店舗等でのカード提示により，割引等のサービスが受けられる。 協賛店舗等数：4,843店舗（H22.10末） |
|------------------|--|

- 県民一人ひとりが地球温暖化やごみの減量化などの環境問題に関する意識を高めるため，実践活動に取り組むきっかけづくりを事業者や関係団体等と連携して推進します。（平成21年度から実施：環境政策課）

| | |
|------------------|---|
| 【最近の取り組み】 | <ul style="list-style-type: none"> ・県全域を対象としたレジ袋無料配布中止の実施（H21.7～） 県及び県域団体が，食品スーパーマーケットやクリーニング店と協定を締結することにより，県全域を対象として，レジ袋の無料配布中止の取組を実施している。 (協定締結事業者数) 食品スーパーマーケット 27社262店舗（H21.7～） クリーニング店 15社295店舗（H22.10～） 合 計 42社557店舗 (レジ袋辞退率) 実施前24%→実施後は85%を超える高水準で推移 |
|------------------|---|

大学等との連携・協働の推進

- 行政と大学等との連携を強化し，県民等のニーズに即した講座の開設など，大学等における知的資源を活用した施策を推進します。（平成18年度から実施：企画課，所管課）

| | |
|------------------|---|
| 【最近の取り組み】 | <ul style="list-style-type: none"> ・女性農業者の育成を推進するための講座の開催：筑波大学（H19年度） ・科学技術や地域振興に関する産業技術総合研究所との連携・協力協定（H20年度） ・茨城大学との包括連携協定（H20年度） ・県内高校のスポーツ選手を対象とした強化事業の実施：筑波大学（H21年度） ・地域における自殺対策モデル事業の研究：筑波大学（H22年度） |
|------------------|---|

- 県内8大学と締結している協定書に基づき、高校生公開授業や公開講座への参加などを推進し、生徒が高度な学習や研究にふれることにより、学習意欲の高揚や進路意識の明確化を図り、活力ある高校づくりを推進します。
(平成18年度から実施：教育庁)

審議会委員の公募・女性委員の積極的登用

- 医療や法律などの専門分野の委員で構成される審議会を除いて委員の一部公募制を進めます。
(平成15年度から実施：行財政改革・地方分権推進室、所管課)

| | |
|----------------|---------------------------|
| 目 標 | 審議会の約15%（11団体程度）で委員の一部を公募 |
|----------------|---------------------------|

— 【最近の取り組み】 —
委員の一部公募制を導入した審議会：68審議会のうち6審議会（H22年度）

- 政策方針決定への女性の参画を図るため、女性人材の育成を図るとともに、その人材情報の提供等を充実します。
(平成12年度から実施：女性青少年課)

| | |
|----------------|---------------|
| 目 標 | 女性委員の割合を35%以上 |
|----------------|---------------|

— 【最近の取り組み】 —
審議会における女性委員の割合 H19年度：28.8%，H20年度：29.2%，H21年度：30.4%

（8）透明性の向上・チェック体制の強化

| | |
|----------------------------|---|
| 基 本 方 針 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体自らの行財政運営にあたっては、常に透明性と自浄性を高めながら、県民の信頼を絶えず確保する取り組みを一層充実させていきます。 ○ 不適正経理の再発防止のための対応策を確実に実施し、適正な公金取扱いを徹底します。 |
|----------------------------|---|

（推進事項）

透明性の向上・チェック体制の強化推進

【一部再掲】

- 入札・契約制度については、公共工事の品質の確保及び総合的なコストの縮減を図るため総合評価方式の拡大に努めるとともに、競争性・透明性のさらなる向上を図るため条件付き一般競争入札の拡大や談合等を防止するための入札手続きの改善に努めます。
(平成18年度から実施：監理課、関係課)
- 県の事務の管理、運営、執行等に係る非違行為について職員等からの通報を受け付ける窓口を設置し、職員の法令遵守意識を高め、適法かつ公正な職務遂行を確保します。
(平成18年度から実施：行政監察室)
- 財務事務の正確性、合規性の確認はもとより、事務事業の執行について、最少の経費で最大の効果をあげているか、といった経済性、効率性、有効性の観点を重視した監査を実施します。
また、監査結果については、県報等で公表し、県行政に対する信頼性の確保に努めます。
(平成18年度から実施：監査委員事務局)

- 県の組織に属さず専門的知識を有する外部監査人による包括外部監査を実施し、監査機能の独立性・専門性を強化します。
(平成11年度から実施：行政監察室)
- 民間企業への再就職に関するルールに基づき、職務の公正性をより一層確保します。
(平成19年度から実施：人事課)

情報公開の推進

- 情報公開の総合的な推進を図るため、情報提供の充実に加え、県民の多様なニーズに応じ、県民が情報を必要とするときに確実に入手できるよう、情報公開条例の適正な運用に引き続き努めます。
(平成12年度から実施：総務課)
- 個人情報や試験問題等を取り扱う審議会を除き、審議会の公開や審議内容、結果などのホームページへの掲載等を進めます。
(平成15年度から実施：行財政改革・地方分権推進室、所管課)

【最近の取り組み】

- ・ 審議会の公開：全68審議会のうち27審議会（H22年度）
- ・ 審議内容・結果等の公開：33審議会（H22年度）

適正な公金取扱いの徹底

- 適正な公金の取扱いを徹底するため、所属長研修や出先機関の地方出納員の研修等において、職員の公金意識や法令遵守意識の再徹底を図ります。
また、内部通報制度に弁護士の外部窓口を新たに設置するほか、取引業者からの通報窓口を設置し、通報制度等の活用を促進します。
(平成21年度から一部実施：行政監察室)
- 物品を受領した職員に、納品書への押印とその保管を義務付け、納品確認の徹底を図るとともに、物品調達のチェック体制を見直し、出先機関の納品検査の一元化を図ります。
(平成21年度から一部実施：会計事務局)
- 特別検査や抜き打ち検査を実施するなど、財務会計事務実地検査の実施方法を改善します。
(平成21年度から実施：会計事務局)
- 組織の内部けん制に関する監査の強化を図るほか、消耗品等の物品購入について取引業者帳簿等との照合を行うなどの新たな監査手法を導入します。
(平成21年度から実施：監査委員事務局)

4 分権改革

グローバル化、情報化が進展する中で、さまざまな競争に打ち勝ち、我が国を発展させていくためには、従来の中央集権による画一した行政システムでは我が国の将来の発展は望めません。

今こそ、それぞれの地域がそれぞれの特色を活かし、多様な知恵・創意工夫によって地域を発展させていく分権型社会を構築していくことが必要です。

国で決められた政策・制度の執行主体から、地域における総合的な政策・制度の企画立案・実施の主体へ転換できるよう、国に集中する権限・財源を住民に身近な地方自治体に移し、地域の多様なニーズに対応したきめ細かな行政サービスがより効果的・効率的に提供されるよう一層強力に「分権改革」を進めていきます。

(1) 地方分権改革の推進に向けた取り組み

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">○ 政府における「地域主権改革」の推進などを踏まえ、「地方が主役の国づくり」に向け、自治行政権、自治立法権、自治財政権を具備した「地方政府」を構築するため、国に対し、一層の権限移譲や地方税財源の充実強化等に向けた提案・要望を全国知事会などと連携しながら、積極的に行っていきます。○ 本格的な分権型社会の到来を見据え、地域のニーズを十分考慮しながら、広域自治体である県の果たすべき役割やそのあり方などについて幅広く研究していきます。 |
|------|--|

(推進事項)

「地方政府」の確立に向けた地方分権改革の推進

- 地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠であり、その着実な推進を図ることが必要です。

このため政府においては、地方と十分に協議を行いながら、迅速かつ全力を挙げて地方分権改革に取り組み、特に、厳しい経済・雇用情勢が続く中、住民生活を守り、地方経済を支える地方財政は、三位一体改革による地方交付税の削減や社会保障関係費等の増加により危機的な状況に陥っていることから、持続可能で安定的な財政運営ができる税財政制度を早急に構築すべきです。

真の分権型社会の構築に向けた改革が行われるよう、今後とも全国知事会などと連携しながら、国に対し積極的な提案・要望などを行っていきます。

(平成15年度から実施：政策審議室、行財政改革・地方分権推進室、財政課、税務課)

【本県の提案・要望事項】

- 1 地方分権改革推進法や既に全国知事会から出されている提言に基づき、権限移譲の推進、義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小、条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大、国の出先機関の抜本的見直し、国と地方の協議の場の法制化などを進めること。
- 2 地方交付税については、地方固有の共有財源であることを明確にすること。
また、今後の地方財政対策において、乳幼児や障害者の医療費助成に係る費用など、地方の行政需要を的確に把握し、地方において安定的な行政サービスを提供できるよう地方交付税総額を復元・充実すること。
なお、地方税収が地方財政計画上の税収見込額を下回る場合は、減収補てん債の対象税目の拡大をすること。

- 3 国から地方への税源移譲の実現に向けた具体的な方策については、地方を含めて早急に検討を行い、地域偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。
- 4 今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防等の住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の税率引き上げについて、消費税と併せて国民的議論を喚起し、抜本的な検討に直ちに入ること。
- 5 自動車関連諸税の見直しを行う場合には、地方財政に影響が及ばないように、地方の減収分について、地方税の拡充により確実に財源措置すること。
また、地球温暖化対策のための税及び地方環境税の創設に当たっては、地方が地球温暖化対策における諸施策を担うことを踏まえ、地方税を主体とした制度設計を行うこと。
さらに、地方の重要な財源である地方法人課税の縮減は行わないこと。国の法人税率を引き下げの場合でも、法人住民税や地方交付税の総額が減少することから、地方税の減収については他の地方税の充実を、地方交付税の減収については法定率の引き上げ等を確実にを行い、地方税財源を確保すること。
- 6 平成23年度から導入が予定されている「一括交付金」については、国の財源捻出の手段とならないよう、必要な予算総額を確保できる制度とすること。
また、その際には地方の自由裁量を拡大する事業を対象とすること。
なお、交付金化によって、本格的な税財源移譲に向けた議論を後退させないとともに、「国と地方の協議の場」における地方の意見を十分に反映すること。
- 7 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」により創設される「地域活性化交付金（仮称）」については、地域の実情に応じた創意工夫を発揮できる制度とすること。
- 8 直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方に過大な負担を課すものであり、地方分権の観点から極めて不合理な制度であることから、早期に制度を廃止すること。
なお、直轄事業負担金の廃止に際しては、必要な社会資本の整備に遅れが生じることのないようにすること。

| | |
|---|--|
| 【最近の国の動向】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「地方分権改革推進計画」策定(H21. 12. 15) 義務付け・枠付けの見直し 国と地方の協議の場の法制化 今後の地域主権改革の推進体制 ・地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、国と地方の協議の場に関する法律案の国会提出（継続審議中） 義務付け・枠付けの見直し 地域主権戦略会議の法制化 ・地域主権戦略大綱(H22. 6. 22) 義務付け・枠付けの見直し（第2次） 基礎自治体への権限移譲 ひも付き補助金の一括交付金化 国の出先機関の原則廃止 | |

| | |
|------------|---|
| 目 標 | 4ha超の農地転用許可等17事務について国に権限移譲を要望 * 参考資料86頁「国に対し権限移譲を求める事務」 |
|------------|---|

| | |
|---|--|
| 【最近の取り組み】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ J A S 法の不適正表示に係る改善命令の権限が都道府県に移譲（H21. 9施行） | |

| | |
|------------|---|
| 目 標 | 都道府県道認定に当たって国土交通省の承認等37事務について国に 関与の廃止・縮減を提案 * 参考資料87頁「国に見直しを求める関与」 |
|------------|---|

| | |
|---|--|
| 【最近の取り組み】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 2ha超4ha以下の農地転用許可に係る国との協議などの事務について全国知事会などを通じ廃止・縮減を要望 ・ 都道府県道認定に当たっての国土交通省との協議の廃止など7事務についての見直し「地方分権改革推進計画（H21. 12. 15閣議決定）」に盛り込まれた。 ・ 「地方分権改革推進計画」における見直し内容が盛り込まれた法案が国会に提出された。（継続審議中） | |

- 国が全国一律の法令で地方自治体の仕事を縛る「義務付け・枠付け」の見直しに対応し、県条例の制定、改正など、必要な措置を講じます。
また、「義務付け・枠付け」の更なる見直しの推進に向け、全国知事会等と連携し、国に対し働きかけを進めます。

(平成22年度から実施：行財政改革・地方分権推進室、所管課)

【最近の取り組み】

「義務付け・枠付けの見直し」等のための構造改革特区の共同提案を実施
・保育所の居室面積基準の緩和など24事項を共同提案（平成22年11月）

- 地方分権の進展に伴い、これまで以上に地方自治体の独自性・独創性が求められることから、国の画一基準や前例等にとらわれない、自主・自立した職員意識の醸成に努めます。

(平成22年度から実施：行財政改革・地方分権推進室、全課所)

広域自治体である県の果たすべき役割・機能などの研究推進

- 市町村合併の進展や地域のニーズを十分考慮しながら、分権型社会における県の果たすべき役割を明確化し、その役割に即した事務のあり方などについて研究していきます。
また、『道州制』など地方自治の今後のあり方についても全国知事会などとも連携しながら研究を進めていきます。

(平成16年度から実施：政策審議室, 行財政改革・地方分権推進室)

広域連携の推進

- 県域を越えた人・モノ・情報の交流が活発化しており、県域を越える行政課題に的確に対応するため、他県などとの広域連携を積極的に推進していきます。

(平成16年から実施：各部局)

【最近の取り組み】

・茨城・栃木・群馬・福島・新潟五県知事会議への参画（広域連携）
・北関東磐越五県広域観光推進協議会への参画
（中国・韓国からの誘客促進事業，広域観光ルートの策定）
・国際観光圏関東推進協議会（1都9県）への参画
（中国での国際観光展への参加：H19.6, H20.3）
・関東甲信越静の29自治体で構成する産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会による広域的な不法投棄対策

- 国の出先機関の原則廃止に伴う事務・権限の地方への移譲を促進するため、関東知事会と連携し、都県域を越える事務の実施主体としての広域体制の構築に向けた検討を行っていきます。

(平成22年度から実施：政策審議室，行財政改革・地方分権推進室，所管課)

【最近の取り組み】

・関東知事会「国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会」設置
(平成22年12月)

(2) 市町村との連携・協力の推進

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本格的な分権型社会の到来を見据え、「基礎自治体優先の原則」に基づき、市町村が地域における総合行政を担うことができるよう、住民生活に身近な事務を積極的に権限移譲していくとともに、市町村職員の政策形成能力の向上に向けた取り組みなどを推進していきます。 ○ また、住民に身近な事務はできるだけ基礎自治体で行えるよう、市町村の自主性の拡大や事務負担の軽減を図るため、市町村に対する関与の廃止・縮減を進めていきます。 |
|------|--|

(推進事項)

市町村への権限移譲の推進

- 「まちづくり特例市」の新規指定や既指定市の移譲分野の拡大に加え、「まちづくり特例市」の制度を拡充し、新たに「まちづくり特例市（第二期）」として人口5万人未満の市にも包括的な移譲を行うなど、地方分権改革推進委員会の勧告も踏まえ、権限移譲の対象市町村及び対象事務の拡大を図ります。

このため、対象事務、対象市町村、移譲時期、移譲方法などを内容とする権限移譲方針に基づき、計画的な移譲を推進します。

なお、国の地域主権戦略大綱に掲げられた移譲事務についても、法律改正に先行して、条例による移譲を進めます。（平成20年度から実施：市町村課）

【参考】

まちづくり特例市制度の概要

| 項目 | 「まちづくり特例市」 | 「まちづくり特例市（第二期）」 (H21.4新設) |
|--------------|--|--|
| 対象 | 人口5万人以上の市 | 人口5万人未満の市 |
| 受け入れる事務権限 | 以下の4分野のうち「個性豊かなまちづくり分野」(必須)を含む1分野以上を選択。 ①個性豊かなまちづくり分野【必須】(9法令) 農地転用の許可、開発行為・建築行為の許可など ②住みよいくらしづくり分野(5法令) 販売事業者に対する立入検査、未熟児の訪問指導など ③活力ある産業づくり分野(10法令) 商店街整備計画の認定、火薬類の譲渡の許可など ④快適な環境づくり分野(9法令) 騒音規制法に基づく規制地域等の指定、大気汚染防止法に基づく立入検査など | 以下の7区分のうち2区分以上を選択。(必須区分なし) ①「農地」区分(2法令) 農地転用の許可など ②「都市計画・都市整備」区分(7法令) 開発行為・建築行為の許可など ③「消費生活」区分(2法令) 販売事業者に対する立入検査など ④「保健・福祉」区分(3法令) 未熟児の訪問指導など ⑤「中小企業支援」区分(5法令) 商店街整備計画の認定など ⑥「安全」区分(5法令) 火薬類の譲渡の許可など ⑦「環境」区分(3法令) 騒音規制法に基づく規制地域等の指定など |
| 事務権限を受け入れる時期 | ・1分野受入の場合：2年以内 ・2分野受入の場合：" ・3分野以上受入の場合：3年以内 | ・2区分受入の場合：2年以内 ・3～4区分受入の場合：" ・5区分以上受入の場合：3年以内 |
| 指定期限 | ・平成21年度まで | ・平成23年度まで |
| 県の支援措置 | ・人的支援（県職員の派遣、実務研修生の受入等） ・事務処理特例交付金の交付 | |

- 個々の市町村の規模により、単独で移譲を受けることが困難である場合は、「定住自立圏」の形成など、市町村間の広域連携の仕組みづくりについて検討していきます。
(平成20年度から検討：市町村課)

*定住自立圏：国が推進する「定住自立圏構想」において、中心的な市と周辺市町村が協定を結び、役割分担等を図ることにより、医療・福祉など暮らしに必要な機能が確保された圏域

- 県と市町村とが権限移譲に関して協議・意見交換を行える場を設けることなどにより、地方分権改革の推進について、県と市町村の間で相互の共通理解を深めていきます。
(平成20年度から実施：市町村課)

- 円滑な事務の移譲や移譲後の事務の適正な執行を図っていただけるよう、移譲事務のマニュアル作成、移譲後の各種相談に応じるほか、必要に応じて、県職員の派遣や市町村職員の実務研修受入を行うなど、市町村に対する積極的な支援を行っていきます。
(平成18年度から実施：市町村課，所管課)

| | | |
|----------------|---|--------------------|
| 目 標 | 市町村への権限移譲事務数：99法令1,414事務 →目標値を100法令1,449事務に拡大（平成22年2月） *参考資料89頁「市町村へ権限を移譲する事務」 | 【改革工程表：70頁】 |
|----------------|---|--------------------|

| | |
|--|--|
| 【最近の取り組み】 | |
| 市町村へ権限を移譲した事務数（各年度4月1日現在） | |
| ・H20年度：56法令710事務，H21年度：67法令838事務，H22年度：76法令1,005事務 | |
| 市町村への権限移譲の方式 | |
| 〈個別事務の移譲〉 | |
| ・「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」（平成12年度制定） | |
| 〈包括的な事務の移譲〉 | |
| ・一定の規模以上の市を対象に主要事務を包括的に移譲する「まちづくり特例市制度」をH14年度から実施。 | |
| 〈指定実績〉： | |
| ・まちづくり特例市 | |
| (H14) 日立市，土浦市 (H15) つくば市，ひたちなか市 | |
| (H17) 取手市，ひたちなか市（環境分野追加）(H18) 筑西市，石岡市，古河市，常総市，神栖市 | |
| (H20) 笠間市，常陸太田市，鹿嶋市 | |
| (H21) 結城市，龍ヶ崎市，牛久市，守谷市，那珂市，坂東市，鉾田市，小美玉市 | |
| ・まちづくり特例市（第二期） | |
| (H22) 下妻市，高萩市，常陸大宮市，桜川市，つくばみらい市 | |

対等な人事交流の推進

- 「市町村との人事交流方針」に基づき、政策形成等に係る部門に職員を相互に派遣するなど、対等な人事交流を推進します。
(平成18年度から実施：人事課)

| | |
|----------------|-------------------------------|
| 目 標 | 市町村対等相互交流派遣者数：毎年度15人程度 |
|----------------|-------------------------------|

| | |
|---|--|
| 【最近の取り組み】 | |
| 人事交流実施市町村数 | |
| ・H20年度：10市1町(13人)，H21年度：8市(11人)，H22年度：9市(13人) | |

政策形成能力等の向上に向けた研修の充実

- 市町村と県それぞれの視点や考え方の相互理解を深めるとともに、職員の政策形成能力、法務能力等の向上を図るため、市町村との合同研修を充実します。

市町村に対する県の関与の廃止・縮減

- 県条例等に基づく市町村への関与や市町村に義務づけた事務の総点検を実施します。
- 市町村事務に関する県の協議や承認、県への届出、報告などの県の関与について、市町村の自主性の拡大の観点から見直しを行い、廃止・縮減を進めます。
- 申請書等を受理し県へ送付する経由事務や各種調査事務など市町村に義務づけた事務事業について、市町村の事務負担の軽減を図る観点から見直しを行い、廃止・縮減を進めます。

(平成15年度から実施：行財政改革・地方分権推進室、全課所)

【対象事務】

* 参考資料93頁「市町村への県の関与の廃止・縮減」

* 参考資料94頁「市町村の事務負担の軽減」

【最近の取り組み】

市町村への県の関与の廃止・縮減

- ・ 県立公園事業を執行する際の知事の承認など17事務

市町村の事務負担の軽減

- ・ 建築確認申請に係る市町村農業委員会の地目確認事務など44事務

(3) 市町村合併の推進

基本方針

- 市町村が、多様化する住民ニーズに的確に対応していくためには、その行財政基盤を強化する必要があるため、市町村合併はそのための有効な手段の一つであるため、市町村の意向を踏まえながら、引き続き市町村合併を推進していきます。
- 旧法下での合併市町において、一体性の速やかな確立や均衡ある発展を図るため、合併後のまちづくりに対する支援を行っていきます。

(推進事項)

市町村合併の推進

- 平成19年11月に策定した「茨城県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想」や合併特例法の改正を踏まえ、自主的に合併を進めようとする市町村に対して支援を行っていきます。

(平成17年度から実施：市町村課)

【最近の取り組み】

- ・ 市町村数：85 (H11.3.31現在) ⇒ 44 (H18.3.31現在)
- ・ 人口1万人未満の市町村数：15 ⇒ 1 (五霞町) * H17年国勢調査ベース、市町村減少数41は全国第11位 (H18.3.31現在。※H22.3.31現在では12位)。
- ・ 茨城県市町村合併推進審議会を設置 (H17年10月)
- ・ 茨城県市町村合併推進審議会の答申を踏まえ、「茨城県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定 (H19年11月)

旧法下での合併市町のまちづくり支援

- 合併市町村における地域の均衡ある発展を図るため、建設計画に位置づけられた県事業の推進を図るとともに、合併特例債の効果的な活用を促進するなど、建設計画が着実に実現できるよう全庁的な連携により支援していきます。
(平成17年度から実施：市町村課)
- 合併市町村において、一層効果的・効率的な行財政運営が図られるよう、集中改革プランの着実な実施や柔軟かつ的確な組織体制づくりについて必要な助言を行うなど、合併後の行政体制の整備を支援していきます。
(平成17年度から実施：市町村課)
- 一部事務組合について、合併後の市町村の区域の拡大や社会経済情勢の変化などを踏まえ、共同処理による事務の効率化、住民サービスの向上などを図る観点から、組合の統合や共同事務の直営化など、そのあり方について、市町村自らが検証し、再編等が適切に進められるよう、市町村間での協議の場の設置を働きかけるなど、積極的な助言等を行っていきます。
(平成19年度から実施：市町村課)
- 企画部（地域計画課）に相談窓口を設置し、関係課との連携体制を構築して地域づくりに関連する総合的な相談・助言を行います。
(平成17年度から実施：地域計画課)
- 合併新市町の一体性の確立や均衡ある発展に必要な幹線道路の整備を促進するため「合併市町村幹線道路緊急整備支援事業」により支援を行います。
(平成16年度から実施：道路建設課)

主な数値目標に係る改革工程表

【財政構造改革】

*表中：括弧内は単年度の目標

| 推進事項 | 一般行政部門職員数の削減 (大綱本文8頁参照) | | | |
|---|--|---------|---------|---------|
| 目 標 | 平成18年度から23年度の6年間の職員数の削減： 13.1% (757人) | | | |
| 改革工程表 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
| | (現状) | 486人 | 626人 | 757人 |
| (現状) H18～20までの実績： 336人 H21： 170人(累計 506人) H22： 122人(累計 628人) | | (150人) | (140人) | (131人) |

| 推進事項 | 教育部門職員数の削減 (大綱本文8頁参照) | | | |
|---|--|---------|---------|---------|
| 目 標 | 平成18年度から23年度の6年間の教職員数の削減： 4.5% (1,066人) | | | |
| 改革工程表 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
| | (現状) | 789人 | 956人 | 1,066人 |
| (現状) H18～20までの実績： 589人 H21： 279人(累計 868人) H22： 192人(累計 1,060人) | | (200人) | (167人) | (110人) |

| 推進事項 | 警察部門職員数の削減 (大綱本文8頁参照) | | | |
|--|--|-------|-------|-------|
| 目 標 | 平成18年度から23年度の6年間の警察官以外の職員数の削減： 3.0% (17人) | | | |
| 改革工程表 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
| | (現状) | 9人 | 14人 | 17人 |
| (現状) (警察官以外) H18～20までの実績： 7人 H21： 7人(累計 14人) H22： 2人(累計 16人) | | (2人) | (5人) | (3人) |

| 推進事項 | 人件費の抑制 (大綱本文10頁参照) | | | |
|--|---|---------|---------|---------|
| 目 標 | 職員定数削減、給与制度・構造の見直しにより人件費総額を 100億円程度削減 | | | |
| 改革工程表 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
| | (現状) | 56億円 | 81億円 | 100億円 |
| (現状) H20当初：人件費総額 3,399億円 H21当初： 60億円 H22当初： 108億円(累計) | | (56億円) | (25億円) | (19億円) |

| | | | | |
|---------------|---|---------|---|---------|
| 推進事項 | 県税徴収率の向上・課税の適正化 (大綱本文21頁参照) | | | |
| 目標 | 県税徴収率を全国上位水準まで引き上げる (平成19年度の本県徴収率96.4%を全国上位水準97.5%(地方法人特別税分を除いた場合97.2%)に引き上げ) | | | |
| 改革工程表 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
| | | 96.7% | 97.1% | 97.5% |
| | | (+0.3%) | (+0.4%) | (+0.4%) |
| (現状) 県税徴収率 | 本県 (全国平均) H17: 95.8% (96.9%) H18: 96.3% (97.2%) H19: 96.4% (97.2%) H20: 96.1% (96.9%) H21: 95.3% (96.1%) | | 【個人県民税対策】 ・県税務職員由市町村派遣の推進 ・特別共同滞納整理の強化 ・事業所に対する特別徴収の要請 【全税目共通の対策】 ・財産調査の徹底、滞納処分の強化 | |

【出資団体改革】

(大綱本文28, 30, 31頁参照)

| | | | | |
|-------|---|-------|--|-------|
| 推進事項 | ①経営改革の推進、②③人的関与の見直し ④財政的関与の見直し | | | |
| 目標 | ①経営評価「概ね良好」法人比率を5%増(27→32%) ②知事・副知事の法人代表兼職法人数約30%(3団体程度)削減 ③県派遣職員数約10%(30人程度)削減 ④補助金等を10%以上削減(公社対策及び保有土地の処分推進に係る経費を除く) | | | |
| 改革工程表 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
| | ① | 29% | 31% | 32% |
| | | (+2%) | (+2%) | (+1%) |
| | ② | 11法人 | 10法人 | 9法人 |
| | | (1法人) | (1法人) | (1法人) |
| ③ | 272人 | 262人 | 252人 | |
| | (10人) | (10人) | (▲10人) | |
| ④ | 4% | 7% | 10% | |
| | (4%) | (3%) | (3%) | |
| (現状) | 経営評価「概ね良好」法人比率 H20: 27% H21: 27%(±0%) H22: 36%(+9%) | | 県派遣職員数 H20: 282人 H21: 261人(21人) H22: 240人(42人(累計)) | |
| | 知事・副知事の法人代表兼職法人数 H20: 12法人 H21: 11法人(1法人) H22: 5法人(7法人(累計)) | | 補助金等 H20: 199億円 H21: 207億円(+4.0%) H22: 193億円(-3.0%) | |

【県庁改革】

(大綱本文55頁参照)

| | | | | |
|--------------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------|---------------|
| 推進事項 | 県民の利便性を向上させる行政情報システムの充実 | | | |
| 目標 | 利用促進対象手続のオンライン利用率：50% | | | |
| 改革工程表 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
| | | 30% | 40% | 50% |
| (現状) H19年度：20% H21年度：26% | H20年度：21% | 操作性の改善 及び県民等への 周知広報 | 県民等への周 知広報 | 県民等への周 知広報 |

【分権改革】

(大綱本文65頁参照)

| | | | | |
|--|--|--|-----------------------------------|------------------|
| 推進事項 | 市町村への権限移譲の推進 | | | |
| 目標 | 市町村への権限移譲事務数：100法令1,449事務 (56法令739事務を新たに移譲) | | | |
| 改革工程表 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
| | | 67法令 838事務 | 83法令 1,110事務 | 100法令 1,449事務 |
| (現状) (H20.4.1) 権限移譲事務数：56法令710事務 (H21.4.1) 権限移譲事務数：67法令838事務 (H22.4.1) 権限移譲事務数：76法令1,005事務 *法令数の累計は重複分を除いて整理。 | (18法令128 事務) 市町村との協 議・調整 移譲事務等の 見直し | (21法令272 事務) 市町村との協 議・調整 移譲事務等の 見直し | (17法令339 事務) 市町村との協 議・調整 | |

* 毎年度均等に推進していくものは除く。

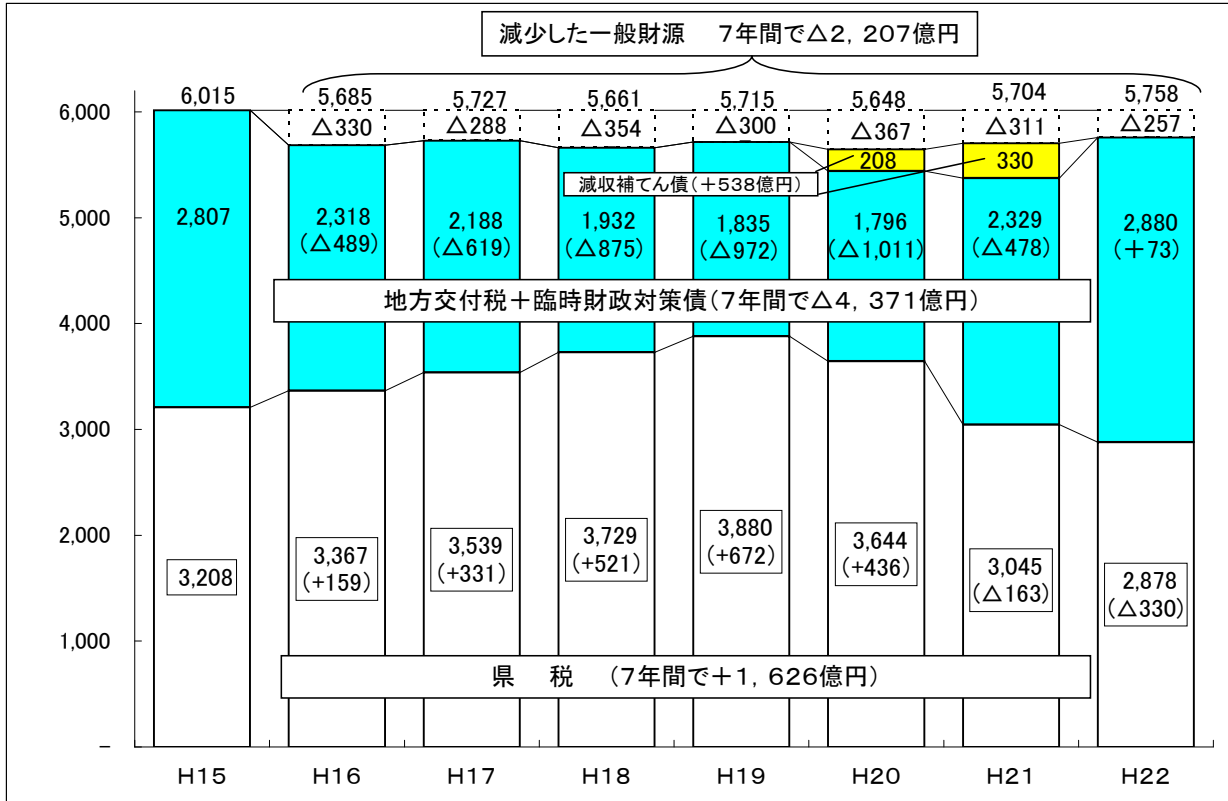
参 考 資 料 編

| | |
|--------------------------|-----|
| ○本県財政の概況 | 7 3 |
| ○県政世論調査結果（行財政改革関係抜粋）の分析 | 7 4 |
| ○保有土地棟に係る実質的な将来負担への対策（案） | 7 5 |
| ○大規模建設事業，大規模イベント一覧 | 7 7 |
| ○出資団体の概要 | 7 8 |
| ○廃止・緩和する規制，簡素化する行政手続 | 8 1 |
| ○指定管理者施設一覧 | 8 3 |
| ○県出先機関の再編の概要 | 8 4 |
| ○県に事務局を置く任意団体の見直し | 8 5 |
| ○国に対し権限移譲を求める事務 | 8 6 |
| ○国に見直しを求める関与 | 8 7 |
| ○市町村へ権限を移譲する事務 | 8 9 |
| ○市町村への県の関与の廃止・縮減 | 9 3 |
| ○市町村の事務負担の軽減 | 9 4 |

本県財政の概況

○県税・地方交付税等の推移

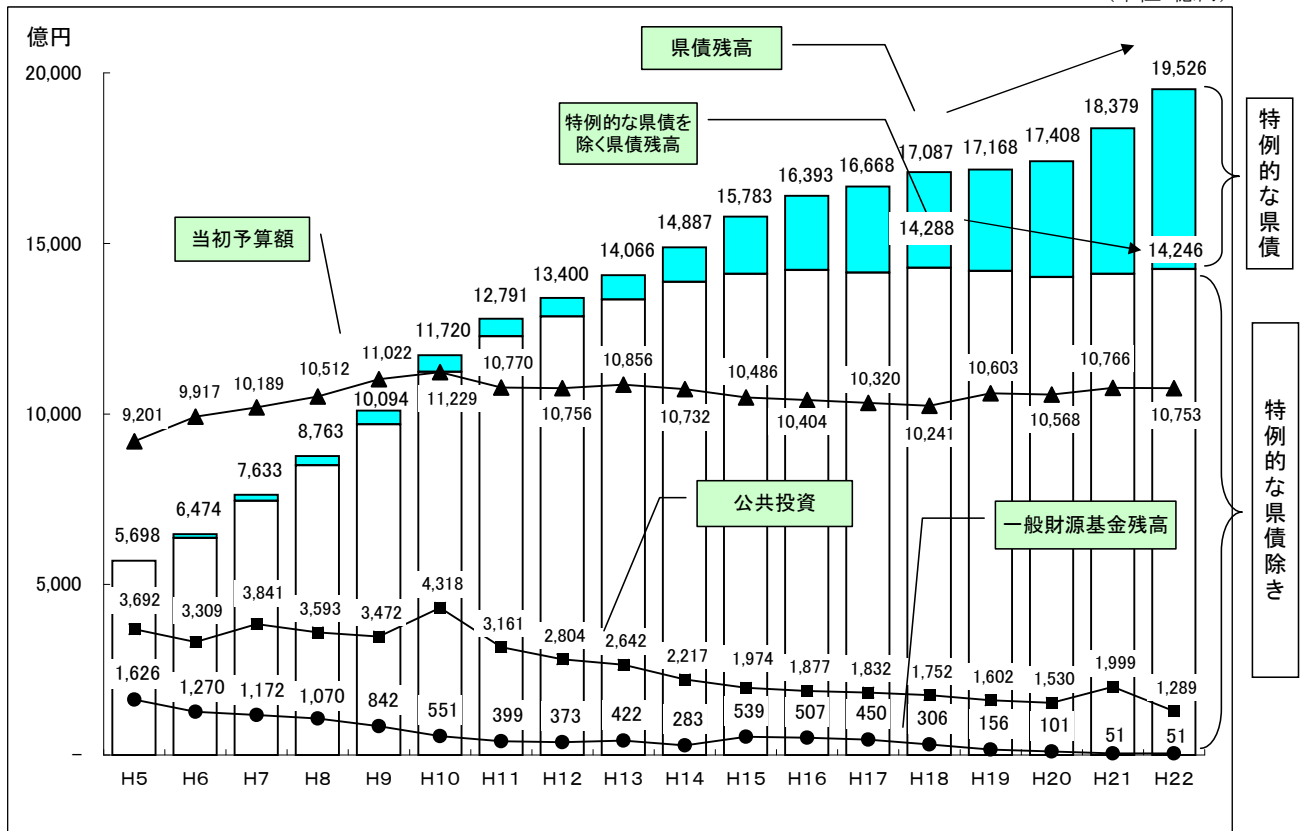
(単位:億円)



(注) H15~H21は決算額, H22は当初予算額。
なお、「県税」は地方消費税清算後かつ税源移譲分を除き, 地方法人特別譲与税を含む。

○県債残高, 当初予算, 公共投資及び一般財源基金残高の推移

(単位:億円)

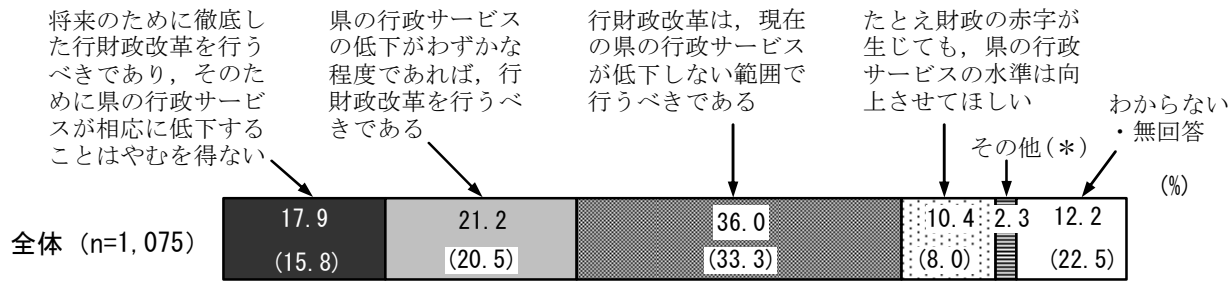


(注) 1 「一般財源基金残高」及び「県債残高」は, H21までは決算額, H22は9月補正後の額。
2 「公共投資」は, H21までは最終予算額, H22は当初予算額。
3 「特例的な県債」は, 地方交付税の肩代わりのため発行した臨時財政対策債や, 減収補てん債などである。
4 「特例的な県債除き」は, 公共投資に充てた県債や, 退職手当債, 第三セクター等改革推進債などである。

県政世論調査結果(行財政改革関係抜粋)の分析

1 県の行財政改革の取り組みについて

問い 県の財政は非常に危機的な状況にあり、これからも、今まで以上に行財政改革を推進していく必要がありますが、次の中から、あなたの考えに近いものを1つだけ選んでください。

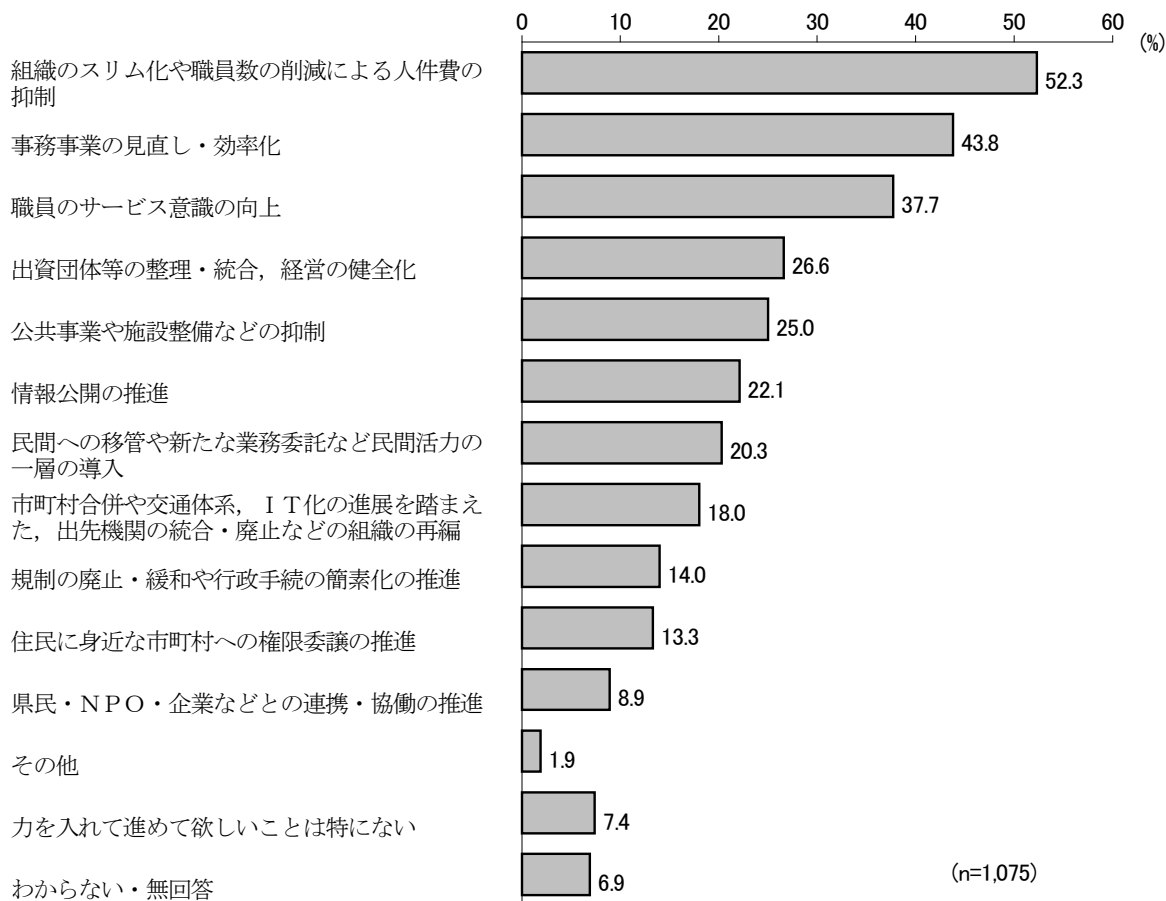


※()内の数値は、平成17年の調査結果 (*)平成17年調査では、選択肢がない

- 「行財政改革は、現在の県の行政サービスが低下しない範囲で行うべきである」(36.0%)、「県の行政サービスの低下がわずかな程度であれば、行財政改革を行うべきである」(21.2%)、「将来のために徹底した行財政改革を行うべきであり、そのために県の行政サービスが相応に低下することはやむを得ない」(17.9%)の3つを併せた行財政改革推進の意見の割合が75.1%と前回調査時の69.6%を5.5ポイント上回った。「たとえ財政の赤字が生じて、県の行政サービスの水準は向上させてほしい」という意見は約1割と少数意見となっている。
- また、「県の行政サービスの低下がわずかな程度であれば、行財政改革を行うべきである」(21.2%)と「将来のために徹底した行財政改革を行うべきであり、そのために県の行政サービスが相応に低下することはやむを得ない」(17.9%)を併せた積極的な行財政改革断行の意見は、39.1%と約4割を占めている。

2 力を入れて進めて欲しい行財政改革

問い 県では、これまでも組織や仕事のやり方を見直したり、職員の削減などの行財政改革を進めてきましたが、今後、力を入れて進めて欲しいことはなんですか。次の中から、4つまで選んでください。



- 力を入れて進めて欲しい行財政改革としては、「組織のスリム化や職員数の削減による人件費の抑制」「事務事業の見直し・効率化」「職員のサービス意識の向上」が前回調査同様上位を占めている。このことから、「行政の効率化やサービスの質の向上」といった視点に県民の関心が強いことが伺える。

*平成20年度県政世論調査(調査時期:平成20年8月23日~9月23日)

○調査方法:県内に居住する満20歳以上の男女個人(1,500人),層化二段無作為抽出法・調査員による個別面接聴取法

○回収結果:1,075人(回収率:71.7%)

保有土地等に係る実質的な将来負担への対策(案)

| | H22 | H23～26 | H27～31 | H32～36 | H37～41 |
|--------------------------------|-------------------------------------|--|---------------|---------------|--------------|
| 1. 住宅供給公社 (H21末: 384億円) | 経営支援補助金 <46億円> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 三セク改革推進債の活用(H22～37: 381億円) <15億円> <28～29億円/年> <27～28億円/年> <13～27億円/年> </div> | | | |
| 2. 土地開発公社 (H21末: 80億円) | 経営支援補助金(～H27) | <9.7億円/年> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 低価格法の適用(H21決算評価損37億円) → 県貸付金の債権放棄で対応 </div> | | | |
| 3. 桜の郷 (H21末: 42億円) | | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 計画償還(～H26: 43億円) <8.6億円> <8.6億円/年> </div> | | | |
| 4. 開発公社 (H21末: 105億円) | 経営支援補助金(～H30) <17億円> | H23～25<13～15億円/年> H28～30<16～17億円/年> 未造成工業団地(事業譲渡分支払) <H26～30: 16億円/年> | | | |
| 5. 公共工業団地 (H21末: 428億円) | 現年度利子分 <14億円> | <10～13億円/年> <7～10億円/年> <4～7億円/年> <1～3億円/年> | | | |
| | 計画償還 <15億円/年> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 計画償還の加速化(H31～) <25～30億円/年> </div> | | | |
| 6. TX沿線開発 ※ (H21末: 528億円) | | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 現年度利子分(H22～41: 261億円) <19億円> <20～22億円/年> <16～19億円/年> <7～14億円/年> <1～6億円/年> </div> | | | |
| | 関連公共施設整備負担分(H22～39: 205億円) <7億円> | <13～22億円/年> <6～13億円/年> <10億円/年> | | | |
| 7. 港湾(臨海土地造成) (H21末: 242億円) | | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 計画償還(H31～38: 250億円) <30億円/年> </div> | | | |
| 8. 阿見吉原地区 (H21末: 65億円) | | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 関連公共施設整備負担分(39億円)(H22～36) <1億円> <3～10億円/年> <1～3億円/年> <1億円/年> </div> | | | |
| | | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 計画償還(H31～36: 21億円)<3.5億円/年> </div> | | | |
| 計 | 144億円 (当初: 118億円 補正: 26億円) | 100～120億円程度/年 | | | 30～100億円程度/年 |
| 実質的な将来負担見込額 1,890億円程度(H21末) | 1,840億円程度 | 1,400億円程度(H26末) | 900億円程度(H31末) | 300億円程度(H36末) | 一億円程度(H41末) |

※ TX会社からの償還剰余金(H29～37: 331億円)による繰上償還を除いた額

公社・県保有土地の状況及び将来負担への対応

(数値は原則H21末決算見込)

| | 公社等・特別会計 | | | | | | | | | | | 一般会計 | | | | | | | | |
|-----------------|------------|------------|-------------------|---------|-----------|-------------------------------|--|--------------------|-------|--------------------------------------|--------------------|---------------|--------------|----------------------------------|----------------------|---------------|---------------|-------------------------------|--|--|
| | 分譲可能面積等 | | | | 簿価 (E) | 公募価格 (収入見込額)等 ※1 (F) | 借入残高 | | | (参考) 前年度 借入残高 (H20末) (J) | 支払利息額 | | | 公社・保有土地対策等 (補助金・委託料・公有財産購入費等) | | | | 将来負担 見込額 (H21見込) (Q) | (参考) 前年度 将来負担 見込額 (H20決算) (R) | 債務保証 ・損失補償 限度額 (H21最終) (S) |
| | 分譲済 (B) | 未分譲 (C) | 事業化 予定等 (D) | (G) | | | うち債務保証 ・損失補償 ・県長期貸付 ・特会借入分 (H) | うち 保有土地分 (I) | (K) | | うち 保有土地分 (L) | H18~20 (M) | H21 (N) | H22~41 (O) | (うちH22 当初) (P) | | | | | |
| | (A) | (B) | (C) | | (D) | (E) | (F) | (G) | | (H) | (I) | (J) | (K) | (L) | | (M) | (N) | (O) | (P) | |
| (B+C+D) ha | | | | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | | |
| 住宅供給公社 | 360.8 | 126.7 | 234.1 | 126 | 126 | 542 | 436 | 213 | 621 | 4.3 | 4.1 | 158 | 78 | 約 443 | 55 | 385 | 453 | 428 | | |
| プロパー分 | 360.8 | 126.7 | 234.1 | 126 | 126 | 542 | 436 | 213 | 600 | 4.0 | 3.8 | 158 | 55 | 約 443 | 55 | 385 | 432 | | | |
| 桜の郷分(造成) | | | | | | | | | 21 | 0.3 | 0.3 | | 23 | | | | 21 | | | |
| 土地開発公社 | 599.0 | 506.5 | 92.5 | 262 | 220 | 384 | 384 | 299 | 428 | 2.0 | 2.0 | 29 | 10 | 約 156 | 11 | 167 | 208 | 210 | | |
| プロパー分 | 150.6 | 93.2 | 57.4 | 150 | 150 | 272 | 272 | 187 | 287 | ※2 2.3 | ※2 2.3 | 29 | 10 | 約 90 | 10 | ※3 80 | ※3 89 | | | |
| 桜の郷分(用地) | 36.4 | 13.9 | 22.5 | 67 | 25 | 67 | 67 | 67 | 65 | 1.1 | 1.1 | | | 約 66 | 1 | 42 | 44 | | | |
| 公共事業分 | 412.0 | 399.4 | 12.6 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 76 | 0.9 | 0.9 | | | | | (45) | (76) | | | |
| 開発公社 | 1,029.5 | 324.3 | 705.2 | 1,084 | 781 | 1,221 | 1,221 | 1,196 | 1,305 | 16.9 | 16.6 | 79 | 53 | 約 687 | 46 | 533 | 552 | 1,527 | | |
| プロパー分 | 193.9 | 79.5 | 114.4 | 83 | 119 | 180 | 180 | 155 | 300 | ※2 1.7 | ※2 1.2 | | 17 | 約 108 | 17 | 105 | 145 | | | |
| 公共工業団地分 | 835.6 | 244.8 | 590.8 | 1,001 | 662 | 1,041 | 1,041 | 1,041 | 1,005 | 15.4 | 15.4 | 79 | 36 | 約 579 | 29 | 428 | 407 | | | |
| 三公社計 (※7) | 1,989.3 | 957.5 | 1,031.8 | 1,472 | 1,127 | 2,147 | 2,041 | 1,708 | 2,354 | 23.2 | 22.7 | 266 | 141 | 約 1,286 | 111 | 1,040 (45) | 1,138 (76) | 2,165 | | |
| 区画整理(TX沿線地区) | 414.8 | 110.9 | 303.9 | 1,845 | 950 | 1,845 | 1,845 | 1,845 | 2,183 | 29.1 | 29.1 | | 317 | 約 920 | 7 | 895 | 840 | | | |
| TX償還剰余金による繰上償還 | | | | | | | | | | | | | 100 | (約 435) | | | | | | |
| 金利負担対策 | | | | | | | | | | | | | | 約 280 | | | | | | |
| 関連公共施設整備負担金 | | | | | | | | | | | | | | 約 205 | 7 | | | | | |
| 大規模緑地等公共用地 | | | | | | | | | | | | | (217) | | | | | | | |
| 区画整理(阿見吉原地区) | 73.4 | 17.4 | 6.7 | ※4 49.3 | 110 | 45 | 110 | 110 | 102 | 1.2 | 1.2 | | | | | 65 | 20 | | | |
| 港湾(臨海土地造成) ※5 | 175.1 | 54.7 | 33.8 | ※6 86.6 | 736 | 264 | 498 | 498 | 489 | 7.5 | 7.5 | | | | | 242 | 293 | | | |
| 地域振興(阿見東部工業団地等) | 79.6 | 9.0 | 70.6 | | 156 | 167 | 131 | 131 | 132 | 2.2 | 2.2 | | | | | 19 | 16 | | | |
| その他 | 24.8 | 14.0 | 10.8 | | 36 | 40 | 118 | 101 | 1 | 125 | 0.4 | | | | | | | | | |
| 特会その他計 (※7) | 767.7 | 206.0 | 425.8 | 135.9 | 2,883 | 1,466 | 2,702 | 2,685 | 2,585 | 3,031 | 40.4 | 40.0 | 100 (217) | 約 485 (約 435) | 7 | 1,221 | 1,170 | | | |
| 合計 (※7) | 2,757.0 | 1,163.5 | 1,457.6 | 135.9 | 4,356 | 2,593 | 4,849 | 4,726 | 4,293 | 5,385 | 63.6 | 62.7 | 266 | 241 (217) | 約 1,771 (約 435) | 118 | 2,261 (45) | 2,307 (76) | 2,165 | |

※1: 公募価格、H21末鑑定評価額、将来負担見込額算定時の土地販売収入見込額のいずれかを計上

※2: 土地開発公社及び開発公社プロパー分の支払利息額のうち県無利子貸付分については、県債利息額を計上
(土地開発公社:2.3億円、開発公社:0.2億円)(合計に含まない)

※3: 土地開発公社の将来負担見込額は、県貸付分に係る評価額を含む実質的な将来負担見込額

※4: 阿見吉原地区について、事業化予定の西南工区の保有土地面積(想定)を計上

※5: 港湾事業(臨海土地造成)は、常陸那珂港区、日立港区及び大洗港区を計上

※6: 常陸那珂港区及び日立港区の造成中面積を計上

※7: ()は外数=大規模緑地等公共用地取得分(TX特会)、公共事業用地先行取得受託分(土地開発公社)、TX剰余金による繰上償還対策(H26~37、TX特会)

大規模建設事業一覧

| 事業名 | 事業期間 | 概算事業費 | H22以降 事業費 | H22の 事業内容 |
|------------------|--------|-------|--------------|--------------|
| 空港整備推進事業 | H12～21 | 250億円 | - | 事業終了 |
| 空港ターミナルビル整備事業 | H19～21 | 38億円 | - | 事業終了 |
| やさしさのまち「桜の郷」整備事業 | H8～26 | 168億円 | 15億円 | 造成工事, 用地費 |
| 水産試験場本館整備事業 | H21～23 | 5億円 | 5億円 | 解体撤去・建設工事 |
| 友部病院全面改築事業 | H19～23 | 64億円 | 40億円 | 建設工事 |
| 中央病院がん診療施設等整備事業 | H19～24 | 37億円 | 5億円 | 設備整備 |
| 中央病院救急センター増築事業 | H21～22 | 15億円 | 11億円 | 建設工事, 設備整備 |
| 県立保健施設再編整備事業 | 未定 | 未定 | 未定 | 構想・内部検討中 |

大規模イベント一覧

| 年度 | イベント名 | 事業概要 | 開催事業費 |
|-----|--|---|-------------------------------|
| H21 | 第47回技能五輪 全国大会 第31回全国障害 者技能競技大会 (アビリンピック) | <p><技能五輪> 主催：茨城県, 日立市, ひたちなか市, 中央職業能力開発協会 時期：H21年10月23日～26日(4日間) 実施職種：電子機器組立, 建築大工, 施盤, 電気溶接, 建具など40職種 来場者数：約11万人</p> <p><アビリンピック> 主催：茨城県, 日立市, ひたちなか市, (独)高齢・障害者雇用支援機構 時期：H21年10月30日～11月1日 (3日間) 実施職種：洋裁, 電子機器組立, 縫製など21 職種 来場者：約5万人</p> | <p>約6.2億円 うち県負担約2.4億円</p> |

出資団体の概要

(H23.1末現在)

| No. | 法人名 | 代表者 | 県出資比率 (%) | 設 立 目 的 |
|-----|----------------------------------|--------|-----------|---|
| 1 | (財)いばらき文化振興財団 (生活文化課) | 平山 恒夫 | 100.0 | 各種の文化振興事業を行うことにより個性豊かな県民文化の振興を図り、もって国際性豊かな文化県づくりに寄与することを目的に、平成4年に設立された。平成11年からは県民文化センター及びアクトワールド茨城県大洗水族館の管理運営も行っている。 |
| 2 | (財)茨城県環境保全事業団 (廃棄物対策課) | 上月 良祐 | 100.0 | 廃棄物の適正処理を促進するために、廃棄物の最終処分場の安定的確保を図るとともに、廃棄物による環境汚染の防止対策等の支援を行い、もって本県の産業活動の健全な発展と県土の環境保全に寄与することを目的に、平成5年に設立された。 |
| 3 | (社福)茨城県社会福祉事業団 (障害福祉課) | 押野 浩 | 100.0 | 茨城県が設置する社会福祉施設等の管理運営を行うとともに、自らも社会福祉施設等を経営し、併せてこれらに必要な付帯事業を行うことにより、県民福祉の向上に寄与することを目的に設立された。 |
| 4 | (財)茨城県中小企業振興公社 (産業政策課) | 上月 良祐 | 100.0 | 本県産業の中核である中小企業の経営の近代化及び技術の高度化を促進し、もって中小企業の振興を図り、本県産業の発展に寄与することを目的に設立された。 |
| 5 | (財)茨城県農林振興公社 (農政企画課) | 福地 省行 | 100.0 | 農山村及び農林業の近代化を推進し農林業者の経済的・社会的地位を高めることを目的に設立され、以来、農地の流動化や農地の基盤整備、地域農業活性化の支援、緑化・造林事業などを実施している。 |
| 6 | 茨城県土地開発公社 (都市計画課・つくば地域振興課) | 坂入 健 | 100.0 | 「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地、公用地の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的に設立された。 |
| 7 | (一財)茨城県住宅管理センター (住宅課) | 所 英雄 | 100.0 | 県内における集合住宅団地及び関連公共公益施設並びに賃貸施設の管理に関する業務を遂行し、併せて当該集合住宅団地等及び賃貸施設の維持改善並びにその利用者の便益の増進を図ることを目的に設立された。 |
| 8 | (財)茨城県教育財団 (教育庁総務課) | 稲葉 節生 | 100.0 | 多様化する教育行政を民間創意の活用により、より効果的、合理的に運営できるものについて、自主事業又は受託事業として積極的に推進し、本県教育の振興に寄与することを目的に設立された。 |
| 9 | (財)茨城県青少年協会 (女性青少年課) | 坏 健男 | 99.8 | 青年団体の一部寄付を受けて建設した青少年会館を拠点として、青少年、青少年関係者及びこれらの団体の活動の促進を図ることを目的に、青年団体の意見を反映させながら青少年健全育成事業及び会館の管理運営を行うために設立された。 |
| 10 | (財)茨城県科学技術振興財団 (科学技術振興課) | 江崎 玲於奈 | 98.0 | 本県における科学技術の基礎的創造的な研究開発の推進及び研究体制の強化を促進し、もって県内の科学技術の振興に寄与するとともに、県内産業の高度化を促進することを目的に、平成元年に設立された。 |
| 11 | (財)グリーンふるさと振興機構 (地域計画課) | 佐川 卓政 | 68.4 | グリーンふるさと圏における地場産業の振興及び都市との交流の重点的な推進並びに圏域の振興に係る総合的な取組の企画立案及び調整を図ることを通じて、地域住民、民間企業その他の多様な主体の活動及び連携・協働を促進し、もって自立的で個性豊かなグリーンふるさと圏の形成に資することを目的とする。 |
| 12 | 茨城県道路公社 (道路建設課) | 橋本 昌 | 82.8 | 県の区域及び周辺の地域において、料金を徴収することができる道路(有料道路)の新設、改築、維持等の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、住民の福祉の増進と経済発展に寄与することを目的に設立された。 |
| 13 | (財)茨城県看護教育財団 (医療対策課) | 小西 栄造 | 75.0 | 医学、医療技術の進歩や高齢化、さらには在宅ケアに対するニーズ等、看護職員の需要が高まるなか、県内、特に県西地域の医療に必要な看護職員の養成確保と資質の向上を図り、地域住民の医療水準の向上に寄与することを目的に設立された。 |
| 14 | (財)茨城県企業公社 (企業局総務課) | 渡邊 一夫 | 75.0 | 水道の普及促進や浄水場の運転管理業務を通して、県行政及び公営企業の円滑な推進を支援し、県民の多様かつ高度なニーズに対応して県民福祉の向上に寄与することを目的に設立された。 |
| 15 | (財)いばらき腎バンク (薬務課) | 大河内 信弘 | 67.3 | 腎不全患者の早期回復と腎不全の予防を図るため、県民運動としての腎不全対策を積極的に推進していくことを目的に設立された。 |
| 16 | (財)茨城県国際交流協会 (国際課) | 川俣 勝慶 | 61.1 | 各分野における国際交流・協力を促進し、県民の国際認識、国際理解の醸成・増進を図り、もって地域文化の創造、地域の活性化に寄与することを目的に、平成2年に設立された。 |
| 17 | (財)茨城県開発公社 (事業推進課) | 坂入 健 | 55.6 | 県の長期計画に基づき、自然資源の有効利用を図り、工業基盤等の開発整備による地域振興事業を推進するとともに、県民福祉に係る施設等の設置及び運営を行い、豊かな地域社会の実現に寄与することを目的に設立された。 |
| 18 | (株)茨城ポートオーソリティ (港湾課・ひたちなか整備課) | 角田 芳夫 | 53.0 | 茨城港の効率的な管理運営及び振興を推進するとともに、ひたちなか地区の都市づくりを担い、さらには大洗港区や日立港区の後背地開発への参画などに取り組みなど、地域社会の発展と振興を図ることを目的に設立された。 |

| No. | 法人名 | 代表者 | 県出資比率 (%) | 設 立 目 的 |
|-----|-------------------------------|-------|-----------|--|
| 19 | (財)茨城県体育協会 (保健体育課) | 角田 芳夫 | 50.9 | 本県開催の第29回国民体育大会の準備協力体制に向けて責任体制の確立及び事業の積極的な推進を図るとともに、体育・スポーツの振興により県民の体力向上を図り、スポーツ精神を涵養し、社会文化の向上発展に寄与し、あわせて体育・スポーツに関する団体相互の連絡融和を図るため設立された。 |
| 20 | (財)茨城県勤労者余暇活用事業団 (労働政策課) | 福田 敬士 | 50.0 | 勤労者及び公的年金加入者並びに公的年金受給権者の余暇活用と福祉の増進のため、余暇活用施設「余暇活用センターやみぞ」を設置運営することを目的に設立された。 |
| 21 | (株)いばらき森林サービス (林政課) | 平戸 郁夫 | 50.0 | 安定した就労条件により林業労働力を確保し、高性能林業機械を装備した近代的な生産体制のもとに、活力ある林業の展開と健全な森林の育成を目的とする森林整備の推進母体として設立された。 |
| 22 | (財)那珂川沿岸土地改良基金協会 (農地整備課) | 加藤 浩一 | 50.0 | 那珂川沿岸農業水利事業に関係する管内8市町村における営農を改善する施策活動を推進し、地域農業の活性化に寄与すると共に、国営及び国営関連事業を推進し、併せて積立金による基金の運用により事業費の地元負担金の軽減対策を行い、農家経済の安定を図ることを目的に設立された。 |
| 23 | 鹿島埠頭(株) (港湾課) | 平塚 博 | 50.0 | 鹿島臨海工業地帯の中核をなす鹿島港において、公共埠頭の効率的な管理運営と曳船・通船等のサービス事業を一貫して行うため、県、地元市、民間の共同出資により設立された。 |
| 24 | 茨城県住宅供給公社 (住宅課) | 上月 良祐 | 50.0 | 「地方住宅供給公社法」に基づき、県内に住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に設立された。 |
| 25 | 鹿島都市開発(株) (事業推進課) | 替地 享二 | 46.8 | 鹿島地域の都市づくりの一翼を担うため、鹿島セントラルホテルの経営、住宅団地や工業団地の造成事業等を通じて、鹿島地域の計画的な都市開発及び近代的な生活環境整備を目的として設立された。 |
| 26 | (財)茨城県栽培漁業協会 (水産振興課) | 宮浦 浩司 | 44.1 | 栽培漁業の推進に関する事業を行い、水産資源の増大を図る等、漁業の振興と地域経済の発展に寄与することを目的に設立された。 |
| 27 | (株)ひたちなかテクノセンター (産業政策課) | 上月 良祐 | 41.2 | 旧頭脳立地法に基づき、電気・機械産業やエネルギー、情報関連産業が集積している県北地域において、産・学・官との連携による「地域産業の高度化」、「特定事業の集積促進」を図ることを目的として設立された。 |
| 28 | (財)茨城県暴力追放推進センター (組織犯罪対策課) | 幡谷 祐一 | 37.3 | 暴力団排除のための広報啓発活動等を推進し、暴力団からの不当要求行為についての相談、被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的に設立された。 |
| 29 | (財)茨城県消防協会 (消防防災課) | 葉梨 衛 | 36.6 | 消防団員・職員の福利厚生、消防施設の改善、消防活動の強化等を図るとともに、消防思想を普及徹底することにより、社会の災厄を防止し、福祉の増進に寄与することを目的に設立された。 |
| 30 | (財)茨城県勤労者育英基金 (労働政策課) | 福田 敬士 | 33.3 | 県下勤労者の子弟教育を容易にするため、労働金庫の教育ローン利用者に対する利子補給を行い、もって勤労者の福祉の増進に寄与することを目的に設立された。 |
| 31 | 茨城県漁業信用基金協会 (漁政課) | 渡辺 一夫 | 32.2 | 中小漁業者等に対する金融機関の貸付について、その債務を保証することにより信用力を補い、経営等に必要資金の融通を円滑に進め、もって水産業の振興を図ることを目的に「中小漁業融資保証法」に基づき設立された。 |
| 32 | 鹿島臨海鉄道(株) (企画課) | 上子 道雄 | 28.5 | 鹿島臨海工業地帯の生産品及び原料の輸送を主たる目的として、日本国有鉄道、県、進出企業の共同出資により、昭和44年に設立された。 |
| 33 | (株)茨城県中央食肉公社 (畜産課) | 角田 芳夫 | 28.3 | 県内のと畜場を再編・統合し、卸売市場を併設した基幹的な総合食肉流通施設を設置することにより、食肉の流通合理化及び食肉取引の近代化に寄与することを目的に設立された。 |
| 34 | (財)茨城県建設技術管理センター (検査指導課) | 岡部 英男 | 25.0 | 建設事業に係る材料試験及び技術管理の調査研究を行うとともに、建設副産物の有効利用等に関する事業等を行い、もって建設事業の振興発展に寄与することを目的に設立された。 |
| 35 | (財)霞ヶ浦漁業振興基金協会 (漁政課) | 薄井 征記 | 24.1 | 国営高浜入り干拓事業による干拓予定水面のため漁業環境が荒廃した霞ヶ浦の漁場環境改善と、漁業生産力の増強を図り、漁業者及び漁協の体質強化と経済的地位向上に寄与することを目的に設立された。 |
| 36 | つくば国際貨物ターミナル(株) (中小企業課) | 福田 敬士 | 21.3 | 県及び民間企業等の出資により、内陸における通関拠点としての特色を活かした業務や施設の管理運営を行い、もって本県の国際物流業務の効率化を図ることを目的に設立された。 |

| No. | 法人名 | 代表者 | 県出資比率 (%) | 設 立 目 的 |
|-----|------------------------------|-------|-----------|--|
| 37 | (財)茨城県防犯協会 (生活安全総務課) | 人見 實徳 | 20.3 | 犯罪のない明るい社会の実現を目指して、県民の防犯思想の普及、高揚、善良の風俗の維持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全育成に寄与するとともに、各種防犯団体の円滑な発展を図ることを目的に設立された。 |
| 38 | (株)茨城放送 (広報広聴課) | 土肥 公仁 | 19.9 | 昭和37年、地方の実情に即した政治・経済・社会などに関する情報を機動的に発信するラジオ局として開局された。 |
| 39 | (株)つくば研究支援センター (産業政策課) | 武藤 賢治 | 18.3 | 世界有数の研究開発ゾーンを形成する筑波研究学園都市に、産学官の研究交流を軸とした研究開発支援のための拠点として、旧民法法の規定に基づく研究開発施設として設立された。 |
| 40 | 茨城県農業信用基金協会 (農業経済課) | 澤田 正彦 | 17.4 | 「農業近代化資金助成法」制定に伴い農業近代化資金の貸付に対する信用補完により、融資の円滑化を図ることを目的に設立され、政策資金、各種資金の保証を行い、信用補完機関としての役割を果たしている。 |
| 41 | 日立埠頭(株) (港湾課) | 加子 茂 | 17.3 | 茨城港日立港区における港湾運送事業及び関連事業を目的に設立された。 |
| 42 | (財)つくば都市振興財団 (つくば地域振興課) | 鈴木 宏 | 16.7 | 筑波研究学園都市の振興・発展を目指して、地域情報の収集提供や芸術・文化の振興活動さらに在住外国人に対する支援活動等を行うことにより、住民の豊かで魅力のある都市生活の向上に寄与することを目的に設立された。 |
| 43 | 筑波都市整備(株) (つくば地域振興課) | 南部 裕一 | 15.6 | つくば市、龍ヶ崎市、牛久市、阿見町及びその周辺地域住民の生活利便と居住環境の維持向上を目的として、官民共同出資により設立され、計画的先行的な施設の整備運営を行っている。 |
| 44 | 鹿島共同再資源化センター(株) (廃棄物対策課) | 柳川 欽也 | 15.1 | 鹿島臨海工業地帯に立地する企業から排出される産業廃棄物並びに鹿嶋市及び神栖市から排出される一般廃棄物(RDF)を適正に処理し、その焼却熱を利用した電気事業を行うことにより地域社会に貢献することを目的に、平成10年に設立された。 |
| 45 | 茨城県信用保証協会 (産業政策課) | 角田 芳夫 | 14.3 | 中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的に設立された。 |
| 46 | (財)茨城県建設技術公社 (検査指導課) | 村田 正文 | 13.5 | 県内建設行政の円滑かつ効率的な執行の推進と技術の向上を図るため、技術研修、調査研究、事業受託等を行い、県内建設事業の推進を図り、住民福祉と地域の振興発展に寄与することを目的に設立された。 |
| 48 | (株)いばらきIT人材開発センター (産業技術課) | 白戸 仲久 | 11.7 | 旧地域ソフトウェアセンター供給力開発事業推進臨時措置法に基づく事業計画の承認を受け、地域ソフトウェア供給力開発を図るため、県、古河市及び情報処理推進機構等の出資により設立された。 |
| 47 | (財)茨城県労働者信用基金協会 (労働政策課) | 福田 敬士 | 11.2 | 県下労働者の相互扶助精神を基調として、組織労働者と比較し信用力等に不利な状況にある未組織労働者が、労働金庫等を利用する場合、当協会がその信用力を補完することにより、労働者の経済的地位の向上と生活の安定を図ることを目的に設立された。 |
| 49 | (財)茨城カウンセリングセンター (労働政策課) | 澁谷 勲 | 9.1 | 地域産業界の福祉に関する基礎的な調査研究及び啓発事業を行い、その成果を広く地域に提供すること、及び勤労者をはじめ広く県民の心の悩みに対応したカウンセリングを実施することにより、豊かでゆとりある職場作りに寄与することを目的に設立された。 |
| 50 | 日立港木材倉庫(株) (港湾課) | 打越 芳男 | 9.0 | 茨城港日立港区における輸入木材の埠頭利用の円滑化や地場産業の育成等を目的に設立された。 |
| 51 | (社)茨城県危険物安全協会連合会 (消防防災課) | 幡谷 定俊 | — | 消防法に基づく危険物の貯蔵、取扱い並びに施設の維持管理に必要な知識及び技能の普及に努め、危険物に起因する災害を防止し、もって社会の福祉の増進に寄与することを目的に設立された。 |
| 52 | (社)茨城県穀物改良協会 (農産課) | 市野沢 弘 | — | 稲・麦・大豆・落花生及びそばの品質改良を図るとともに、主要農作物等の生産性を高めることにより、農業経営の安定及び向上に寄与することを目的に設立された。 |
| 53 | (社)園芸いばらき振興協会 (園芸流通課) | 内田 俊郎 | — | 園芸生産組織の整備強化、生産技術の向上、経営基盤の強化安定並びに流通の改善を図るとともに、園芸農家等から排出される使用済み農業用プラスチックの回収・処理、園芸作物の種苗生産、配布を行い、園芸農家の健全な発展と農村環境の保全に寄与することを目的に設立された。 |
| 54 | (社)茨城県林業協会 (林政課) | 石川 多聞 | — | 林業を安定的に発展させるため、林業関係団体の有機的結合強化を図りつつ、林業経営の近代化、林産物の需要及び流通の合理化等各種施策の円滑かつ効果的な実行を促進し、あわせて森林資源の確保と県土の保全に寄与することを目的に設立された。 |

廃止・緩和する規制, 簡素化する行政手続

【これまでの取り組み（H15～22）】

○廃止・緩和を行った規制等：60 条例等 140 事務

○簡素化を行った行政手続：57 規則等 83 事務

1 廃止・緩和する規制等

* 網掛けは平成20年度以降, 平成23年1月末までに廃止・緩和を行った規制

| No. | 規制の内容 | 条例等名称 | 条項 | 緩和等の内容 | 予定・施行時期 |
|-----|--|------------------|---------|----------------------------------|--------------|
| 1 | 住宅団地の造成を目的とする開発行為を行う者は, 雑排水等を下水道等に放流することができないときは, 汚水処理施設を設置 | 茨城県建築基準条例 | 第46条の5 | 条項廃止 | (H21.4.1施行) |
| 2 | 前項の汚水処理施設を設けようとする者は, 工事着手前に知事の確認 | 茨城県建築基準条例 | 第46条の5Ⅱ | 条項廃止 | (H21.4.1施行) |
| 3 | 前項の規定による知事の確認を受けた工事を完了後, 知事の検査 | 茨城県建築基準条例 | 第46条の5Ⅲ | 条項廃止 | (H21.4.1施行) |
| 4 | 漁業法66Ⅰ以外の漁業(小型まき網, 刺し網等)の許可 | 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則 | 7 | 船びき網漁業(無動力船使用)等4漁業を許可漁業の対象外にした | (H20.4.1施行) |
| 5 | 水産動物毎の採捕, 所持, 販売禁止期間 | 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則 | 36 | コイの禁止期間を短縮, ソウギョ, レンギョの禁止期間を解除した | (H20.4.1施行) |
| 6 | 水産動物全長毎の採捕, 所持, 販売禁止 | 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則 | 38 | ソウギョ, レンギョの全長制限を解除した | (H20.4.1施行) |
| 7 | 借り手の制限(市町村, 畜産を行う農協, 種畜改良増殖目的の社団法人) | 茨城県種畜貸付規程 | 3 | 貸付対象者の制限を拡大 | (H20.3.21施行) |
| 8 | 事業者が, 自ら産業廃棄物を処理する場合において, 同一の工程で, 同一の原料を使用し, かつ同質の産業廃棄物を反復継続して排出するものに係る調査及び試験をおおむね3箇月に1回実施する義務 | 茨城県廃棄物処理要項 | 10 | 年1回の実施に緩和 | (H21.7.1施行) |
| 9 | 産業廃棄物の性状, 組成調査, 試験義務(概ね3ヶ月に1回) | 茨城県廃棄物処理要項 | 10 | 場合に応じ試験を省略 | (H21.7.1施行) |
| 10 | 工事金額が5,000万円以上の土木工事又は工事金額が1億円以上の建築工事の施工を請け負った者の当該工事から排出される産業廃棄物の処理方法の届出義務 | 茨城県廃棄物処理要項 | 9 | 条項廃止 | 平成23年度予定 |
| 11 | 最終処分場の埋立処分が終了し, 覆土が完了したときは, 30日以内に報告書を提出する義務 | 茨城県廃棄物処理要項 | 25Ⅱ③ | 対象施設の整理(縮小) | 平成23年度予定 |
| 12 | 遊漁者によるまき餌釣り及びトローリングによる水産動植物の採捕禁止 | 茨城県海面漁業調整規則 | 第47条 | 禁止内容の一部緩和 | 平成23～24年度予定 |
| 13 | 浄化槽個別構造協議申請に対する審査 | 茨城県尿尿浄化槽等取扱 | 1 | 条項廃止 | 平成23年度予定 |

| | | | | | |
|----|---|----------------|------|-------------|----------|
| 14 | 指定処理施設（中間処理施設、最終処分場で事業用等施設）の設置届出 | 茨城県廃棄物処理要項 | 22 | 条項廃止 | 平成23年度予定 |
| 15 | 指定処理施設の設置工事完了届 | 茨城県廃棄物処理要項 | 25Ⅱ① | 条項廃止 | 平成23年度予定 |
| 16 | 指定処理施設の使用開始報告 | 茨城県廃棄物処理要項 | 25Ⅱ② | 条項廃止 | 平成23年度予定 |
| 17 | 指定処理施設休止・再開届 | 茨城県廃棄物処理要項 | 25Ⅱ④ | 対象施設の整理（縮小） | 平成23年度予定 |
| 18 | 一定規模以上のばい煙発生施設設置者が緊急発令時に講ずる燃料使用量等減少計画の届 | 茨城県光化学スモッグ対策要綱 | 8 | 条項廃止 | 平成23年度予定 |

（第5次行財政改革大綱推進期間後に見直しが見込まれる規制等）

| | | | | | |
|---|--|----------------------------|--------|----------------------|----------|
| 1 | 利用料金の減免対象 | 茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例施行規則 | 12, 13 | 減免要件の緩和 | 平成25年度予定 |
| 2 | 普通財産の貸付けに係る取扱方針（県事業を補完する団体等以外に対しては、原則として新規貸し付けは認めない） | 普通財産の管理、処分等方針 | 4 | 貸付け対象の拡大（短期・建物築造は不可） | 時期未定 |
| 3 | 開館日、時間の指定 | つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例 | 4 | 開館時間の延長 | 時期未定 |
| 4 | 相対取引によることができる特別の事情 | 茨城県卸売市場条例施行規則 | 10 | 相対取引の条件の緩和 | 時期未定 |

2 簡素化する行政手続

* 網掛けは平成20年度以降、平成23年1月末までに簡素化を行った行政手続

| No. | 行政手続の内容 | 規則等名称 | 条項 | 簡素化等の内容 | 予定・施行時期 |
|-----|--|---------------------|-----|---------------------------------|----------------------|
| 1 | 県外に存する工場又は事業場から排出される産業廃棄物を県内で処分しようとする際の協議義務 | 茨城県廃棄物処理要項 | 14Ⅰ | 電子マニフェストを使用する事業者については、協議事項を一部省略 | (H21.7.1施行) |
| 2 | 県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議 | 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例 | 7 | 協議手続きの一部（協議対象、添付資料の省略等）を緩和 | (H21.7.1施行) |
| 3 | 試験添付書類（①学校教育法47条証明書、②養成施設証明書等、③戸籍抄本（氏名が異なっているとき）、④写真 | 茨城県製菓衛生師法施行細則 | 2Ⅱ | 一定の要件をみたす者については、添付書類①及び②を省略 | H22年度製菓衛生師試験(8月)から実施 |
| 4 | 試験添付書類（①調理業務従事証明書、②卒業証明書又はその写し、③戸籍抄本（氏名が異なっているとき） | 茨城県調理師法施行細則 | 2Ⅱ | 一定の要件をみたす者については、添付書類①及び②を省略 | H22年度調理師試験(8月)から実施 |

指定管理者施設一覧

| NO. | 公の施設の名称 | 指定管理者 | 公募・非公募の別 | 開始年月 | 指定期間 | 所管課 |
|-----|------------------------------|-----------------------|----------|-------|------|----------|
| 1 | 青少年会館 | ユース・アイ・マネージメントグループ | 公募 | H21.4 | 5年 | 女性青少年課 |
| 2 | カシマサッカースタジアム | (株)鹿島アントラーズ・エフ・シー | 公募 | H23.4 | 10年 | 事業推進課 |
| 3 | 鹿島セントラルモール | 鹿島都市開発(株) | 非公募 | H21.4 | 5年 | |
| 4 | つくば国際会議場 | つくばコンgresセンター(企業グループ) | 公募 | H23.4 | 5年 | つくば地域振興課 |
| 5 | 県民文化センター | (財)いばらき文化振興財団 | 公募 | H23.4 | 5年 | 生活文化課 |
| 6 | 鳥獣センター | (財)茨城県農林振興公社 | 公募 | H21.4 | 5年 | 環境政策課 |
| 7 | 総合福祉会館 | (社)茨城県社会福祉協議会 | 公募 | H23.4 | 5年 | 福祉指導課 |
| 8 | 健康プラザ | (財)茨城県総合健診協会 | 公募 | H21.4 | 5年 | 保健予防課 |
| 9 | 母子の家 | (社)茨城県母子寡婦福祉連合会 | 公募 | H21.4 | 5年 | 子ども家庭課 |
| 10 | 児童センターこどもの城 | (社)茨城県社会福祉事業団 | 非公募 | H23.4 | 2年 | |
| 11 | 点字図書館 | (社)茨城県視覚障害者協会 | 公募 | H23.4 | 5年 | 障害福祉課 |
| 12 | 視覚障害者福祉センター | (社)茨城県視覚障害者協会 | 公募 | H23.4 | 5年 | |
| 13 | 聴覚障害者福祉センターやすらぎ | (社)茨城県聴覚障害者協会 | 公募 | H23.4 | 5年 | |
| 14 | あすなろの郷 | (社)茨城県社会福祉事業団 | 公募 | H21.4 | 5年 | |
| 15 | つくば創業プラザ | (株)つくば研究支援センター | 非公募 | H23.4 | 5年 | 産業政策課 |
| 16 | 大洗マリントワー | 大洗町 | 非公募 | H23.4 | 5年 | 観光物産課 |
| 17 | 国民宿舎「鶺鴒の岬」 | (財)茨城県開発公社 | 非公募 | H23.4 | 5年 | |
| 18 | カントリープラザ「鶺鴒の岬」 | (財)茨城県開発公社 | 非公募 | H23.4 | 5年 | 林政課 |
| 19 | 奥久慈憩いの森 | 茨城県造園業協同組合 | 公募 | H21.4 | 5年 | |
| 20 | 県民の森 | (財)茨城県農林振興公社 | 公募 | H21.4 | 5年 | |
| 21 | 植物園 | (財)茨城県農林振興公社 | 公募 | H21.4 | 5年 | |
| 22 | 森のカルチャーセンター | (財)茨城県農林振興公社 | 公募 | H21.4 | 5年 | |
| 23 | きのこ博士館 | (財)茨城県農林振興公社 | 公募 | H21.4 | 5年 | |
| 24 | 水郷県民の森 | (財)茨城県農林振興公社 | 公募 | H21.4 | 5年 | |
| 25 | 那珂湊漁港(駐車場) | (株)暁恒産 | 公募 | H21.4 | 3年 | |
| 26 | 那珂湊漁港(水門) | 那珂湊漁業協同組合 | 公募 | H21.4 | 3年 | |
| 27 | 波崎漁港(浄化施設) | 波崎加工協・化工機プラント共同事業体 | 公募 | H21.4 | 3年 | |
| 28 | 波崎漁港海岸休憩施設 | 神栖市 | 非公募 | H21.4 | 3年 | 港湾課 |
| 29 | 鹿島港の北浜地区の港湾環境整備施設(魚釣園を除く。) | 鹿嶋市 | 非公募 | H23.4 | 2年 | |
| 30 | 鹿島港の魚釣園 | 鹿島埠頭(株) | 公募 | H23.4 | 5年 | |
| 31 | 大洗港の中央地区の港湾環境整備施設(港中央公園に限る。) | (株)茨城ポートオーソリティ | 公募 | H23.4 | 5年 | |
| 32 | 大洗港の魚釣園 | (株)茨城ポートオーソリティ | 公募 | H23.4 | 5年 | |
| 33 | 大洗マリーナ | (株)茨城ポートオーソリティ | 公募 | H23.4 | 5年 | |
| 34 | 大洗マリーナ地区の港湾環境整備施設 | 大洗町 | 非公募 | H23.4 | 2年 | 公園街路課 |
| 35 | 砂沼広域公園 | 下妻市 | 非公募 | H23.4 | 1年 | |
| 36 | 洞峰公園 | 洞峰都市整備グループ | 公募 | H19.4 | 5年 | |
| 37 | 赤塚公園 | 洞峰都市整備グループ | 公募 | H19.4 | 5年 | |
| 38 | 港公園 | 神栖市 | 非公募 | H23.4 | 2年 | |
| 39 | 県西総合公園 | 筑西広域市町村圏事務組合 | 非公募 | H23.4 | 2年 | |
| 40 | 笠間芸術の森公園 | 笠間市 | 非公募 | H23.4 | 2年 | |
| 41 | 大子広域公園 | 大子町 | 非公募 | H23.4 | 2年 | |
| 42 | 鹿島灘海浜公園 | 鉾田市 | 非公募 | H23.4 | 2年 | |
| 43 | 北浦川緑地 | 取手市 | 非公募 | H23.4 | 2年 | |
| 44 | 大洗公園 | 茨城県造園業協同組合 | 公募 | H21.4 | 5年 | 住宅課 |
| 45 | 県営住宅及び周辺施設(165団地) | 一般財団法人茨城住宅管理協会 | 公募 | H23.4 | 5年 | |
| 46 | 県立歴史館 | (財)茨城県教育財団 | 非公募 | H23.4 | 5年 | 文化課 |
| 47 | 水戸生涯学習センター | (財)茨城県教育財団 | 公募 | H23.4 | 5年 | 生涯学習課 |
| 48 | 県北生涯学習センター | NPO法人インパクト | 公募 | H23.4 | 5年 | |
| 49 | 鹿行生涯学習センター | (財)茨城県教育財団 | 公募 | H23.4 | 5年 | |
| 50 | 女性プラザ | (財)茨城県教育財団 | 公募 | H23.4 | 5年 | |
| 51 | 県南生涯学習センター | NPO法人ひと・まちなつとわーく | 公募 | H23.4 | 5年 | |
| 52 | 県西生涯学習センター | NPO法人日本スポーツ振興協会 | 公募 | H23.4 | 5年 | |
| 53 | 西山研修所 | (財)茨城県教育財団 | 公募 | H23.4 | 2年 | |
| 54 | 中央青年の家 | (財)茨城県教育財団 | 公募 | H23.4 | 2年 | |
| 55 | 白浜少年自然の家 | (財)茨城県教育財団 | 公募 | H23.4 | 5年 | |
| 56 | さしま少年自然の家 | (財)茨城県教育財団 | 公募 | H23.4 | 5年 | |
| 57 | 里美野外活動センター | 茨城県キャンプ協会 | 公募 | H21.4 | 5年 | 保健体育課 |
| 58 | ライフル射撃場 | 茨城県ライフル射撃協会 | 公募 | H23.4 | 5年 | |
| 59 | 堀原運動公園 | (財)茨城県体育協会 | 公募 | H23.4 | 5年 | |
| 60 | 東町運動公園 | NPO法人日本スポーツ振興協会 | 公募 | H23.4 | 5年 | |
| 61 | 笠松運動公園 | (財)茨城県体育協会 | 公募 | H23.4 | 5年 | |
| 62 | こども病院 | (社)福)恩賜財団済生会 | 非公募 | H23.4 | 5年 | 病院局 |

県出先機関の再編の概要

従来の行政サービスを保ちながら、地域で行うべきことは地域で、本庁に集約できることは本庁で行います。

出先機関の再編

| 現 在 | 平成21年4月1日から |
|--|---|
| <p>●地方総合事務所(4) (県北・鹿行・県南・県西)</p> <p>総務課 企画振興室 県民生活課 商工労政課 環境保全課 建築指導課 福祉課</p> <p>農林関係 農政課 地域農業振興室 農業課(県北・県南) 畜産振興課(県北) 林務課(県北・県南) 森林土木課(県北) 農林課(鹿行・県西)</p> | <p>●県民センター(4) 県政の広聴、青少年健全育成、消費生活相談、交通事故相談、旅券発給、環境保全、産業保安、労働相談、雇用対策、建築確認、生活保護 (県北・鹿行・県南・県西)</p> <p>総務県民部門 地域福祉部門 環境・保安部門 建築指導部門</p> <p>県央地域 本庁各業務担当課 ※福祉分野は福祉相談センター(三の丸庁舎)で担当</p> |
| <p>●地域農業改良普及センター(12) (水戸・笠間・常陸大宮・常陸太田・鉾田・行方・稲敷・土浦・つくば・筑西・結城・坂東)</p> | <p>●農林事務所(5) 農地転用許可、農業の取締り、農業生産基盤の整備、農林業担い手の確保・育成、農林業の経営・技術に関する指導・助言、治山・林道事業 (県北・県央・鹿行・県南・県西)</p> <p>企画調整部門 (水戸・常陸太田・鉾田・土浦・筑西) 林務部門 (常陸太田)</p> <p>経営・普及部門 (水戸・常陸太田・鉾田・土浦・筑西)</p> <p>地域農業改良普及センター[7] (笠間・常陸大宮・行方・稲敷・つくば・結城・坂東)</p> <p>土地改良部門 (水戸・常陸太田・鉾田・土浦・筑西)</p> <p>土地改良事務所[3] (高萩・稲敷・境)</p> |
| <p>●土地改良事務所(8) (水戸・常陸太田・高萩・鉾田・稲敷・土浦・筑西・境)</p> | <p>●県税事務所(5) 県税の窓口収納、納税証明、税の賦課・徴収 (水戸・常陸太田・行方・土浦・筑西)</p> <p>支所[3] 県税の窓口収納、納税証明、税の賦課(うち法人二税、個人事業税のみ) (高萩・稲敷・境)</p> |
| <p>●土木事務所(11) (水戸・常陸大宮・常陸太田・高萩・鉾田・潮来・竜ヶ崎・土浦・筑西・常総・境)</p> | <p>●土木事務所(5) 道路・河川の整備・維持管理、工事経理・入札、建設業許可、特殊車両通行許可、道路占用許可 (水戸・常陸大宮・潮来・土浦・筑西)</p> <p>●工事事務所(6) 道路・河川の整備・維持管理、工事経理・入札、道路占用許可 (常陸太田・高萩・鉾田・竜ヶ崎・常総・境)</p> |
| <p>●保健所(12) (水戸・ひたちなか・常陸大宮・日立・鉾田・潮来・竜ヶ崎・土浦・つくば・筑西・常総・古河)</p> | <p>●保健所(12) 医療機関立入検査、生活習慣病予防、感染症対策、食品営業許可、食品衛生監視指導 (水戸・ひたちなか・常陸大宮・日立・鉾田・潮来・竜ヶ崎・土浦・つくば・筑西・常総・古河)</p> |

※原則として、再編後の出先機関の所在地については変更はありません。

※県民センターは、県北(常陸太田合同庁舎)、鹿行(鉾田合同庁舎)、県南(土浦合同庁舎)、県西(筑西合同庁舎)となります。

※農林事務所は、県北(常陸太田合同庁舎)、県央(水戸合同庁舎)、鹿行(鉾田合同庁舎)、県南(土浦合同庁舎)、県西(筑西合同庁舎)となります。

県に事務局を置く任意団体の見直し

* 網掛けは平成23年1月末までに見直し済みの団体

| | 団 体 名 | 主な業務内容 | 見直しの方向 | 実施・予定時期 | |
|----|---|---------------------------------------|-------------------------|-------------|--------|
| 1 | 久慈郡身体障害者福祉会連絡協議会 | 協議会運営の助言指導等 | 団体廃止 | 平成16年度 | |
| 2 | 県南地方農林振興協議会 | 農業経済安定方策、農林振興施策の推進等 | 事務局移管(構成市町村) | 平成16年度 | |
| 3 | 農業委員会県南連絡協議会 | 農業委員会、関係機関との連絡調整 | 事務局移管(構成市町村) | 平成16年度 | |
| 4 | 鹿島工業整備特別地域整備推進協議会 | 鹿島工業整備特別地域の振興に関する調査、研修等 | 団体廃止 | 平成17年度 | |
| 5 | 城北地域・森と川の交流促進協議会 | 城北地域の自然資源を活かした交流事業の実施等 | 団体廃止 | 平成17年度 | |
| 6 | (財)茨城県総合健診協会支部 (12保健所内に支部を設置) | 疾病予防、健康の保持・増進に関する知識の普及啓発、調査研究等への協力 | 団体廃止 | 平成17年度 | |
| 7 | 茨城県潮来保健所管内保健衛生協議会 | 公衆衛生功労者の表彰、研修会の開催等 | 団体廃止 | 平成17年度 | |
| 8 | 茨城県つくば保健所管内公衆衛生協議会 | 講演会、研修会の開催等 | 団体廃止 | 平成17年度 | |
| 9 | 茨城県病院職員保育事業 | 県立病院看護職員の乳児及び幼児の保育 | 団体廃止 | 平成17年度 | |
| 10 | 全国小売商業対策推進連絡協議会 | 地域小売商業の活性化を図るための調査、情報の収集・交換、要望・陳情等 | 団体廃止 | 平成17年度 | |
| 11 | 茨城県中小企業集団連合会(県庁内に本部、各地方総合事務所等に5支部設置) | 勤労者の福祉活動の実施、人事・労務管理研修の実施等 | 団体廃止 | 平成17年度 | |
| 12 | 茨城県人会北海道連合会 | 茨城県出身者の組織化、県出身者の活動支援(モニターや県催事への協力) | 団体再編・統合 (北海道茨城県人会) | 平成17年度 | |
| 13 | 茨城県人会札幌地区 | 公営住宅等の建設、維持管理等に関する関係機関との連絡調整、調査、研修等 | 団体廃止 | 平成17年度 | |
| 14 | 茨城県住宅対策推進協議会 | 茨城県広報研究会 (各地方総合事務所内に支部を設置) | 広報行政に関する研修会の開催等 | 支部廃止(本部に統合) | 平成18年度 |
| 15 | (財)茨城県学生寮協会 | 本県出身学生用学生寮の管理運営 | 団体廃止 | 平成18年度 | |
| 16 | 茨城県県庁友の会支部 (各地方総合事務所内に1支部、常陸太田県税事務所内に2支部を設置) | 県庁退職者の福利厚生事業、会報等での県事業PRなど県政への協力等 | 事務局独立 | 平成18年度 | |
| 17 | 地方税務協会(県庁内に本部、8県税事務所内に支部を設置) | 地方税務事務の研究、市町村との研修等 | 事務処理見直し(支部会計事務を本部一括で実施) | 平成18年度 | |
| 18 | 茨城県施設園芸研究会 | 施設園芸栽培技術の研究、研修などによる技術交換等 | 事務局移管((社)園芸いばらき振興協会) | 平成18年度 | |
| 19 | 伊奈・谷和原丘陵部まちづくり推進連絡協議会 | 「まちづくり」や「土地活用」に関する連絡・調整、各種調査・研究 | 事務局移管(関係市) | 平成18年度 | |
| 20 | 茨城県教育友の会支部 (各教育事務所内に1支部設置) | 退職教職員の福利厚生事業、会報等での県事業PRなど県政への協力等 | 事務局独立 | 平成18年度 | |
| 21 | 県南地域優良芝生生産対策協議会 | 需要拡大のPR活動、視察・研修会の実施 | 団体廃止 | 平成18年度 | |
| 22 | 常陸海浜公園整備促進協議会 | 講習会等の開催、関係機関に対する提案・要望活動等 | 団体統合 (県公園緑地推進協議会) | 平成19年度 | |
| 23 | 茨城県県北市町村青少年問題協議会連絡会 | 青少年問題の研究及び青少年育成関係者等への研修等 | 団体廃止 | 平成19年度 | |
| 24 | 茨城県県南地区青少年問題協議会連絡会 | 青少年の指導、育成、保護及び矯正 | 団体廃止 | 平成19年度 | |
| 25 | 茨城県県北市町村交通安全対策研究会 | 交通安全対策に関する研修・研究協議会 | 団体廃止 | 平成19年度 | |
| 26 | 鹿行地域交通安全推進研究 | 交通安全行政の円滑かつ効率的な推進 | 団体廃止 | 平成19年度 | |
| 27 | 茨城県県南地方市町村交通安全連絡協議会 | 交通安全に関する情報交換、協議、研修 | 団体廃止 | 平成19年度 | |
| 28 | 行方交流圏協議会 | 行方地域における交流促進事業等の実施 | 事務局移管(行方市) | 平成19年度 | |
| 29 | 阿見吉原土地区画整理事業推進連絡協議会 | 土地区画整理・地元対策に関すること、関係機関との連絡調整 | 事務局移管(阿見吉原地区まちづくり推進協議会) | 平成19年度 | |
| 30 | 鹿行地区青少年問題協議会連絡会 | 青少年の指導、育成、保護及び矯正 | 団体廃止 | 平成19年度 | |
| 31 | 茨城うまいもんどころ味クラブ | 京浜地域の流通関係者と青果物生産者との意見交換、産地視察などによる販売促進 | 事務局移管(会員企業) | 平成20年度 | |
| 32 | 茨城県電子申請・届出システム整備運営協議会 | 電子申請・届出システムの構築及び運用 | 団体統合(市町村共同システム整備運営協議会) | 平成20年度 | |
| 33 | 多賀林業振興会 | 機関誌の配布、間伐講習会等 | 事務局移管 | 平成20年度 | |
| 34 | 常陸太田林業振興会 | 機関誌の配布、間伐講習会等 | 事務局移管 | 平成20年度 | |
| 35 | 大子林業改良普及協会 | 機関誌の配布、間伐講習会等 | 事務局移管 | 平成20年度 | |
| 36 | 常陸大宮市林業振興会 | 機関誌の配布、間伐講習会等 | 事務局移管 | 平成20年度 | |
| 37 | 水戸地区林業振興会 | 機関誌の配布、間伐講習会等 | 事務局移管 | 平成20年度 | |
| 38 | 西茨城林業振興会 | 機関誌の配布、間伐講習会等 | 事務局移管 | 平成20年度 | |
| 39 | 茨城・きらめきリゾート構想推進協議会(地域計画課) | リゾート整備推進に関する総合調整 | 団体廃止 | 平成20年度 | |
| 40 | 茨城県スマートコリドール構想推進協議会(情報政策課) | つくばエクスプレス沿線開発地域等におけるIT活用の街づくり | 団体廃止 | 平成20年度 | |
| 41 | 茨城県教育友の会(福利厚生課) | 退職教職員の相互親睦融和と福利厚生の増進 | 事務局独立 | 平成20年度 | |
| 42 | 県西地域総合振興協議会(県西総合事務所総務課) | 交通安全・青少年・福祉等の各種研修会の実施、要望活動 | 事務局移管(会長市町) | 平成21年度 | |
| 43 | 茨城県踏切道改善促進協議会(生活文化課) | 踏切道の構造改良・統廃合・交通規制についての協議・実施 | 団体統合(茨城県交通対策協議会) | 平成21年度 | |
| 44 | 大洗鹿島線を育てる沿線市町村会議(企画課) | 鉄道利用の促進・啓発、沿線環境の整備等 | 事務局移管(沿線市町) | 平成22年度 | |
| 45 | 地方税務協会(県庁内に本部、5県税事務所内に支部を設置) | 地方税務事務の研究、市町村との研修等 | 団体廃止 | 平成22年度 | |
| 46 | いばらき公施設予約システム整備運営協議会(情報政策課) | いばらき公施設予約システムの整備・運営 | 団体統合(市町村共同システム整備運営協議会) | 平成23年度 | |
| 47 | 茨城県港湾協会(港湾課) | 港湾整備に係る大会の開催・要望活動、研修会の実施 | 団体統合(茨城県港湾振興協会連合会) | 平成23～25年度 | |
| 48 | 茨城県港湾振興協会連合会(港湾課) | 港説明会の開催、広報誌の発行等 | 団体統合(茨城県港湾協会) | 平成23～25年度 | |
| 49 | | | | | |

国に対し権限移譲を求める事務

※網掛けは権限移譲がなされた事務

| No. | 事務の名称等 | 根拠法令等 |
|-----|--------------------------------------|------------------------------------|
| 1 | 商工会議所設立認可等権限 | 商工会議所法第27条 |
| 2 | 前払式割賦販売事業者等に対する営業許可，是正措置命令 | 割賦販売法第20条等 |
| 3 | 産業廃棄物処理施設等の基準等の設定権限 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条，第15条の2 |
| 4 | 4 ha超の農地転用の許可権限 | 農地法第4条，第5条 |
| 5 | 保安林の指定・解除権限 | 森林法第25条，第26条 |
| 6 | 保安施設地区の指定・解除権限 | 森林法第41条，第43条 |
| 7 | 砂防指定地の指定・解除権限 | 砂防法第2条 |
| 8 | 地すべり防止区域の指定・廃止権限 | 地すべり防止法第3条，第51条 |
| 9 | 国定公園の公園計画の決定権限 | 自然公園法第7条 |
| 10 | 都道府県土地改良連合会の設立許可等権限 | 土地改良法第111条の13等 |
| 11 | 種畜等検査権限 | 家畜改良増殖法第4条 |
| 12 | 水道事業に係る認可権限 | 水道法第6条 |
| 13 | 民生委員の委嘱権限 | 民生委員法第5条 |
| 14 | 社会福祉士，介護福祉士など国家資格養成施設の指定の際の意見提出権能の付与 | 社会福祉士及び介護福祉士法第7条，第39条等 |
| 15 | 栄養士，調理師，製菓衛生師に係る養成施設の指定権限 | 栄養士法第2条 調理師法第3条 製菓衛生師法第5条 |
| 16 | 一級河川管理の権限（流域が2以上の都府県にわたる場合を除く） | 河川法第9条 |
| 17 | 不適正表示に係る改善命令の権限 | 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の14第3項 |

国に見直しを求める関与

※網掛けは見直しが行われた、又は見直し予定の事務

| No. | 事務の名称等 | 根拠法令等 |
|-----|---|--|
| 1 | 都道府県土地利用基本計画の策定等に関する国土交通大臣との同意を要する協議 | 国土利用計画法第9条等 |
| 2 | 2 ha超 4 ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣との協議 | 農地法附則第2項 |
| 3 | 都市計画の区域区分等の決定・変更等に係る農林水産大臣との協議 | 都市計画法第23条 |
| 4 | 区域区分の定められていない都市計画区域における用途地域の指定等についての地方農政局との調整 | 農林水産省農村振興局長通知 |
| 5 | 近郊整備地帯における用途地域等の都市計画決定に係る国土交通大臣との同意を要する協議 | 都市計画法第18条 都市計画法施行令第12条 |
| 6 | 農業振興地域整備基本方針の作成等に関する農林水産大臣との同意を要する協議 | 農業振興地域の整備に関する法律第4条等 |
| 7 | 地域森林計画の策定等に係る農林水産大臣と同意を要する協議 | 森林法第6条 |
| 8 | 都道府県立自然公園の特別地域の指定等に係る国の関係地方行政機関の長との協議 | 自然公園法第79条 |
| 9 | 都道府県自然環境保全地域の特別地区の指定等に係る環境大臣との協議 | 自然環境保全法第49条 |
| 10 | 都道府県道認定に当たっての国土交通大臣との協議 | 道路法第74条 |
| 11 | 大臣認可を受けた埋立地等における許可事務についての国への報告、協議 | 公有水面埋立法第23条，27条，29条 |
| 12 | 公営住宅の用途廃止についての国土交通大臣の承認 | 公営住宅法第44条 |
| 13 | 漁業調整規則の制定等に係る農林水産大臣の認可 | 漁業法第65条 |
| 14 | 都道府県による公衆浴場入浴料金統制の義務付け | 物価統制令第4条 公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する厚生労働省令第2条 |
| 15 | 社会福祉主事及びと畜検査員に係る任用資格を含めた必置規制 | 社会福祉法第18条 と畜場法第19条 |
| 16 | 都道府県生活衛生適正化審議会に関する必置規制 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条 |
| 17 | 児童自立支援施設の調理員に関する必置規制 | 児童福祉法施行令第36条 児童福祉施設最低基準第80条 |
| 18 | 児童福祉施設最低基準等 | 児童福祉施設最低基準第32，33条 幼稚園設置基準第3条，5条等 |
| 19 | 介護労働者の雇用管理改善計画等の認定 | 介護労働者の雇用管理の改善に関する法律第8条 |

| No. | 事務の名称等 | 根拠法令等 |
|-----|--|---|
| 20 | 工業用水道事業補助金の交付を受けた工業用水道の料金設定・改定に係る経済産業大臣の承認 | 工業用水道事業法第17条 工業用水道事業費補助金交付規則第6条 |
| 21 | 基幹農道の新規採択にあたっての国土交通省との協議調整 | 建設省道路局長，農林水産省農地局長覚書（S45.3.16） |
| 22 | 対EU，対米，対中国，対ベトナム向け輸出水産食品等に係る監視指導，衛生証明書発行の事務等 | 厚生省生活衛生局長通知（H7.7.5）厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（H18.1.16）ほか |
| 23 | 漁港施設用地等利用計画の策定及び変更 | 漁港施設用地等利用計画の策定に係る水産庁長官通知（H2.3.15） |
| 24 | 漁港区域の指定又は変更に係る農林水産大臣の認可 | 漁港漁場整備法第6条第7項 |
| 25 | 全国一律の基準病床数の設定 | 医療法第30条の4，医療法施行規則第30条の30 |
| 26 | 児童厚生施設に関する年1回の実地検査 | 児童福祉法施行令第38条 |
| 27 | 訓練手当に係る事務 | 雇用対策法第18条 |
| 28 | 保健所長の医師資格要件 | 地域保健法施行令第4条 |
| 29 | 農業農村整備事業における時間管理の徹底等 | 農業農村整備事業における時間管理の徹底等に係る通知 |
| 30 | 広域営農団地農道整備事業 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 | 広域営農団地農道整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業についての各覚書 |
| 31 | 海岸保全施設の工事施工に伴う大臣の承認 | 海岸法第27条 |
| 32 | 特別用途地域内における用途緩和条例を制定する際の大臣の承認 | 建築基準法第49条第2項 |
| 33 | 特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務 | 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱第12条 |
| 34 | 2級水系の河川整備方針及び河川整備計画の同意 | 河川法第79条第2項 河川法施行規則第37条の5 |
| 35 | 街路事業等における国土交通大臣の都市計画事業の認可 | 都市計画法第59条第2項 |
| 36 | 土地利用審査会の委員任命に係る手続き | 国土利用計画法第39条第3項 |
| 37 | 水道事業と工業用水道事業の資金の取扱い等 | 地方公営企業施行令 |

市町村へ権限を移譲する事務

1 まちづくり特例市への移譲事務(対象:人口5万人以上の市)

| 分野 | 法令名 | 主な事務の内容 |
|---|------------------------------|-------------------------------|
| 個性豊かなまちづくり分野 () () () () () () () () () () () () | 農地法 | 農地転用の許可(2ha以下)等 |
| | 農地法 | 農地等の賃借権の解約等の許可 |
| | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農用地区域内における開発行為の許可等 |
| | 森林法 《任意選択事務》 | 林地開発行為の許可等 |
| | 都市計画法 | 開発行為の許可等 |
| | 租税特別措置法 | 優良宅地造成の認定 |
| | 宅地造成等規制法 | 宅地造成工事規制区域の指定、区域内の宅地造成に関する許可等 |
| | 都市計画法 | 都市計画施設内の建築許可、都市計画事業地内の建築許可 |
| | 茨城県風致地区内における建築行為等の規制に関する条例 | 風致地区内における行為の許可等 |
| | 土地区画整理法 | 土地区画整理事業の個人・組合施行の認可(5ha未満)等 |
| | 都市再開発法 | 市街地再開発促進区域内における建築物の建築許可等 |
|) () () () () () () () () () () () | 家庭用品品質表示法 | 販売事業者に対する立入検査等 |
| | 消費生活用製品安全法 | 販売事業者に対する立入検査等 |
| | 児童福祉法 | 認可外保育施設に対する立入検査等 |
| | 児童福祉法 | 認可外保育施設の事業開始の届出受理等 |
| | 母子保健法 | 未熟児の訪問指導(養育医療非給付にに限る)等 |
| | 身体障害者福祉法 | 身体障害者手帳の交付等 |
| 活) () () () () () () () () () () () | 計量法 | 各種計量器類の立入検査等 |
| | 商工会議所法 | 商工会議所が賦課する負担金の許可 |
| | 商工会法 | 商工会の設立の認可等 |
| | 中小小売商業振興法 | 商店街整備計画の認定等 |
| | 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 | 基盤施設計画の認定等 |
| | 電気用品安全法 | 販売事業者に対する立入検査等 |
| | ガス事業法 | 販売事業者に対する立入検査等 |
| | 火薬類取締法 | 火薬類の譲渡者、譲受者に対する許可等 |
| | 水道法 | 簡易専用水道の給水停止命令 |
| | 茨城県安全な飲料水の確保に関する条例 | 小簡易専用水道の給水停止命令 |
| 快適な環境づくり分野 | 騒音規制法 | 地域の指定、規制基準の設定等 |
| | 悪臭防止法 | 地域の指定、規制基準の設定等 |
| | 振動規制法 | 地域の指定、規制基準の設定等 |
| | 水質汚濁防止法 | 特定事業場への立入検査等 |
| | 土壤汚染対策法 《任意選択事務》 | 汚染状況報告の受理、立入検査等 |
| | 大気汚染防止法 | 工場・事業場への立入検査等 |
| | ダイオキシン類対策特別措置法 | 特定事業場への立入検査等 |
| | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 | 公害防止統括責任者選任等の届出の受理等 |
| 茨城県生活環境の保全等に関する条例 | 特定施設の設置の届出の受理等 | |

2 まちづくり特例市(第二期)への移譲事務(対象:人口5万人未満の市 ※H21.4新設)

| 分野 | 区分 | 県担口課 | |
|---|--|------------------------------|-------------------------------|
| 個性豊かなまちづくり分野 () () () () () () () () () () () () | 農地 都市計画・都市整備 | 農地法 | 農地転用の許可(2ha以下)等 |
| | | 農地法 | 農地等の賃借権の解約等の許可 |
| | | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農用地区域内における開発行為の許可等 |
| | | 森林法 《任意選択事務》 | 林地開発行為の許可等 |
| | | 都市計画法 | 開発行為の許可等 |
| | | 租税特別措置法 | 優良宅地造成の認定 |
| | | 宅地造成等規制法 | 宅地造成工事規制区域の指定、区域内の宅地造成に関する許可等 |
| | | 都市計画法 | 都市計画施設内の建築許可、都市計画事業地内の建築許可 |
| | | 茨城県風致地区内における建築行為等の規制に関する条例 | 風致地区内における行為の許可等 |
| | | 土地区画整理法 | 土地区画整理事業の個人・組合施行の認可(5ha未満)等 |
| | | 都市再開発法 | 市街地再開発促進区域内における建築物の建築許可等 |
|) () () () () () () () () () () () | 生活消費 保健・福祉 | 家庭用品品質表示法 | 販売事業者に対する立入検査等 |
| | | 消費生活用製品安全法 | 販売事業者に対する立入検査等 |
| | | 児童福祉法 | 認可外保育施設に対する立入検査等 |
| | | 児童福祉法 | 認可外保育施設の事業開始の届出受理等 |
| | | 母子保健法 | 未熟児の訪問指導(養育医療非給付にに限る)等 |
| | | 身体障害者福祉法 《任意選択事務》 | 身体障害者手帳の交付等 |
| 活) () () () () () () () () () () () | 中小) () () () () () () () () () () () | 計量法 | 各種計量器類の立入検査等 |
| | | 商工会議所法 | 商工会議所が賦課する負担金の許可 |
| | | 商工会法 | 商工会の設立の認可等 |
| | | 中小小売商業振興法 | 商店街整備計画の認定等 |
| | | 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 | 基盤施設計画の認定等 |
| | | 電気用品安全法 | 販売事業者に対する立入検査等 |
| | | ガス事業法 | 販売事業者に対する立入検査等 |
| | | 火薬類取締法 | 火薬類の譲渡者、譲受者に対する許可等 |
| | | 水道法 | 簡易専用水道の給水停止命令 |
| | | 茨城県安全な飲料水の確保に関する条例 | 小簡易専用水道の給水停止命令 |
|) () () () () () () () () () () () | 環境 | 騒音規制法 | 地域の指定、規制基準の設定等 |
| | | 悪臭防止法 | 地域の指定、規制基準の設定等 |
| | | 振動規制法 | 地域の指定、規制基準の設定等 |

3 新規移譲事務(56法令739事務)

(1) まちづくり・土地利用規制分野

24法令 246事務

| 番号 | 法令名 | 主な事務の内容 | 移譲開始年度 | 移譲対象市町村 | 包括移譲 | | 備考(事務が該当する市町村等) |
|------|--------------------------------|----------------------------------|--------|---------|---------------|------------------------|--|
| | | | | | まちづくり特例市 | まちづくり特例市(第二期) | |
| 1-1 | 国土利用計画法 | 国土利用計画法に基づく届出受理, 利用目的に関する勧告等 | 22 | 市町村 | | | |
| 1-2 | 首都圏近郊緑地保全法 | 保全区域内における行為の届出受理等 | 21 | 市町村 | | | 龍ヶ崎市, 常総市, 取手市, 牛久市, 坂東市, 五霞町, 境町 |
| 1-3 | 自然公園法 | 国立公園区域における行為許可・届出受理等 | 21 | 市町村 | | | 13市町村(水郷筑波国立公園の関係市町村) |
| 1-4 | 茨城県立自然公園条例 | 県立自然公園区域における行為許可・届出受理等 | 21 | 市町村 | | | 15市町村(県立自然公園の関係市町村) |
| 1-5 | 茨城県自然環境保全条例 | 環境保全地域における行為許可・届出受理等 | 21 | 市町村 | | | 31市町村(環境保全地域の関係市町村) |
| 1-6 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農用地区域内における開発行為の許可等 | 22 | 市町村 | まちづくり | まちづくり(農地) | |
| 1-7 | 農地法 | 農地等の賃借権の解約等の許可 | 22 | 市町村 | まちづくり | まちづくり(農地) | |
| 1-8 | 森林法 | 林地開発行為の許可等 | 21 | 市町村 | まちづくり(任意選択) | まちづくり(都市計画・都市整備)(任意選択) | |
| 1-9 | 農住組合法 | 農住組合の設立認可等 | 21 | 市町村 | | | 3市町村(農住組合法対象市町村) |
| 1-10 | 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 | 入会林野整備計画の認可等 | 21 | 市町村 | | | |
| 1-11 | 漁港漁場整備法 | 漁港漁場整備法に係る占用の許可等(經由事務) | 21 | 市町村 | | | 北茨城市, 日立市, ひたちなか市, 神栖市, 行方市, 大洗町 |
| 1-12 | 海岸法 | 県管理漁港区域内の海岸法に係る占用の許可等(經由事務) | 21 | 市町村 | | | 北茨城市, 日立市, ひたちなか市, 神栖市 |
| 1-13 | 茨城県海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る占用料等徴収条例 | 県管理漁港区域内の海岸法に係る占用許可等に係る占用料等の徴収 | 21 | 市町村 | | | 北茨城市, 日立市, ひたちなか市, 神栖市 |
| 1-14 | 茨城県漁港管理条例 | 漁港漁場整備法による占用許可等に係る占用料等の徴収 | 21 | 市町村 | | | 北茨城市, 日立市, ひたちなか市, 神栖市, 行方市, 大洗町 |
| 1-15 | 国有財産法 | 市町村管理漁港区域内の国有財産の境界確定等 | 21 | 市町村 | | | 日立市, 土浦市, 行方市, かすみがうら市, 神栖市, 茨城町, 大洗町, 美浦村 |
| 1-16 | 公有地の拡大の推進に関する法律 | 土地を譲渡しようとする場合の届出及び土地の買取希望申し出の受理等 | 21 | 市町村 | | | |
| 1-17 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 特定路外駐車場の設置の届出受理等 | 21 | 市町村 | | | (特例市は法定移譲済) |
| 1-18 | 都市緑地法 | 特別緑地保全地区内の行為の許可等 | 22 | 市町村 | | | 特別緑地保全地区がある市町村 |
| 1-19 | 宅地造成等規制法 | 宅地造成工事規制区域の指定, 区域内の宅地造成に関する許可等 | 21 | 市町村 | まちづくり | まちづくり(都市計画・都市整備) | |
| 1-20 | 住宅地区改良法 | 住宅地区改良事業地内の建築行為等の許可等 | 21 | 市町村 | | | (特例市は法定移譲済) |
| 1-21 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 | 特定優良賃貸住宅供給計画の認定等 | 21 | 市町村 | 特優貸事業を実施する市町村 | | |
| 1-22 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律 | 高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定等 | 21 | 市町村 | 高優貸事業を実施する市町村 | | |
| 1-23 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 急傾斜地崩壊危険区域の指定, 区域内の行為の許可等 | 22 | 市町村 | | | |
| 1-24 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | 土砂災害警戒区域の指定等 | 22 | 市町村 | | | |

(2) 福祉分野

6法令 75事務

| 番号 | 法令名 | 主な事務の内容 | 移譲開始年度 | 移譲対象市町村 | 包括移譲 | | 備考（事務が該当する市町村等） |
|------|-----------|--|--------|---------|----------|---------------|-----------------|
| | | | | | まちづくり特例市 | まちづくり特例市（第二期） | |
| 2-1 | 社会福祉法 | 社会福祉法人（設置主体が市町村である社会福祉施設を経営する法人に限る）の指導検査，報告徴収等 | 21 | 市町村 | | | |
| 2-2 | 社会福祉法 | 市町村社会福祉協議会に係る定款の認可等 | 21 | 市町村 | | | |
| 2-3 | 社会福祉法 | 放課後児童健全育成事業の届出受理等 | 22 | 市町村 | | | |
| 2-4 | 児童福祉法 | 保育所の設置認可，報告の徴収等 | 22 | 市町村 | | | |
| 2-5 | 児童福祉法 | 児童厚生施設の設置認可，実地検査等 | 22 | 市町村 | | | |
| 2-6 | 児童福祉法 | 認可外保育施設の事業開始の届出受理等 | 22 | 市町村 | くらしづくり | くらしづくり（保健・福祉） | |
| 2-7 | 老人福祉法 | 養護老人ホーム，特別養護老人ホームの設置認可等 | 21 | 市 | | | |
| 2-8 | 老人福祉法 | 有料老人ホームの設置届出の受理等 | 21 | 市 | | | |
| 2-9 | 老人福祉法 | 老人デイサービスセンター等の設置届出の受理等 | 21 | 市町村 | | | |
| 2-10 | 老人福祉法 | 老人居宅生活支援事業に係る届出受理等 | 21 | 市町村 | | | |
| 2-11 | 介護保険法 | 指定居宅サービス事業者の指定等 | 22 | 市町村 | | | |
| 2-12 | 戦傷病者特別援護法 | 戦傷病者への更生医療の給付，補装具の支給又は修理等 | 21 | 市町村 | | | |
| 2-13 | 障害者自立支援法 | 自立支援医療費（育成医療費）の支給認定等 | 22 | 市町村 | | | |

(3) 保健・衛生分野

2法令16事務

| 番号 | 法令名 | 主な事務の内容 | 移譲開始年度 | 移譲対象市町村 | 包括移譲 | | 備考（事務が該当する市町村等） |
|-----|------------|--------------|--------|---------|----------|---------------|-----------------|
| | | | | | まちづくり特例市 | まちづくり特例市（第二期） | |
| 3-1 | 水道法 | 専用水道の布設工事確認等 | 21 | 市町村 | | | |
| 3-2 | 化製場等に関する法律 | 化製場等の設置許可等 | 21 | 市町村 | | | |

(4) 公害規制分野

5法令 63事務

| 番号 | 法令名 | 主な事務の内容 | 移譲開始年度 | 移譲対象市町村 | 包括移譲 | | 備考（事務が該当する市町村等） |
|-----|------------------------------------|------------------------------|--------|--------------------------|-------------|---------------|-----------------|
| | | | | | まちづくり特例市 | まちづくり特例市（第二期） | |
| 4-1 | 浄化槽法 | 廃止届出の受理，使用開始届出の受理，管理者変更届の受理等 | 21 | 市町村 | | | |
| 4-2 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 一般廃棄物処理施設の設置許可等 | 22 | 建築主事を置く市 | | | |
| 4-3 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 廃棄物が地下にある土地の形状の変更に係る指定区域の指定等 | 22 | 市町村 | | | |
| 4-4 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 | 特定化学物質の排出量等に関する事務 | 22 | 人口5万人以上の市 | | | |
| 4-5 | 土壤汚染対策法 | 汚染状況報告の受理，立入検査等 | 22 | 人口5万人以上の市 | 環境づくり（任意選択） | | （特例市は法定移譲済） |
| 4-6 | 茨城県霞ヶ浦水質保全条例 | 高度処理浄化槽の設置命令 | 21 | 事務が該当する市町村のうち，人口5万人以上の市※ | | | |

※11市：土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，笠間市，牛久市，つくば市，鹿嶋市，筑西市，神栖市，鉾田市，小美玉市

(5) 教育分野

3法令 15事務

| 番号 | 法令名 | 主な事務の内容 | 移譲開始年度 | 移譲対象市町村 | 包括移譲 | | 備考（事務が該当する市町村等） |
|-----|--------|------------------------------|--------|---------|----------|---------------|-----------------|
| | | | | | まちづくり特例市 | まちづくり特例市（第二期） | |
| 5-1 | 学校教育法 | 市町村の設置する幼稚園の設置廃止等の認可等 | 22 | 市町村 | | | |
| 5-2 | 文化財保護法 | 埋蔵文化財の調査のために発掘しようとする場合の届出受理等 | 22 | 市町村 | | | |
| 5-3 | 社会教育法 | 社会教育主事の資格の認定 | 21 | 市町村 | | | |
| 5-4 | 社会教育法 | 法人の設置する公民館の事業及び行為の停止命令 | 21 | 市町村 | | | |

(6) 生活・安全・産業振興分野

14法令287事務

| 番号 | 法令名 | 主な事務の内容 | 移譲開始年度 | 移譲対象市町村 | 包括移譲 | | 備考（事務が該当する市町村等） |
|------|------------------------------|------------------------------|--------|---------------------------------------|----------|---------------|---|
| | | | | | まちづくり特例市 | まちづくり特例市（第二期） | |
| 6-1 | 工場立地法 | 特定工場の新設届出の受理等 | 22 | 市町村 | | | |
| 6-2 | 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律 | 特定工場における変更届出の受理 | 22 | 市町村 | | | |
| 6-3 | 高圧ガス保安法 | 高圧ガス製造の許可等 | 22 | 特例市及び特例市規模の消防本部の構成市町村 | | | |
| 6-4 | 高圧ガス保安法 | 高圧ガス貯蔵所の設置許可等 | 22 | 製造に係るものは特例市及び特例市規模の消防本部の構成市町村、その他は市町村 | | | |
| 6-5 | 高圧ガス保安法 | 高圧ガス販売事業届出の受理等 | 22 | 市町村 | | | |
| 6-6 | 火薬類取締法 | 火薬類の販売の許可等 | 22 | 特例市及び特例市規模の消防本部の構成市町村 | | | |
| 6-7 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 液化石油ガス設備工事の届出の受理、事務所等への立入検査等 | 21 | 市町村 | | | |
| 6-8 | ガス事業法 | ガス用品販売事業者に対する立入検査等 | 22 | 市町村 | 産業づくり | 産業づくり（安全） | |
| 6-9 | 砂利採取法 | 採取計画の認可等 | 22 | 市 | | | |
| 6-10 | 採石法 | 採取計画の認可等 | 22 | 市 | | | 北茨城市、高萩市、日立市、常陸大宮市、水戸市、笠間市、桜川市、石岡市、土浦市、つくば市、筑西市 |
| 6-11 | 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 | 基盤施設計画の認定等 | 21 | 市町村 | 産業づくり | 産業づくり（中小企業支援） | |
| 6-12 | 大規模小売店舗立地法 | 大規模小売店舗の新設届出の受理等 | 21 | 市 | | | |
| 6-13 | 中小企業団体の組織に関する法律 | 中小企業団体の設立認可等 | 21 | 市町村 | | | |
| 6-14 | 中小企業等協同組合法 | 事業協同組合等の設立認可等 | 21 | 市町村 | | | |
| 6-15 | 農業協同組合法 | 農事組合法人の設立の届出受理等 | 22 | 市町村 | | | |
| 6-16 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | 解体工事業者登録簿の閲覧 | 21 | 建築主事を置く市 | | | |

(7) その他

2法令37事務

| 番号 | 法令名 | 主な事務の内容 | 移譲開始年度 | 移譲対象市町村 | 包括移譲 | | 備考（事務が該当する市町村等） |
|-----|------------|--------------------|--------|---------|----------|---------------|-----------------|
| | | | | | まちづくり特例市 | まちづくり特例市（第二期） | |
| 7-1 | 不動産登記法 | 河川区域の土地に係る不動産登記の嘱託 | 21 | 市町村 | | | |
| 7-2 | 特定非営利活動促進法 | 特定非営利活動法人設立の認証等 | 23 | 市町村 | | | |

市町村への県の関与の廃止・縮減

* 網掛けは平成22年10月末までに廃止・縮減した事務（18事務）

| No. | 県の関与等事項名 | 条例等名称 | 条項 | 廃止・縮減の内容 | 実施・予定時期 |
|-----|------------------------------------|---|--------|---|---------|
| 1 | 市町村施行土地区画整理事業の資金計画の変更等に係る県との協議 | 土地区画整理事業(公共施行)の事業計画変更に係る事務手続きについて(通知) | | 協議の廃止 | 平成14年度 |
| 2 | 市町村が県立公園事業を執行する際の知事の承認 | 茨城県立自然公園条例 | 第7条第2項 | 「承認」を「同意を要する協議」に改正 | 平成14年度 |
| 3 | 市町村が流域下水道を使用する際の使用計画の提出及び知事の承認 | 茨城県流域下水道管理要綱 | 第3 | 提出及び承認の廃止 | 平成14年度 |
| 4 | 公共下水道を流域下水道に接続する際の接続工事についての知事の承認 | | 第8 | 「承認」を「同意を要する協議」に改正 | 平成14年度 |
| 5 | 流域下水道へ流入する水質の測定及び知事への報告 | | 第11 | 測定及び報告回数を毎月から四半期ごとに縮減 | 平成14年度 |
| 6 | 老人福祉センターの利用状況の知事への報告 | 茨城県老人福祉法施行細則 | 第13条 | 報告の廃止 | 平成15年度 |
| 7 | 引き取り者の判明しない死体を大学の長に交付したときの知事への報告 | 茨城県墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定による埋葬等の取扱要領 | 第5 | 報告の廃止 | 平成17年度 |
| 8 | 市町村立土地開発公社の役員異動報告書の知事への提出 | 土地開発公社指導監督要綱 | 第8(3) | 要綱の廃止（提出等の廃止） | 平成15年度 |
| 9 | 市町村立土地開発公社の事業計画等の年度開始前の知事への提出 | | 第8(4) | | |
| 10 | 市町村立土地開発公社の事業報告書の決算終了後2ヶ月以内の知事への提出 | | 第8(5) | | |
| 11 | 市町村立土地開発公社の業務運営状況等に関する検収 | | 第9 | | |
| 12 | 市町村立土地開発公社の状況等に関する定期検査 | | 第4 | | |
| 13 | 市町村の都市計画決定に係る県知事の同意 | 市町村が定める都市計画の県知事同意に係る手続きフロー | | 同意時期の弾力化（年4回程度→市町村協議に合わせ随時）（県の計画と一体的に行うものを除く） | 平成16年度 |
| 14 | 下水道事業に関するアンケート調査等 | 下水道事業の実態に係る調査 | | 調査項目の縮減 | 平成18年度 |
| 15 | 農地等の贈与に係る不動産取得税の徴収猶予の申請等のとりまとめ | | | 農業委員会によるとりまとめ廃止 | 平成18年度 |
| 16 | 区画整理補助金の申請・実績報告事務の土木事務所経由（国補事業） | 土地区画整理事業に係る文書の土木事務所（業）所経由及び設計審査の取扱いについて(通知) | | 土木事務所経由の廃止 | 平成19年度 |
| 17 | 再開発事業の申請・実績報告事務の土木事務所経由 | 市街地再開発事業に係る文書の経由及び設計審査の取扱いについて(通知) | | 土木事務所経由の廃止 | 平成19年度 |
| 18 | 農業振興条件整備支援事業に係る補助申請添付書類の軽減 | 茨城農業改革推進総合対策事業費補助金交付要項 | | 添付書類の縮減 | 平成21年度 |

市町村の事務負担の軽減

* 網掛けは平成22年10月末までに廃止・縮減した事務（50事務）

| No. | 県の関与等事項名 | 条例等名称 | 条項 | 廃止・縮減の内容 | 実施・予定時期 |
|-----|--|---|------|-------------------------|---------|
| 1 | 建築確認申請受付前の市町村農業委員会の地目確認事務 | 建築基準法による建築確認と農地法による農地転用許可基準事務の連絡調整について（通達） | | 確認事務の廃止 | 平成15年度 |
| 2 | 農業委員会の地目確認整理簿の備え付け義務 | | | 備え付け義務の廃止 | |
| 3 | 地域ケアシステムの推進事業の現況報告 | 地域ケアシステム推進事業の現況等の記入要領 | 第1 | 報告回数の縮減（四半期→年1回） | 平成15年度 |
| 4 | 身体障害者デイサービス事業及び精神薄弱者デイサービス事業の利用状況報告 | 身体障害者デイサービス事業及び精神薄弱者デイサービス事業の利用促進について（通知） | | 報告の廃止 | 平成15年度 |
| 5 | 市町村による土地取引表の作成・報告（土地取引事例アンケート調査） | 土地取引事例アンケート調査実施要項 | 第2条 | 調査自体の廃止 | 平成15年度 |
| 6 | 遊休土地実態調査における市町村の現地調査 | 茨城県遊休土地認定事務処理要領 | 第3条 | 現地調査の廃止 | 平成15年度 |
| 7 | 消防施設整備費補助金交付申請 | 茨城県消防施設整備費補助金交付要項 *要綱廃止（H20.3） | 第5条 | 国への要望書との重複書類は不要である旨を明確化 | 平成15年度 |
| 8 | 母子・寡婦福祉資金貸付事務の処理状況報告 | 茨城県母子・寡婦福祉資金貸付事務処理特例交付金交付要項 | 第5条 | 処理状況報告の廃止 | 平成15年度 |
| 9 | 特定計量器定期検査に係る検査結果報告 | 特定計量器定期検査要項 | 2(1) | 検査結果報告書の廃止 | 平成15年度 |
| 10 | 商店街共同施設整備事業補助金交付申請 | 商店街共同施設整備事業補助金交付要項 | 7 | 採択申請書と重複する添付書類の省略 | 平成15年度 |
| 11 | 普通交付税算定に係る軽自動車税基礎数値のヒアリング | 普通交付税の額の算定に用いる基礎数値等について（照会） | | ヒアリングの廃止 | 平成14年度 |
| 12 | 市町村職員勤務条件調査に係るヒアリング | 勤務条件等に関する調査等について（依頼） | | ヒアリングの廃止 | 平成15年度 |
| 13 | ゴルフ場会員募集届の市町村長経由 | ゴルフ会員募集に関する指導要綱 | 第6-2 | 市町村経由の廃止 | 平成14年度 |
| 14 | ゴルフ場会員募集変更届の市町村長経由 | | 第6-3 | | |
| 15 | ゴルフ場会員募集終了届、経過届の市町村長経由 | | 第6-4 | | |
| 16 | 茨城県消費生活講座受講生募集 | 茨城県消費生活講座実施要領 | 第5 | 市町村経由の廃止 | 平成15年度 |
| 17 | 茨城県立自然公園条例に基づく特別地域における工作物新築等許可申請の市町村経由 | 自然公園特別（普通）地域内における各種行為の許可申請（届出）書等の市町村長経由について（依頼） | | 市町村経由の廃止 | 平成14年度 |
| 18 | 茨城県立自然公園条例に基づく普通地域における工作物新築等届出の市町村経由 | | | | |
| 19 | 自然公園法に基づく国定公園の特別地域における工作物新築等許可申請の市町村経由 | | | | |
| 20 | 自然公園法に基づく国定公園の普通地域における工作物新築等届出の市町村経由 | | | | |
| 21 | 浄化槽工事実績報告書の市町村経由 | 茨城県浄化槽指導要綱 | 第8-2 | 市町村経由の廃止 | 平成16年度 |
| 22 | 浄化槽清掃実績報告書の市町村経由 | | 第4-2 | | |
| 23 | 漁業士認定申請についての市町村経由 | 茨城県漁業士育成事業実施要領 | 5 | 市町村経由の廃止 | 平成14年度 |
| 24 | 農業改良資金貸付申請書の市町村経由 | 茨城県農業改良資金貸付規程 | 第5条 | 市町村経由の廃止 | 平成14年度 |

| No. | 県の関与等事項名 | 条例等名称 | 条項 | 廃止・縮減の内容 | 実施・予定時期 |
|-----|---|---|--------------------------|-----------------------------------|---------|
| 25 | 農業改良資金支払い猶予申請書の市町村経由 | | 第14条 | 市町村経由の廃止 | 平成14年度 |
| 26 | 土地改良事業補助金申請書の市町村経由 | 茨城県土地改良事業補助金交付要項 | 第13条 | 市町村経由の廃止 | 平成15年度 |
| 27 | 県単土地改良事業に係る事業計画書等の市町村経由 | 茨城県県単土地改良事業実施要領 | 第3 | 市町村経由の廃止 | 平成15年度 |
| 28 | 農地・農業用施設災害復旧事業等交付申請等の市町村経由 | 茨城県災害復旧事業等補助金交付規程 | 第14条 | 市町村経由の廃止 | 平成16年度 |
| 29 | 胆道閉鎖症検査カードの報告 | 胆道閉鎖症マスキリーニング検査事業実施要項 | 5(1)ウ | 報告回数削減 | 平成15年度 |
| 30 | 県内公共図書館に対する概要調査 | 「図書館概要」の作成について | | 調査項目の縮減（他の調査との重複項目の削減） | 平成15年度 |
| 31 | 脳卒中情報システムに係る訪問結果票の提出 | 茨城県脳卒中情報システム事業実施要領 | 5(2) | 報告の廃止（事業の廃止） | 平成15年度 |
| 32 | 普通交付税算定に係る法人税割（2回目）基礎数値ヒアリング | 普通交付税の額の算定に用いる基礎数値等について（照会） | | ヒアリングの廃止 | 平成15年度 |
| 33 | 工業開発条例に基づく工場設置の届出の市町村経由 | 茨城県工業開発条例 [茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例] | 開発 第15条、第21条 [権限 第2条] | 市町村経由の廃止（条例の廃止） | 平成15年度 |
| 34 | 中学校等生徒の進路希望調査 | 中学校等生徒の進路希望調査実施要領 | | ヒアリングの廃止 | 平成16年度 |
| 35 | 宅地開発事業の適性化に関する条例に基づく設計確認申請の市町村経由 | 茨城県宅地開発事業の適性化に関する条例 [茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例] | 宅地第9条 [権限 第2条] | 市町村経由の廃止（条例の廃止） | 平成16年度 |
| 36 | 宅地開発事業の適性化に関する条例に基づく設計変更確認申請の市町村経由 | | 宅地第11条 [権限 第2条] | | |
| 37 | 宅地開発事業の適性化に関する条例に基づく軽微な設計変更等届出の市町村経由 | | 宅地第14条 [権限 第2条] | | |
| 38 | 宅地開発事業の適性化に関する条例に基づく工事完了届出の市町村経由 | | 宅地第16条 [権限 第2条] | | |
| 39 | 宅地開発事業の適性化に関する条例に基づく完了公告前の建築に支障がないことの認定の市町村 | | 宅地第17条第1項 [権限 第2条] | | |
| 40 | 宅地開発事業の適性化に関する条例に基づく地位承継の承認申請の市町村経由 | | 宅地第17条第1項 [権限 第2条] | | |
| 41 | 市町村教育事務状況調査 | 市町村教育事務状況調査実施要項 | | 調査の廃止 | 平成16年度 |
| 42 | 国庫補助事業に係る要望調書の作成 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 | | 調査期間の設定見直し | 平成18年度 |
| 43 | 市町村下水道整備支援事業補助金 | 市町村下水道整備支援事業費補助金交付要綱 | | 添付書類の簡素化等 | 平成18年度 |
| 44 | 市街地再開発事業補助金申請の様式の統一化 | 市街地再開発事業費補助交付要項、県市街地再開発支援事業費補助金交付要項 | | 県様式を国様式に統一 | 平成19年度 |
| 45 | 普通交付税算定に係る法人税割（1回目）基礎数値ヒアリング | 普通交付税の額の算定に用いる基礎数値等について（照会） | | ヒアリング対象団体の縮減 | 平成21年度 |
| 46 | 障害者の自動車税・自動車取得税減免に係る生計同一証明書の発行 | 茨城県県税条例施行規則 | | 市町村経由の廃止 | 平成21年度 |
| 47 | 地方財政状況調査に係るヒアリング | 地方財政状況調査等について（依頼） | | ヒアリング対象団体数の縮減（一部事務組合に対するヒアリングを廃止） | 平成22年度 |

| No. | 県の関与等事項名 | 条例等名称 | 条項 | 廃止・縮減の内容 | 実施・予定時期 |
|-----|-------------------------|-----------------------------|----|-------------|---------|
| 48 | 交付税検査 | 地方交付税検査要領 | | 検査日数の縮減 | 平成22年度 |
| 49 | 徴収確保対策全体会議 | | | 会議の廃止 | 平成22年度 |
| 50 | 給与実態調査に係るヒアリング | 地方公務員給与実態調査等の実施について (依頼) | | ヒアリング時間の縮減 | 平成22年度 |
| 51 | 県への各種報告・調査・資料の提出（教育庁関連） | | | 提出文書の一部押印省略 | 平成23年度 |

茨城県総務部行財政改革・地方分権推進室

<http://www.pref.ibaraki.jp>

〒310-8555 水戸市笠原町978-6【県庁舎7階北東側】

電話 029-301-2211

FAX 029-301-2219

E-mail gyobun@pref.ibaraki.lg.jp